

小田原市強靱化地域計画 (素案)

目 次

1. 策定の趣旨・背景等

1. 1	策定趣旨・背景	1
1. 2	計画の位置付け	1
1. 3	計画期間と見直し	2

2. 計画の前提事項等

2. 1	本市の概況（自然的条件） 位置、地形	3
2. 2	本市の概況（社会的条件） 人口、土地利用、交通、都市構造	5
2. 3	地震被害の想定 想定条件、想定地震、想定結果、津波による被害想定結果	8
2. 4	風水害の想定 河川浸水想定、土砂災害想定	14

3. 強靱化の基本的な考え方

3. 1	想定する災害	15
3. 2	基本目標・事前に備えるべき目標の設定 基本目標、事前に備えるべき目標	15
3. 3	起きてはならない最悪の事態・施策分野の設定 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、施策分野の設定	17

4. 脆弱性評価・取り組みの方向性

4. 1	脆弱性評価の実施方法・総合評価	22
4. 2	リスクシナリオ別の脆弱性評価・取り組みの方向性	24
4. 3	複数のリスクシナリオにまたがる横断的事項の脆弱性評価・取り組みの方向性	160

5. 脆弱性評価の概要

5. 1	リスクシナリオごとの評価一覧	164
5. 2	評価結果の集計	167

1. 策定の趣旨・背景等

1. 1 策定趣旨・背景

これまでわが国は、阪神淡路大震災、東日本大震災等の地震災害のほか、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の洪水・土砂災害といった大規模な自然災害に見舞われ、その度に甚大な被害を受け、復旧・復興に長期間を費やすという歴史を繰り返してきました。

多くの大規模災害の経験を踏まえ、国ではどのような大規模自然災害が起きても、都市の主要な機能を機能不全に陥らせない、強くしなやかな都市づくりを国及び地域が主体となって平時から進めることで、より安全・安心な国づくりにつなげることを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)を、平成25年に制定し、この基本法に基づき、「国土強靱化基本計画(平成26年6月)」を策定しました。

基本法第4条には、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。」と規定されており、第13条に国土強靱化地域計画を策定できることが定められています。また、経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる「骨太の方針」)、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針等において、地方自治体における国土強靱化の推進が求められており、国を挙げて国土強靱化を推進しています。

本市も例外ではなく、歴史上これまで地震等の大規模災害が多く発生し、併せて近年では水害が甚大化する傾向にあるなど、依然として災害リスクが多く存在します。

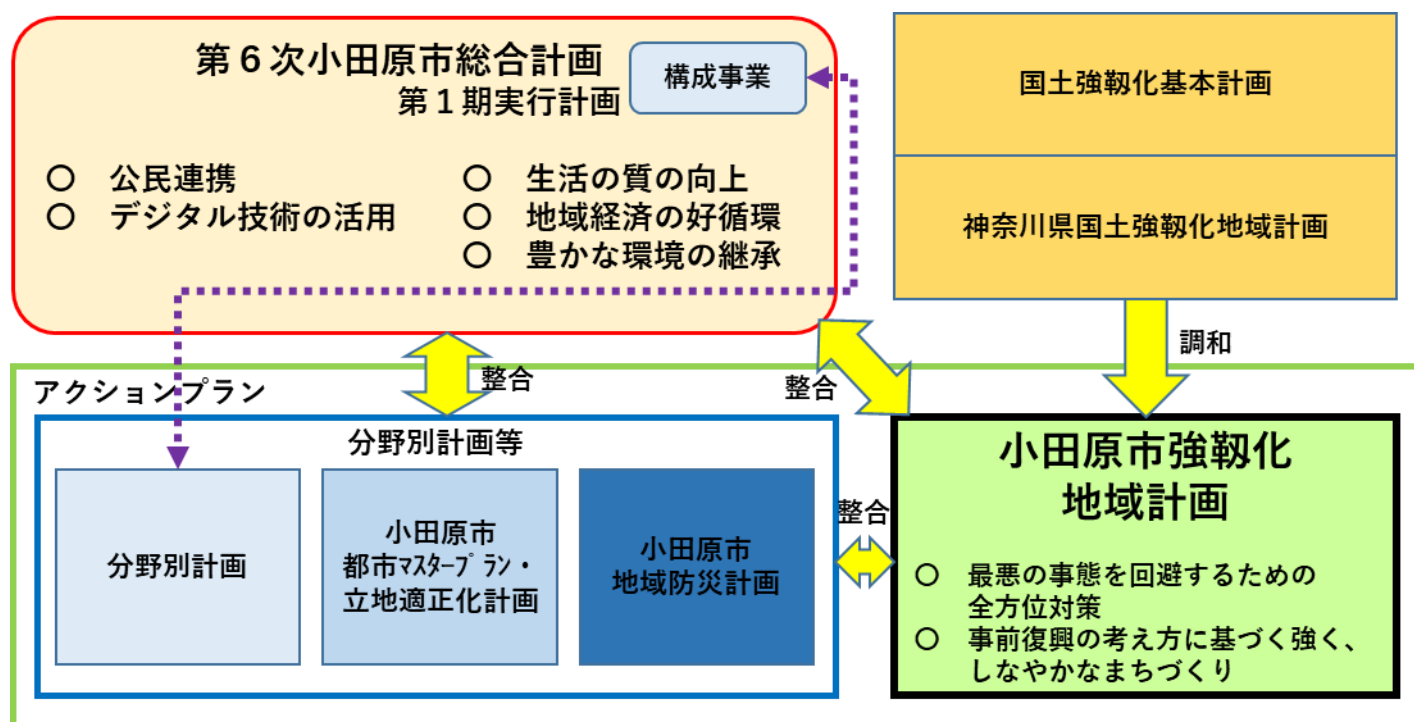
このような状況を踏まえ、本市においても「世界が憧れるまち“小田原”」にふさわしい「強さ」と「しなやかさ」を備えた持続可能な都市づくりを推進するため、これまでの防災・減災の取り組みに加え、将来を見据えた都市基盤整備、地域における自助・共助の一層の推進、未来を担う子どもたちへの防災教育の充実等、これまで以上に災害に強い人づくり・地域づくり・都市づくりを実現するための取り組みの方向性を示すものとして、「小田原市強靱化地域計画」を取り纏めました。

1. 2 計画の位置付け

基本法第13条において、国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市町村等の計画等の指針として定めることができるとされています。

そこで、本市の市政運営の根本となる第6次小田原市総合計画及び第1期実行計画を上位計画とし、基本法の趣旨を踏まえて、小田原市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性をもつ計画として位置付けることとしました。

【小田原市強靱化地域計画の位置付け】



1. 3 計画期間と見直し

- 本計画は災害に強い人づくり・地域づくり・都市づくりの取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は定めません。
- 計画の見直しについては、本市総合計画の改定、関係法令の改正等や大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の再確認を行い、必要に応じて計画の根幹となる脆弱性評価を再度実施し、計画を改定します。

2. 計画の前提事項等

2. 1 本市の概況（自然的条件）

2. 1. 1 位置

本市は、神奈川県南西部に位置し、東京から南西約80kmの距離にあたります。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積113.6km²で、西部は真鶴町・湯河原町・箱根町に、北部は南足柄・開成町・大井町に、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接し、南部は相模湾に面しています。

表 小田原市域及び市庁舎の位置

市域位置	北緯	極南 5° 10' 41"	極北 35° 19' 48"
	東経	極東 39° 14' 18"	極西 139° 3' 37"
市庁舎位置	北緯	35° 15' 53"	
	東経	139° 9' 8"	

2. 1. 2 地形

(1)地勢

本市の西部は箱根連山につながる山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっており、中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成しています。

丘陵部はみかんを主とする樹園地が形成され、平野部は、市街地を除き近郊農業を中心に工業等が調和ある立地をなしており、海岸線においては水産業が営まれ、県西地域の中核都市を形成しています。

(2)水系

市内を流れる主な河川には酒匂川、狩川、早川、山王川、森戸川及び中村川等があります。

酒匂川はその源を富士山の東麓に発する鮎沢川が静岡県小山町で須川と合流した後、山北町川西で河内川と合流して酒匂川となり、山北町山北で皆瀬川、松田町で川音川をあわせ、市内飯泉橋の上手で箱根山地の東辺を流れる狩川を合流して相模湾に注いでいます。その全流域面積は582km²、耕地灌漑面積18.6km²で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用され、重要な役割を果たしています。

早川はその源を箱根山の火口原湖、芦ノ湖に発し、仙石原、宮城野を過ぎ、外輪山を横断して箱根町湯本にて須雲川と合流、大窪、早川地区の間をぬって相模湾に注いでいます。その流域は面積107.36km²となっており、上流域での発電や灌漑用水に利用されています。

その他、国府津地区には森戸川、酒匂川と早川との間に山王川が、それぞれ灌漑用水として利用され、片浦地区は玉川、水無川、白糸川、橘地区には中村川等が相模湾に注いでいます。

山間部から水が集積する平野部分では水害のリスクが存在し、河口部では津波の被害が他の沿岸部に比べて大きくなる傾向にあります。

(3) 山地

本市の南西部に接する箱根連山南部の外輪山は、白銀山(993m)を中心としてその東斜面は聖岳となり、さらに急傾斜をなして海にのぞみ、断崖(海蝕崖)をなして相模湾に達しています。

また西北部に位置する箱根外輪山は、明星ヶ岳(924m)を中心として東に傾斜して塔ノ峰、さらに下って岩槻山、八幡山、天神山、多古丘陵となっています。東部から東北部にかけては、大磯丘陵の南西端にある浅間山(281m)を中心に丘陵をなしています。

丘陵地ではがけ地の崩壊の危険性があります。国府津-松田断層の延長線上の相模湾には相模トラフがあり、最大の地震リスクとなっているほか、大正型関東地震や神奈川県西部地震など多くの地震リスクが存在します。近隣では箱根山及び富士山の火山リスクが存在します。

(4) 海岸

海岸線は約22kmにわたり、大磯丘陵(地塊)の南部橘地区から早川に至る間は屈曲の少ない海岸線が南西に走っています。早川から南、片浦海岸は箱根外輪山の斜面が断崖をなして相模湾に面し、荒磯海岸を形成し、断崖上の海岸線に沿って鉄道と道路が走っています。

この海岸線には、屈曲部にあたる早川南部に小田原漁港があり、その西方には石橋漁港、米神漁港及び江之浦漁港があります。また、東方に二宮漁港が位置しています。

沿岸部では地震による片浦地域のがけ地の崩壊及び沿岸一帯に津波のリスクが存在します。

(5) 気象

本市は、太平洋側気候に属し、気温は年平均16℃前後、雨量は年間2,000mm前後で台風による影響もあり、比較的多雨地に属しています。季節的に見ると、夏季多雨冬季少雨型です。

湿度は年平均70%前後で特に夏季湿度が高く、冬季から春先にかけて乾燥します。

風向は、一般的には海岸の影響で南風が多いですが、冬季から春先にかけては北風系統の風が多いです。特にこの時期には、いわゆる箱根おろしの西風系統が強いことが特色となっており湿度も低く、火災の危険性があります。

近年は降雨状況や台風の進路などが変異しており、水害リスクが高まっています。

(6) 地質・地盤

本市の地質は、大きくは西部の山地と東部の丘陵及び足柄平野の3つで異なります。

南西部の箱根山地は、北から、明神岳熔岩によって構成されており、早川の南部には、輝石安山岩類の堅石熔岩と根府川熔岩が広く分布し板状節理をなしています。箱根外輪山山麓台地は表面を、富士山から噴出した火山灰の赤土が数mから数10mの厚さで覆っており、これにより畑作に好適な地味肥沃な土地を提供しています。箱根火山は再三の火山活動によってできたもので、山体を構成する岩石も一様ではなく、斜面には浸食による放射状の谷が発達しています。

東部は、大磯丘陵(地塊)の西南部にあたります。大磯丘陵は主に、表層の関東ローム層、その下の粘土・砂礫からなる洪積層で構成されており、さらに下層は岩盤となっています。丘陵地はみかんを主とする樹園地が形成され、国府津-松田断層帯を境にして、市中央部の平野地である足柄平野と接しています。

足柄平野は、中央を流れる酒匂川によって形成された沖積平野です。沖積層下底の地形は、酒匂川から北北西へ上鴨宮・鬼柳を経て吉田島付近に続く埋没谷(古酒匂谷とよぶ。)と、その東側の千代台を中心とする埋没段丘及び西側の埋没段丘によって特徴づけられます。また、中心市街地では、小田原駅及び小田原城付近の台地から相模湾に向って沖積層の下底が急激に深くなっています。

2. 2 本市の概況（社会的条件）

2. 2. 1 人口

市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口は増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、緩やかな減少傾向を示しています。

令和2年国勢調査では、令和2年10月1日現在、市の人口は、188,856人、世帯数は81,864世帯です。また、1km²あたりの人口密度は1,662人/km²となっています。

表 人口・世帯数の推移

調査年月日	人 口			世帯数	備 考
	総数	男	女		
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査
令和2年10月1日	188,856	91,321	97,535	81,864	国勢調査

2. 2. 2 土地利用

(1) 土地利用概況

本市の面積は、11,360haであり、そのうち人口集中地域の面積は3,020haで市域の約27%にあたります。

市域の約48%にあたる5,552haが農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は4,267haで市域の約37%にあたります。

現在の本市の土地利用は次のとおりです。

表 土地利用状況

(単位：ha)

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
558.75	1,875.48	1,963.81	1.64	1,827.23	1,332.40	659.42	2,276.99	10,499.78

※ 河川等を除く。

(2)市街化区域及び市街化調整区域

本市における令和3年11月1日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。

表 市街化区域及び市街化調整区域

市 街 化 区 域	2, 8 2 2 h a
市 街 化 調 整 区 域	8, 5 5 8 h a

令和元年9月13日変更 神奈川県告示第187号

2. 2. 3 交通

(1)公共交通機関

本市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、国府津駅を中心として、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。

(2)道路

本市の骨格となる道路体系は、県西部地域の広域拠点である小田原駅を中心として、東西方向に国道1号、西湘バイパス、国道271号(小田原厚木道路)、県道717号(沼田国府津)、南北方向に国道255号、県道74号(小田原山北)、県道711号(小田原松田)、県道72号(松田国府津)等が放環状型の道路網を形成しています。地区内の生活道路は、城下町という歴史的な経緯から、狭あい曲がりくねった道路も多く存在しており、火災の延焼や災害時の避難が懸念される地区もあります。

2. 2. 4 都市構造

(1)工業地

市は気候、風土、交通、地勢ともに工業の適地である関係から、戦後、特に近代工業の進出が目立ち、酒匂川沿岸や川東地域を中心に工業地域として形成されています。

本市における現在の産業分類別の製品出荷額等では、化学が全体の約3割を占めます。

大規模工場の進出には、人口の過密、通勤時の交通渋滞、公害の発生、地下水の不足、危険物貯蔵等、都市環境の悪化を招く原因が存しています。また、古くから高度の技術を誇る木工業が盛んであるとともに化学工場も多く、災害対策の立場から見るとこれら大規模工場等の所在する地区は、大火災を引き起こす原因が存しています。また、近年、大規模な工場の撤退や工場の近隣に戸建住宅が増える等、土地利用の混在も生じています。

(2) 商業地

本市の商業は、歴史的には室町時代以降、城下町、宿場町として栄え、県西の交通の要衝として、また、大正期以降は、商業圏の中核に箱根、湯河原、伊豆等の観光地を包含し、これらへの物資供給源として着実に発展してきました。小田原駅周辺の中心市街地においては、昭和30年代以降、高層ビル、百貨店並びに地下街が建設され、賑やかな市街地を形成しています。

一方、平成以降は、車社会を反映して周辺市町や郊外に大型商業施設が建設されており、市の商業圏の縮小、中心市街地の空洞化が徐々に進行しています。

(3) 住宅地

本市の住宅地は、住宅需要の要請により、一部、山林や農地等の宅地造成がなされたことから、崖崩れや浸水等が懸念される地域を内包しています。また、市街地においては、住宅が密集する地域がある一方、宅地化が進まない低・未利用地も存在しています。

小田原駅周辺の旧市街地から、川東地域の国府津・橘地区にかけては、海岸線沿いに住宅地が形成されており、海拔が10mに満たない地域を抱えています。

(4) 農地等

本市の農業は、酒匂川を中心とした平野部では、豊富な水を活かして、水稻栽培が盛んに行われ、栽培面積は県内で2番目の広さとなっています。丘陵地帯では、温暖な気候を利用して、様々な種類の柑橘類、梅、キウイ等が栽培されています。

また、本市の北東部の下中地区では、乳牛が飼育され、そこで採れた原乳は、県内で消費されています。

2. 3 地震被害の想定

本市の地震被害の想定は、神奈川県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。

県では、平成25年度から26年度にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」、「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。

この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」から抜粋して示します。

なお、想定には一定の限界があることに留意します。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意します。

2. 3. 1 想定条件

- ア 季節: 冬 イ 日: 平日 ウ 発生時刻: 18時
エ 風速・風向: 近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

県の地震被害想定調査では、このほか冬5時、夏12時についても想定していますが、ここでは、おおむねすべての項目で被害が最大となる上記の想定条件での結果について示します。

2. 3. 2 想定地震

想定地震	説 明
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード※7.3で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6～11%とされています。
神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。

想定地震	説 明
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれています。
(参考)元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。
(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震です。
(参考)慶長型地震	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。
(参考)明応型地震	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。
(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。

※モーメントマグニチュード(Mw)とは、地震による岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。一般的なマグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算しますが、大きな地震については岩盤のずれの規模を示すため、モーメントマグニチュードを用いることがあります。

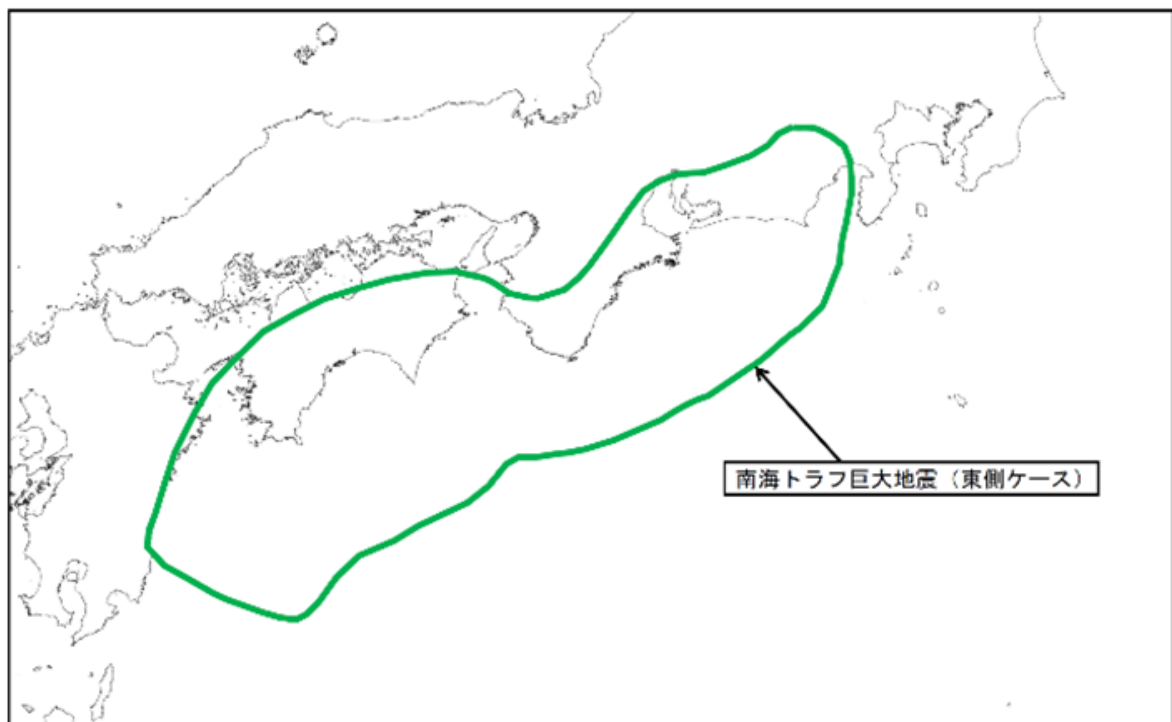
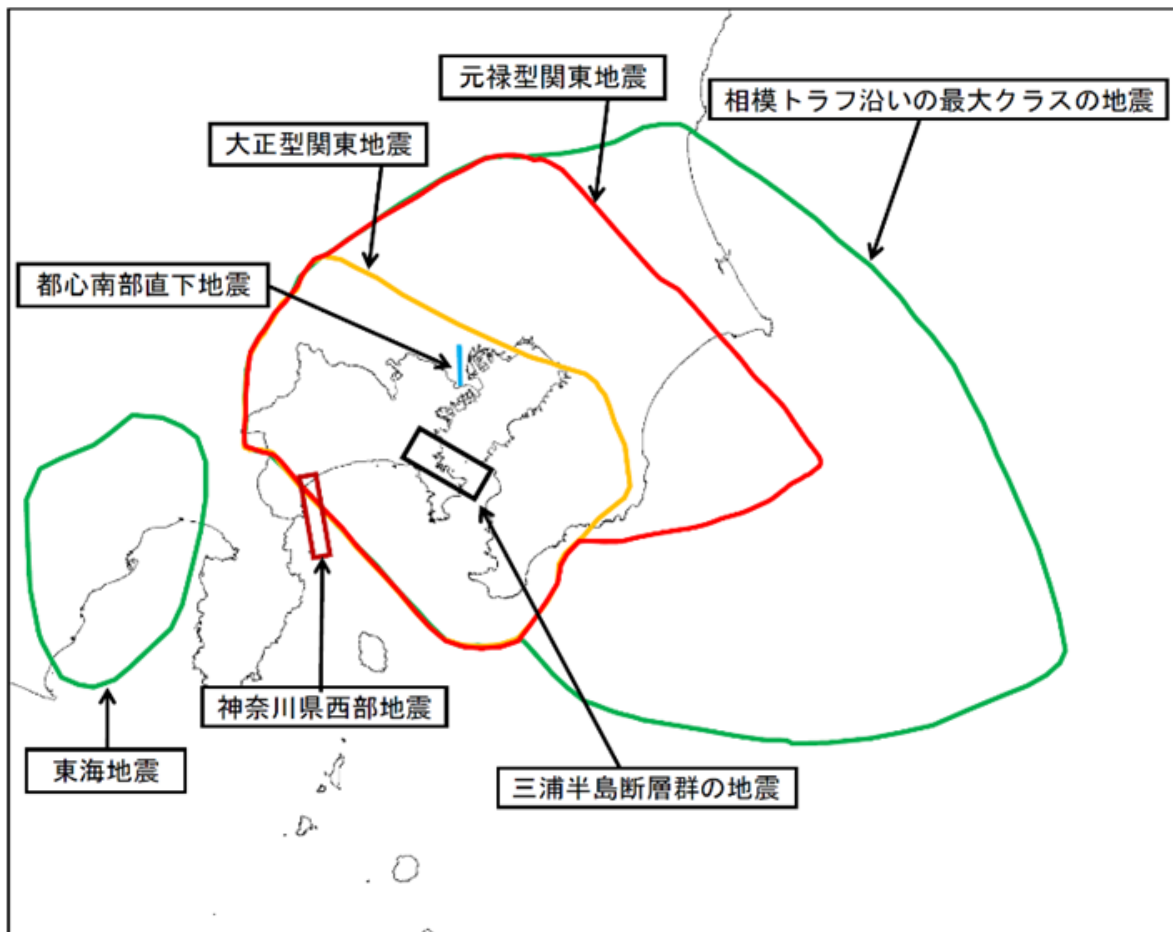


図 震源断層モデル(震源断層域)の位置

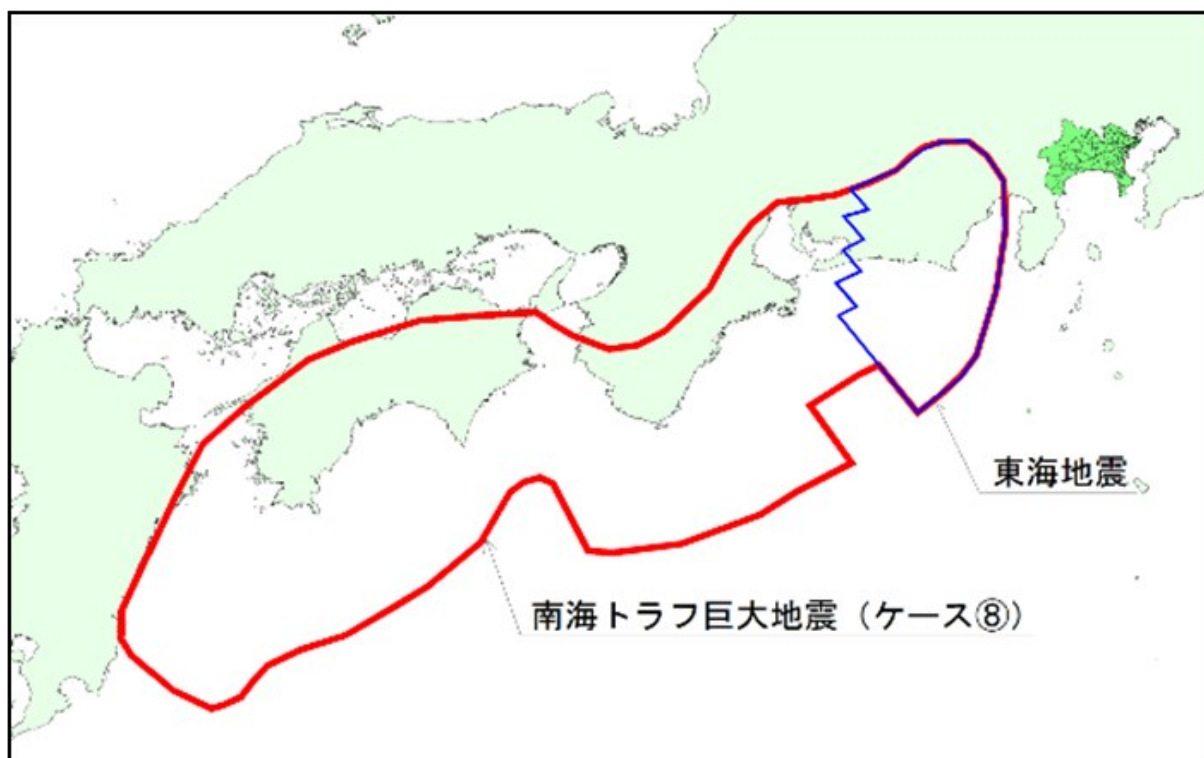


図 津波断層モデルの位置

2. 3. 3 想定結果

県の地震被害想定調査の結果から市内の被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の被害想定調査結果一覧

(冬 18時)

項目			想定	東海 地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地 震と 国府津 -松田 断層帯 の連動 地震	三浦 半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
マグニチュード（Mw）				8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的 被害	死者数（人）		*	990		0	*	160	10	990	1,330			
	死者数(津波による)（人）		*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	830	70	*	
	負傷者数（人）		240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,090	*	*	
	うち重症者数（人）		*	550	*	0	*	110	10	550	750	0	0	
建物 被害	全壊棟数（棟）		90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	28,480			
	半壊棟数（棟）		1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	14,090			
建物 被害 (津波)	全壊棟数（棟）		20	410	810	0	-	40	30	680	560	330	20	
	半壊棟数（棟）		270	410	380	0	-	230	300	320	350	460	200	
火災 被害	出火件数（件）		0	80		0	*	10	*	80	100			
	焼失棟数（棟）		0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780			
自力脱出困難者数（人）			0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340			
要 配 慮 者	避難 者数	高齢者（人）	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,210			
		要介護3以上（人）	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	3,970			
エレベータ停止台数（台）			20	180		0	20	170	20	180	180			
ラ イ フ ラ イ ン	電力	停電件数（軒）	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030			
	都市ガス	供給停止件数（戸）	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690			
	LPガス	供給支障数（戸）	0	580		0	0	440	0	580	930			
	上水道	断水人口(直後)（人）	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820			
	下水道	機能支障人口（人）	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270			
	通信	不通回線数（回線）	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,420			
避難 者数	1日後（人）		2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	130,950			
	1ヶ月後（人）		1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	116,170			
帰宅 困難 者数	直後（人）		14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520			
	2日後（人）		0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520			
災害廃棄物（万トン）			5	465		0	3	106	10	467	575			

※ * =わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震、慶長型地震、明応型地震については津波想定のみ

出典: 神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

2. 3. 4 津波による被害想定結果

県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の津波による被害

(冬 18時)

想定地震 項目			東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津- 松田 断層帯 の連動 地震	三浦 半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模 トラフ 沿いの 最大 クラス の地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
津 波 被 害	人的 被害	死者数 (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	830	70	*
	建物 被害	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	560	330	20
		半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	350	460	200

※ * = わずか (0.5以上10未満)、0 = 0.5未満

市域における最大津波高について、県の津波浸水予測図から抜粋し、次に示します。

表 市域における最大津波高

想定地震 項目	東海 地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型関 東地震と 国府津- 松田 断層帯 の連動 地震	三浦 半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
市域における 最大津波高	3.3m (江之浦)	6.1m (早川)	8.5m (根府川)	1.2m (早川)	1.4m (早川)	4.2m (江之浦)	3.1m (江之浦)	6.5m (根府川)	11.9m (国府津)	6.0m (江之浦)	2.7m (米神)

※ 海岸保全区域等以外のがけ地等を除く

出典：神奈川県津波浸水予測図(平成27年2月)

平成25年度神奈川県地震被害想定調査業務委託津波被害想定資料作成業務委託報告書

2. 4 風水害の想定

2. 4. 1 河川浸水想定

神奈川県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図を作成しています。浸水想定区域図は、一定量の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。

表 洪水浸水想定区域指定状況

No	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量 (日雨量)
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模	342mm
2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号	想定最大規模	530mm
3	狩川	平成30年7月27日 神奈川県告示第355号	想定最大規模	364mm
4	仙了川	令和3年10月8日 神奈川県告示第617号	想定最大規模	344mm
5	要定川	平成30年7月27日 神奈川県告示第356号	想定最大規模	336mm
6	早川	令和2年3月24日 神奈川県告示第95号	想定最大規模	870mm
7	森戸川	令和元年12月20日 神奈川県告示第305号	想定最大規模	338mm
8	中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示第307号	想定最大規模	335mm

2. 4. 2 土砂災害想定

県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り等の土砂災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。

市は、これら土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立等防災体制の整備を図ります。

- ◆ 土砂災害警戒区域等（土石流） : 116か所
- ◆ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） : 406か所
- ◆ 急傾斜地崩壊危険区域 : 14地区

3. 強靱化の基本的な考え方

3. 1 想定する災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえて、次の自然災害を想定リスクとします。

・・想定リスク・・

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、内水、高潮、高波）による被害、土砂災害（土石流、崖崩れ）、噴火による降灰等の自然災害全般

3. 2 基本目標・事前に備えるべき目標の設定

3. 2. 1 基本目標

自然災害発生時は人命の保護が最優先事項です。また、国土強靱化の本質が強さとしなやかさであることから、致命傷を回避し、被害を最小化するための強さを備え、さらには被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさも備えることが重要です。

以上を踏まえ、本市の強靱化を推進するにあたり、国土強靱化基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

なお、設定する基本目標は国の国土強靱化基本計画と同一のものとなっています。

・・基本目標・・

- 人命の保護が最大限図られる
- 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

3. 2. 2 事前に備えるべき目標

前節の基本目標の実現に向け、国土強靱化基本計画を踏まえつつ、地方自治体である本市の地域特性やSDGs未来都市としての位置づけ、近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、様々な自然災害を想定して、達成すべき、より具体的な目標として、次の9つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

3. 3 起きてはならない最悪の事態・施策分野の設定

3. 3. 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

前章で記載した、4つの基本目標と9つの事前に備えるべき目標をもとに、国土強靱化基本計画で示されたリスクシナリオを踏まえ、本市の地域特性やSDGs未来都市としての位置づけ、近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、42の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

また、国土強靱化基本計画が示しているとおり、これまでの想定を超える大規模な自然災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえ、その事態が回避できなかった場合の影響の大きさや重要性・緊急性を考慮し、脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオの末尾に「※」を付けたものを重点化リスクシナリオとします。

なお、重点化リスクシナリオについては、脆弱性評価において見直し・拡充・促進等の必要があるとされたリスクシナリオ、または国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の対象事業を含むリスクシナリオとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生※
		1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生
		1-4	富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生※
		1-5	避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
		2-2	消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
		2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生※
		2-5	帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大※
		2-6	車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生※
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態
		3-2	市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化
		5-2	漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下※
		5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化
		6-2	緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断
		6-3	鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生※
		7-3	地震、風水害時の三保ダムが決壊による二次災害の発生※
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出※
		7-5	長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大※
		7-6	風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響※

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少
9	災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する	9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態
		9-2	要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態
		9-3	避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態※
		9-4	避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態※
		9-5	避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気は阻止される事態※

3. 3. 2 施策分野の設定

3. 3. 1で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に合わせ、脆弱性評価を行うために必要な施策分野として、次の6つの施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

・・施策分野・・

- ① 行政機能・情報通信
- ② 消防
- ③ 住宅・都市・インフラ・環境
- ④ 保険医療・福祉
- ⑤ 市民・地域・教育文化
- ⑥ 産業・物流・農林水産・観光

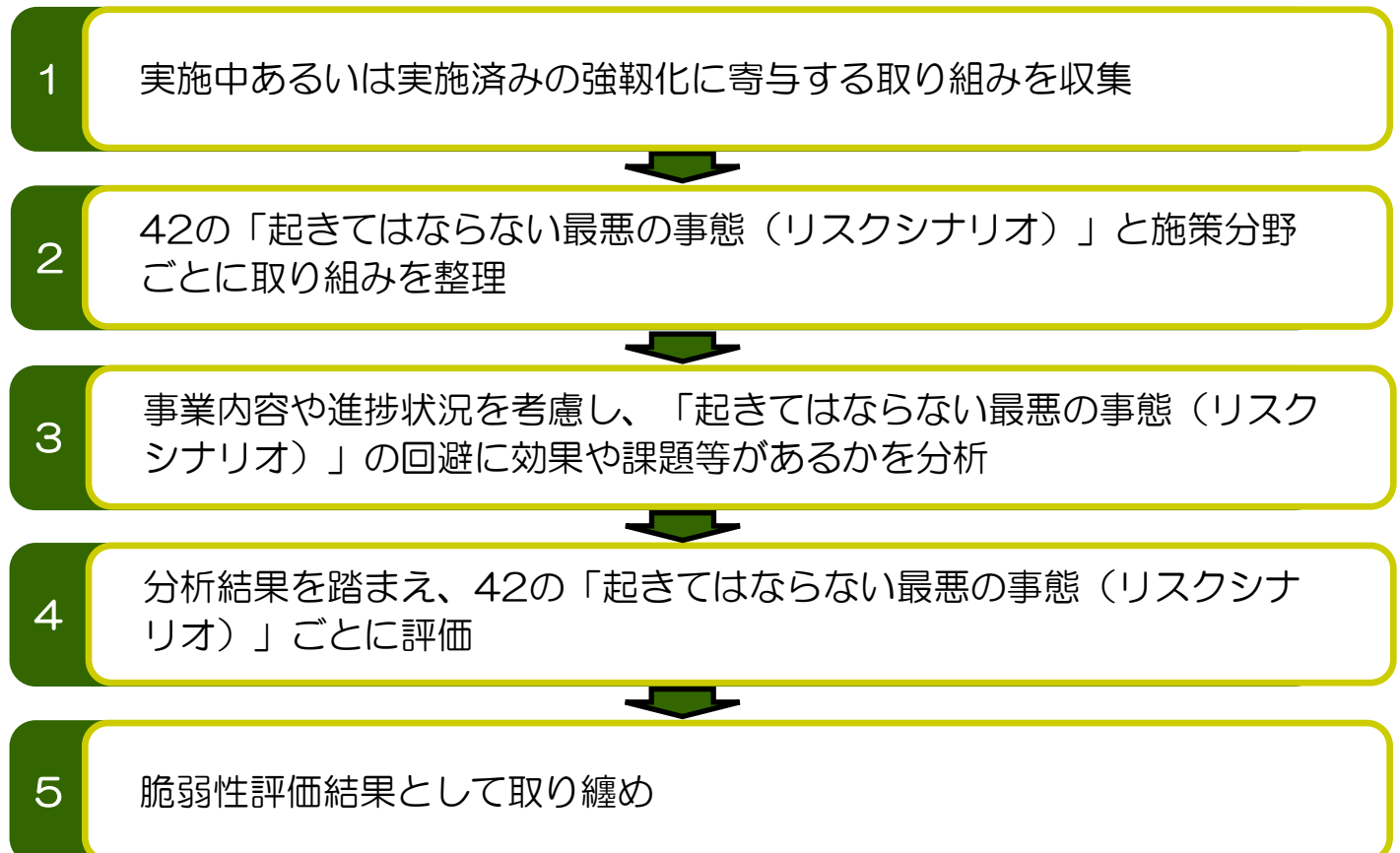
・・横断的分野・・

- ① 老朽化対策の推進
- ② 公民連携の推進

4. 脆弱性評価・取り組みの方向性

4. 1 脆弱性評価の実施方法・総合評価

「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び「施策分野」の設定に基づき、脆弱性評価を、次のとおり実施しました。



リスクシナリオごとの総合評価結果

- ◎ 25のリスクシナリオについては、多くの施策で対応しており、引き続き推進していく必要があります。
- ◎ 17のリスクシナリオについては、近年の災害等の教訓等を踏まえ、施策の見直し・拡充・促進等を行う必要があります。

脆弱性評価における重要な視点

強靱化を推進するにあたっては、「ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ」「代替性・冗長性等の確保」「市民・事業者・地方公共団体等との連携」の3点が重要です。

（国土強靱化基本計画における脆弱性評価結果のポイント）

1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

基本目標を踏まえ、強靱化に関する取り組みを早期に高水準なものとするためには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要があります。

《一例》建物不燃化（ハード整備）＋ 初期消火力の確保（ソフト対策）【地震火災】

河川改修（ハード整備）＋ 避難行動に関する啓発（ソフト対策）【大規模浸水】

このように、ハード整備とソフト対策を適宜・適切に組み合わせる必要な対策の実施に努めています。引き続き、ハード整備を計画的に推進し、災害時の自助・共助によるソフト対策のための市民の防災意識の醸成を図ることにより、強靱化が図られます。

2) 代替性・冗長性等の確保

様々な自然災害に円滑に対応できるようにするためには、基礎自治体である本市における代替性・冗長性等の確保については、特に情報通信機能と電源等エネルギーの確保が重要になります。

《一例》防災行政無線の運用、災害時優先電話の確保、FMおだわらとの連携【情報通信】

非常用電源装置の設置、代替エネルギー確保事業の実施【エネルギーの確保】

このように、代替性・冗長性等の確保に向けて、必要な施策の実施に努めています。引き続き、公共施設への再生エネルギーの導入等を進め、代替性・冗長性等の確保を進めることが必要です。

3) 市民・事業者・地方公共団体等との連携

地域の強靱化は、本市のみで達成できるものではなく、市民・事業者・他の地方公共団体等、各関係主体との平常時からの情報共有や連携が必要不可欠です。

《一例》「まちづくり委員会」、「広域避難所運営委員会」、「自主防災組織」【市民】

各種災害協定、防災会議・いっせい総合防災訓練への参加【市内事業者】

このように、市民・地域に対する自助・共助の推進、各事業者・他の地方公共団体との連携の推進により、本市だけでは対応できない事態を想定して各種対策を講じていくよう努めています。引き続き、市民・事業者・他の地方公共団体等との連携を継続し、災害時対応能力の実効性を高めていく必要があります。

4. 2 リスクシナリオ別の脆弱性評価・取り組みの方向性

事前に備えるべき目標 1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

1-1

住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 旧耐震基準により建築された既存建築物に対し、耐震診断や耐震化工事について継続的に啓発を行っていますが、多くの建築物が耐震化されておらず、大規模な地震が発生した場合、住宅や多数の者が利用する民間建築物等が倒壊する危険性が依然として残されています。
- 家具転倒防止策や、危険なブロック塀の撤去補助等、避難経路の安全性の確保策を実施するとともに、実践的な避難訓練の実施、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等、安全・確実な避難に繋がる各種施策を実施しています。今後、更に多面的・重層的な防災・減災対策を推進し、建物や避難経路等の安全性の確保を図っていく必要があります。
- 避難経路の安全確保については、ハード面の対策のほか、逃げる側のソフト対策も重要です。マイマップ等の作製を通じた事前の安全な避難経路や危険箇所の確認・周知が必要です。
- 公共建築物の耐震化はほぼ完了していますが、地域の防災拠点ともなり得る消防団分団詰所、地区公民館等の一時避難場所の耐震化は未完了であり、早急な耐震化の実施が必要です。
- 救急・救助及び消火活動の中核である消防本部及び消防署所は、24時間体制で常時継続的に使用されており、劣化の進行が他の施設と比較して早い状況です。また、救急需要の増加により、施設の使用頻度も増加しています。
- 消防団分団詰所の多くが老朽化していますが、建て替えの優先順位や用地の確保等の課題により、建て替えが進んでいない状況です。

・・住宅の倒壊・損傷対策・・

- 旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者に対し、耐震化の重要性に関する啓発活動を行うとともに、耐震診断や耐震化工事の補助事業を実施しています。これにより、小田原市の住宅の耐震化率は、平成19年度には72.1%であったものが、令和2年度には90.0%まで向上しています。また、旧耐震基準の住宅は、築40年以上が経過し、建て替えの時期を迎えていることから、今後は、除却に対する補助等、より利用しやすい補助制度の導入が必要となってきたとともに、耐震シェルター等、住宅そのものを耐震化しなくとも、命を守ることのできる手段の普及・啓発を進めていく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
計画・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 震度7クラスの地震が起きたとしても、倒壊しない建築物を可能な限り増やすため、建物所有者等への継続的な支援や啓発を継続することで、住宅や多数の者が利用する民間建築物等の耐震化を促進します。
- 防災教室や出前講座、広報おだわらの防災特集等を通じ、家具転倒防止対策の必要性の広報・啓発を進めます。
- 避難経路の安全確保については、避難行動のためのマイマップ作りを通じ日頃から避難経路の確認、地域の危険箇所の把握等を行うよう啓発を進めます。また、地域における通学路や生活道路等の安全対策を図ります。
- 学校施設での実践的な避難訓練の実施、社会福祉施設等の施設管理者への避難確保計画の整備や避難訓練の実施に向けた取組を進めます。
- 主要な公共建築物（市庁舎、社会福祉施設、学校施設等）の耐震化がほぼ完了したことを受け、今後は、消防団分団詰所等の耐震化未実施の公共建築物の耐震化を推進します。また、人口減少により維持管理が厳しくなる状況においては、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図ります。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。

…住宅の倒壊・損傷対策…

- 旧耐震基準の住宅について、耐震化の必要性や補助制度の活用等の周知を強化するとともに、所有者の実情に応じた、より利用しやすい補助制度について検討し、活用の促進を図ります。
- 耐震診断から改修までの一連の流れについてトータルで支援できる補助制度によりきめ細やかな支援を実施するとともに、繰り返しの広報・啓発を行うことで、一層の耐震化促進を図ります。
- 耐震改修に踏み切れない木造住宅の所有者に対し、家屋倒壊から命を守る減災対策として、耐震シェルター等の設置費用を補助し、制度の活用を促進します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・屋内での被災対策・・

- 平成20年度に、市で家具等の転倒防止金具を1万セット購入し、自治会連合会を通じて、住民への配布を行った以降、具体的な支援策は実施しておらず、更なる対策の推進が必要です。

・・避難経路の安全確保対策・・

- 大型商業施設や学校施設等の建築物の廊下、階段等の避難上必要な施設は、消防法により適切に維持管理することが定められており、計画的に立入検査を実施し、適切な維持管理に関し指導を行うとともに、避難上支障があると認められる場合には、指導・是正を行う必要があります。
- 屋外の避難経路の確保については、危険なブロック塀の撤去の推進、踏切や狹隘道路の安全対策、交通安全施設の整備や適切な維持管理を実施しています。引き続き避難経路の安全対策を推進していく必要があります。
- 地震や風水害時の安全な避難経路を、市民一人ひとりが事前に確認しておき、災害時には、確実に安全な避難行動がとれるようにしておく必要があります。
- 津波災害警戒区域の指定に伴う津波防災地域づくり推進計画を令和3年度に地域との協働により策定しました。今後はこの計画で位置付けた小田原方式の津波避難要領が実効的に行われるように各種のハード・ソフト施策を推進していく必要があります。
- 小田原市いっせい総合防災訓練等の場を通じ、市民に安全な避難の要領や経路等について、啓発していく必要があります。

・・多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷防止策・・

- 多数の者が利用する民間の建築物等の耐震化等については、一部において未実施の施設も見られ、引き続き、耐震化について働きかけていく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・屋内での被災対策・・

- 各種防災教室や出前講座等あらゆる機会を捉え、屋内での被災の危険性と家具の転倒防止対策の重要性を周知・啓発し、さらに対策を推進していきます。

・・避難経路の安全確保対策・・

- 大型商業施設や学校施設等の建築物については、計画的に立入検査を実施し、当該建築物の管理者に廊下や階段等の避難上必要な施設の適切な維持管理に関する指導、必要に応じた是正・指導を行うことで、避難経路の安全を確保していきます。
- 踏切の拡幅等による踏切の安全対策や狭隘道路の拡幅、交通安全施設の整備や維持管理、歩道等の拡幅を行い、安全な避難経路の確保に向けた取組をさらに進めていきます。
- マイマップの作成等を通じ、日頃からの安全な避難経路の確認について、地域の啓発を進めていきます。
- 令和3年度に策定した小田原市津波防災地域づくり推進計画においては、地域住民との協働により小田原方式の津波避難要領を案出し、計画に位置付けました。小田原市における津波の特徴である津波到達時間が極めて短いといったことに対応するためには、強い揺れが継続している中でも避難する必要があるため、屋内外の避難経路の安全確保策については今後、更に有効な施策を検討し、具体的な事業として推進していきます。
- 小田原駅周辺の放置自転車対策を推進し、駅周辺の避難経路の安全確保を進めていきます。
- 実践的な避難訓練の実施や、実効的なマニュアル整備を継続的に支援し、安全確保を強化します。

・・多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷防止策・・

- 「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物等の耐震性向上を図っていきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・公的施設の倒壊・損傷防止策・・

- 学校施設においては、すべての市立小学校・中学校の耐震化は完了しています。しかしながら、多くの校舎等において老朽化が進み、非構造部材や外壁、サッシ等の落下について安全対策を行う必要があります。
- そのほかの公共施設においても、耐震化はほぼ完了していますが、近年、新たに開業した施設を除くと、老朽化した建築物が多く、今後、適切に維持管理していく必要があります。
- 人口減少により維持管理が厳しくなる状況においては、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図る必要があります。

・・住宅火災発生の予防対策・・

- 火災予防推進事業として住宅に消火器や住宅用火災警報器等の設置を推進し、火災の発生を制御する取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- いっせい総合防災訓練等の訓練の場を通じ初期消火訓練等を実施していますが、引き続き、積極的な訓練の実施について、地域に働きかけていく必要があります。
- 各家庭における地震時の出火防止のための感震ブレーカーの普及率は低く、今後、さらに推進していく必要があります。

・・消防力の確保・・

- 地域防災力の要となる消防団員の充足率は概ね100%となっていますが、消防団が安全に活動するための被服や各種資機材は一部老朽化しており、更新等を実施し、活動環境を充実させる必要があります。
- 老朽化した消防団分団詰所の建て替え等を実施していますが、引き続き、計画的に整備・更新し地域消防力を確保していく必要があります。
- 消防隊や救急隊の車両や資機材の更新等を実施していますが、車両・資機材の老朽化対策及び消防活動上必要な消火栓、耐震性貯水槽を引き続き、計画的に整備・更新を図っていく必要があります。
- 他の施設と比較して劣化の進行が早い消防署所について、通常よりも短いサイクルで修繕を計画する必要があります。
- 消防団の今後のあり方も踏まえながら、消防団分団詰所の適正配置・維持管理に努める必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・公的施設の倒壊・損傷防止策・・

- 学校施設の非構造部材や外壁、サッシ等を改修していきます。
- 新たに開業した小田原漁港交流促進施設「漁港の駅TOTO小田原」や市民ホール（三の丸ホール）、老朽化した小田原アリーナ等の施設の維持管理を、それぞれの施設の状況に応じて適切に実施し、地震被害の最小化を図っていきます。
- 「小田原市公共施設再編基本計画」に基づき、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図ります。

・・住宅火災発生の予防対策・・

- 住宅用火災警報器が未設置建物に対し設置に関する啓発を推進していきます。
- 消火器の設置を推進し、自治会での防災訓練の実施等、地域における初期消火力の向上に努めます。
- 各家庭における感震ブレーカーの設置を推進するとともに、その他の地震火災対策について研究していきます。

・・消防力の確保・・

- 地域防災力の要となる消防団員の充足率100%を目標とするとともに、消防団が安全に活動できるように、被服や各種資機材を更新し、消防団員の処遇を改善し、活動環境を充実させます。また、訓練や研修の機会を通じた消防団員の災害対応力の向上を推進していきます。
- 消防団分団詰所の建て替えを計画的に実施し、大規模災害時の防災拠点としての機能の向上を推進していきます。
- 消防隊及び救急隊の車両や資機材の整備を計画的に推進します。また、消防水利の確保に努め、消防力の維持向上を図ります。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。
- 消防団の今後の在り方も踏まえながら、分団詰所の適正配置を検討するとともに、現施設の維持管理を適切に実施していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・住宅地の大規模延焼対策・・

- 地震に伴う大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅地域等が市内所々に点在しており、耐火性の高い建物への建て替え等を推進していく必要があります。
- 木造住宅地域等を中心に、消防車の消火活動の障害となる狭隘道路が存在しており、拡張整備等を推進していく必要があります。

・・避難空間の不足対策・・

- 地震時の住民の避難空間として一時避難場所や広域避難所が位置付けられていますが、風水害時の住民の身近な避難空間が不足しており、今後更なる避難空間の確保を推進していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・住宅地の大規模延焼対策・・

- 災害に強い街づくりを推進し、大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅地域等を重点に耐火性の高い建築物への建て替えを促進するための啓発を進めていきます。
- 狭隘道路や踏切の拡幅整備を推進し、初期消火力の向上に努め、住宅地の大規模延焼対策を推進していきます。

・・避難空間の不足対策・・

- 地震時の最初の避難場所である一時避難場所を各自治会毎に定めて、地域住民の安否確認を行う体制確立しています。また、広域避難所においては現在約34,300人分の避難空間を確保していますが、地域との話し合いを通じて、身近な避難空間の更なる確保を推進していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2

大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生

脆弱性評価

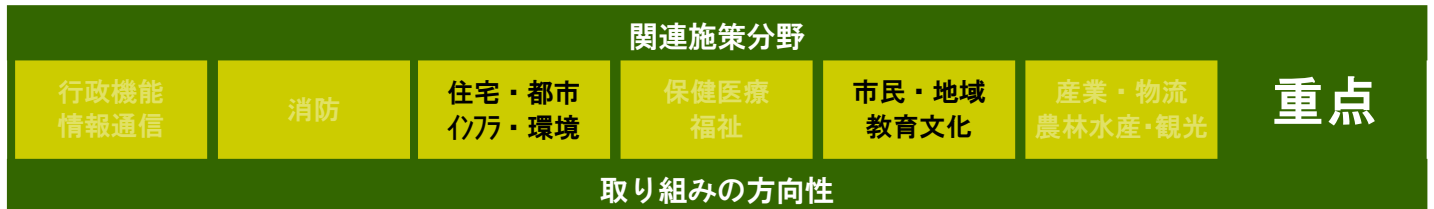
・・全体の現状評価・・

- 令和元年12月に小田原市ブロック（小田原市、真鶴町、湯河原町）は、神奈川県により、「津波災害警戒区域」の指定を受けました。令和3年度に法に基づき、津波防災地域づくり推進計画を策定しましたが、今後、地域住民の意見や要望を十分に取入れた事業・施策の更なる具体化が求められます。
- 津波災害警戒区域に指定された地域のハード対策に関しては、日本海溝や南海トラフ沿いでおおむね100年～150年周期で発生するレベル1津波については、神奈川県の海岸保全基本計画で示された計画天端高を基準とした整備が求められますが、早期の整備完了を目指して、神奈川県との連携を強化していく必要があります。
- 津波災害警戒区域に指定された地域のソフト対策に関しては、想定される津波を引き起こす地震は、過去数千年間に発生した記録は見つかっていませんが、発生すれば甚大な被害をもたらす恐れがあるため、あらゆる可能性を考慮して設定したレベル2津波においても、人命の保護が図られるよう、避難場所、避難経路、避難のタイミング等を、区域内の住民に対し、普及・啓発し、訓練等を通じて実行動として徹底していく必要があります。

・・津波浸水範囲の軽減対策・・

- 海岸の保全は、神奈川県と連携して実施しています。漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が著しく、対策が必要です。
- 酒匂川等の河川を遡上する津波対策に関し、今後、住民との話し合いに基づき、関係機関と協議等を進め、津波、高潮・高波対策を推進していく必要があります。また、防潮扉の開閉に関しても、住民との話し合いに基づき、その要領等を事前に定めておく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 令和元年度の津波災害警戒区域の指定に伴い、令和3年度に津波防災地域づくり推進計画を地域住民との協働により作成しました。これにより津波浸水想定域内の住民が的確な避難行動をとることができるよう警戒避難体制を確立するとともに、沿岸部におけるハード整備や住民の避難訓練等のソフト対策を有機的に組み合わせることにより、津波からの逃げ遅れゼロを目指していきます。
- レベル1津波に対しては、神奈川県海岸保全基本計画で想定している高潮、高波及び津波の計画天端高を基準とした堤防等の整備により、津波をハード対策により防御することを基本として、神奈川県と連携してハード整備を推進していきます。
- レベル2津波に対しては、市民の命を守るため、避難を主軸とした対策を推進していきます。この際、本市の地震発生から津波襲来までの時間が極めて短いという特性に鑑み、津波警報等を待たない津波避難の要領や市からの緊急情報の伝達要領等について、津波防災地域づくり推進計画を作成する過程で、小田原方式の津波避難要領を、津波浸水想定域内の住民や要配慮者利用施設の管理者等とのワークショップを開催して案出し、計画に位置付けました。今後はより実践的で具体的な事業・施策の推進に努めていきます。

・・津波浸水範囲の軽減対策・・

- 神奈川県が実施する海岸の越波対策について、本市として事業を促進していきます。
- 河川区域については、海岸保全基本計画と整合した河川施設の津波・高潮対策を推進するため、関係機関との協議等を進めるとともに、高潮、津波両ケースの防潮扉の開閉に関する地域との話し合いの結果に基づき、適切な管理を実施します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・津波避難意識向上対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、警戒区域内の住民に対し、津波避難の要領等を周知徹底し、「逃げ遅れゼロ」を目指す住民意識を醸成する必要があります。
- 訓練等を通じた津波避難意識の向上のほか、沿岸部での津波避難経路看板や海拔表示板の設置等により、迅速・的確な避難行動を促すのに有効な施策を重層的に推進していく必要があります。
- 御幸の浜海水浴場や市営プール等、沿岸部の施設や海岸線でレジャーを行っている人々に対する津波情報の伝達について、推進していく必要があります。

・・津波避難施設の確保対策・・

- 現在、本市では、92施設の津波一時避難施設を指定していますが、津波災害警戒区域の指定に伴い、これを適切に見直すとともに、耐浪性等に関する津波避難施設が保持すべき要件について、神奈川県や国の関係者と協議し、適切な指定を行う必要があります。
- 小田原市沿岸においては、地震発生から津波襲来までの時間が、1～6分と極めて短時間であるため、津波避難タワーを新たに建設する必要がある場合が考えられ、地域住民と十分に話し合い、その要否を決定するとともに、国や県と必要な調整等を行っていく必要があります。
- 令和元年度に新たに開業した小田原漁港交流促進施設「漁港の駅 T O T O C O小田原」は多くの観光客等に利用されており、大規模地震発生時に発生する津波からの避難に関し、早急に避難場所の確保が必要です。

・・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 小田原市沿岸においては、地震発生から津波襲来までの時間が、1～6分と極めて短時間であるため、津波災害警戒区域の指定に伴い、要配慮者利用施設等では避難確保計画を策定し、必要な訓練等を実施する必要があります。
- 津波災害警戒区域内にある小学校・中学校の避難要領について、これまでのシェイクアウトをして揺れが収まったのを確認したのちに、避難行動を開始するといった避難要領を見直す必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・津波避難意識向上対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、住民とのワークショップ形式の話し合いの場を持つ等、積極的に津波避難意識の向上策を推進していきます。
- 小田原市いっせい総合防災訓練（地震・津波）や各自治会で実施する防災訓練を通じて、津波からの避難意識を向上させるとともに、迅速・的確な避難行動を促す津波避難経路看板や海拔表示により、市民の津波避難意識の向上・醸成に向けた継続的な啓発を推進します。
- 防災行政無線によるほか、御幸の浜海水浴場及び市営プールにおいて、期間中ライフセーバーにより津波の常時監視、情報伝達、避難誘導體制を確立し、利用者の迅速・安全な避難を推進します。

・・津波避難施設の確保対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い公表された津波の基準水位に基づき、津波避難ビルの指定の見直しを実施します。また、新たな津波避難施設の確保が必要となった場合は、新たな津波避難ビルの指定のための調整等を推進していきます。
- 地域との調整の結果、津波避難タワー等の建設の必要性が共有された場合は、国や県と必要な財源等を調整し、努めて早期の実現に向け検討していきます。
- 特に津波の基準水位が高く、多くの人の利用する小田原漁港や小田原漁港交流促進施設「漁港の駅 T O T O C O 小田原」周辺については、津波避難に関する検討を推進していきます。

・・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、要配慮者利用施設等では避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務付けられます。市では、これらの施設に対する説明会を実施するとともに、計画作成や訓練実施の支援を行っていきます。
- 津波災害警戒区域内にある幼稚園、小学校、中学校の避難要領について、大きな揺れを感じた直後からの垂直避難等、より実地的な避難要領を検討し、普及・徹底していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-3

風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 酒匂川は、その源流を富士山東麓に発する流域面積582km²の二級河川で、狩川は、その源流を金時山に発し、足柄平野西部を流れ、酒匂川に合流します。これらの河川は、小田原市内における降雨の影響のみならず、上流の山間部の降雨を集め、増水するといった特性を持っています。このため、上流山間部において線状降水帯が発生した場合を含め、洪水への警戒・対策を実施する必要があり、関係機関等と広く連携する必要があります。
- 早川は、その源流を芦ノ湖に発する河床勾配が極めて急な（1/50程度）の河川で、一旦氾濫すると、氾濫流のエネルギー量が大きく、家屋倒壊や河岸浸食等の被害が発生しやすい特性を持っています。このため、氾濫流に備えた対策を強化する必要があります。
- 酒匂川・狩川・早川以外の河川については、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中的な降雨により浸水被害が発生しやすい形状となっており、流域の市街化の進展等と相まって、令和元年度の台風第19号の際も内水氾濫を誘発させたり浸水被害が発生しており、関係機関と連携した対策が必要です。
- 本市においては市内に116カ所の土砂災害警戒区域等（土石流）、406カ所の土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）が存在し、災害発生の予測が難しいといった土砂災害の特性を踏まえ、住民に対する早めの避難の啓発と避難場所の確保について、継続的に取り組んでいく必要があります。

・・河川の氾濫等による外水氾濫対策・・

- 近年の国内における大洪水の発生の状況を鑑みると、酒匂川をはじめとする市内中小河川において、ハザードマップの最大浸水域と同様の浸水被害が、いつ小田原市において発生してもおかしくないと言える状況であり、ハード・ソフト両面の洪水対策を継続的に推進していく必要があります。
- 酒匂川、狩川のような築堤河川は、堤防が決壊した場合の影響が甚大であり、河川管理者と連携した河川改修工事が必要です。山王川では、台風の度に溢水を危惧しており、河川の流下能力を向上させる対策を講じることが重要です。
- 河川氾濫からの早めの避難を周知・徹底するために、住民が河川水位情報や気象情報等を適時・適切に入手できる体制を整備する必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 近年の気候変動の影響による局地的な大雨等の増加に対応し、酒匂川をはじめとする市内の県管理河川の浸水想定の見直しが令和2年度に完了したことに伴い、これに基づく河川洪水ハザードマップを作製し、流域の住民に配布し、ハザードの状況の周知・徹底を図っていきます。全てのリスクが顕在化した時点でハザードマップを1冊にまとめるなど、わかりやすい情報発信をしていきます。
- 県管理河川の改修に関しては、県が継続的に取り組むよう、また、河川の維持管理に関しては、適切な通水断面が確保されるよう働きかけていきます。特に酒匂川の堆積土砂の掘削については、国の国土強靱化の重点項目にも指定されていることから適切に実施されるよう要望していきます。
- 市管理の準用河川や水路に関しては、改修や河道掘削等を計画的に実施し、大雨時の溢水対策を推進していきます。
- 土砂災害の警戒区域（レッドゾーン）の指定が令和3年度に行われたことに伴い、これに基づく土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配布、周知・徹底を図っていきます。
- 土砂災害に関しては、災害発生の予測等が難しいため早めの避難が基本であり、住民に対する早期避難の重要性の啓発を継続的に実施していきます。また、万が一逃げ遅れた際の、屋内安全確保に関する知識の徹底や近くの土砂災害避難場所の確保について、周知・徹底を図っていきます。

・・河川の氾濫等による外水氾濫対策・・

- 「河川整備等のハード対策だけでは防ぎきれない大洪水は必ず発生する。」といった河川の氾濫等に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標に策定された神奈川県大規模氾濫減災協議会の取り組み方針と同様の考え方に立ち、市の外水氾濫対策を推進していきます。
- 市では河川管理者である県に働きかけ、堤防補強等の河川改修工事や堆積土砂撤去等の維持管理を計画的・継続的に実施されるよう促進していきます。また、令和元年の台風第19号の影響で、二級河川の増水により内水氾濫を引き起こした酒匂川、狩川、山王川をはじめ、護岸崩壊のあった森戸川、大量の転石が堆積した早川など、河道内の堆積土砂の撤去や樹木の伐採など適切に維持管理していただくよう県に要望していきます。
- 市や市民が河川水位等の情報を適時・適切に入手できる体制を整備するため、水位計や監視カメラの適切な維持管理や増設等に関して河川管理者に要望していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・集中豪雨等による内水氾濫対策・・

- 本市においては、内水ハザードマップが未策定であるため、努めて早期に作成し、市民に周知していく必要があります。
- 近年の集中豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫の頻発に伴う被害の軽減化を図るため、必要な雨水対策を実施する必要があります。

・・地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 小田原市の大規模な地下施設としては、「H a R u N e 小田原」があり、河川氾濫による浸水想定区域外ではありますが、内水氾濫等あらゆる事態を想定した浸水対策や避難確保対策を推進する必要があります。
- 河川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定については、現在、逐次実施中ですが、全施設における計画の策定と訓練の実施が必要です。

・・風水害における避難意識・判断の啓発・・

- 風水害における避難意識は、令和元年度の台風第19号の経験により、本市においてもこれまでにない高まりを見せていますが、まだまだ市民全員の避難意識が十分に醸成されているとは言えず、継続的な啓発が必要です。
- 近年多発する風水害から「自らの命は自ら守り、行政はこれを全力で支援する。」といった社会を実現するため、気象情報や河川水位情報の適切な活用方法について、周知・徹底していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・集中豪雨等による内水氾濫対策・・

- 市内の内水ハザードマップの作成に関し、引き続き必要な調査に関する関係機関等との調整を行っていきます。
- 近年の集中豪雨や都市化の進展に伴う内水浸水被害のリスクを軽減させるため、計画的な雨水渠の整備等の内水氾濫対策を実施して行きます。

・・地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 小田原地下街「H a R u N e 小田原」の避難確保対策に関しては、利用者や事業者の地上への避難経路や非常用電源を適切に確保し、逃げ遅れゼロを目指して行きます。
- 河川洪水や土砂災害のハザード内にある要配慮者利用施設の避難確保計画に関しては、策定に向けた研修会を実施し、標準的なフォーマットに必要事項を記入して、「避難場所」「避難経路」「避難のタイミング」が一目でわかるよう、施設の見えやすい場所に掲示し、風水害時に適切に避難できるように依頼するとともに、年1度以上の実践的・実地的な避難訓練の実施に関し、啓発して行きます。

・・風水害における避難意識・判断の啓発・・

- 近年、局地的な大雨や台風等の甚大な被害が全国各地で多発しており、本市においても、いつ大きな被害を伴う風水害が発生してもおかしくない状況にあります。このことを踏まえ、自治会単位や団体単位で実施される防災教室や出前講座において、風水害被害の甚大さ、気象情報等の情報収集に基づく早期避難行動の重要性等について、継続的に啓発して行きます。
- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発して行きます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・崖崩れや土石流等土砂災害対策・・

- 近年の豪雨災害で大きな問題となっている土砂災害から市民の命や財産を守るためには、これを未然防止する対策を計画的に推進することが何より重要です。
- 神奈川県による土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定が令和3年度に完了したことに伴い、今後、土砂災害警戒区域等に対する対策工事等について、官民共同で進めていく必要があります。
- 土石流対策としての砂防堤や砂防ダムは有効であり、これらの設置について今後推進していく必要があります。

・・土砂災害時の避難行動に係る啓発・・

- 土砂災害から市民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の周知や警戒避難体制の確立について啓発していますが、まだまだ徹底できているとは言えず、今後も引き続き普及・啓発していく必要があります。
- 土砂災害は、その発生の予測が困難であり、人的被害を防止するためには、早めの避難行動が極めて重要です。気象情報への警戒レベル相当情報等の導入を踏まえ、土砂災害の恐れがある区域の住民等に対し、早期の避難に関し、普及・啓発していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・崖崩れや土石流等土砂災害対策・・

- 民有地の崖崩れ等土砂災害対策については、現地調査の結果に踏まえ、崖地所有者等への改善の実施に向けた働きかけや技術的アドバイスを継続的に実施していきます。
- 市保有の公園緑地、学校施設、道路等の崖地等については、継続的な安全対策を推進していきます。
- 土石流の発生が予測される沢等に対する砂防堤等の設置については、継続的に県や国に働きかけていきます。

・・土砂災害時の避難行動に係る啓発・・

- 市民が適切な避難行動をとれるよう、土砂災害ハザードマップ等を活用し、土砂災害の恐れのある区域の住民に、土砂災害の突発性や被害の甚大さ、早期避難の重要性や屋内安全確保行動等について周知・徹底を図るとともに、土砂災害の危険性が高まった場合の土砂災害に関する防災気象情報の入手要領や、避難判断の基準、安全な避難行動の実施といった警戒避難体制の充実に努めていきます。
- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4

富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者等の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 今後、予想される富士山火山噴火への備えについては、国の富士山火山防災対策協議会の検討結果を踏まえ、今後、具体的に対策を推進する必要がありますが、これまでの降灰処理対策や健康被害対策のほか、新たに示された溶岩流対策や全市の広域避難も視野に入れた検討が必要です。
- 消防職員の火山災害対応資器材として、防じんマスク及びゴーグルの整備を令和2年度に完了しましたが、今後も継続して災害に応じた資器材を整備する必要があります。

・・降灰除去体制の整備・・

- 降灰除去体制の確立に関しては、広域での対応が必要となるため、他自治体との連携を含め、多くの主体との事前の連携体制の確立が極めて重要です。
- 歴史上において、困難を極めた降灰後の酒匂川治水対策についても、関係機関等と協議し、できる限りの事前対策を推進していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

関連施策分野

重点

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 富士山火山噴火に対する備えとしては、酒匂川等の河川氾濫対策を中心に実施していますが、今後、発表が予定されている富士山火山防災対策協議会の検討結果を踏まえ、降灰処理対策や健康被害対策、インフラ維持管理対策等必要な対策について検討していきます。
- 令和2年度に新たに示された溶岩流に対する対策としては、溶岩の小田原市域到達までには相当の時間がかかることから、避難対策を中心とした対策について検討していきます。
- 小田原市域における市民生活や経済活動等の継続が困難になると予測される程度の大量の降灰対策として、交通機関が麻痺する以前に広域避難が実施できるよう、事前に避難地や移動手段の確保、広域避難要領等に関して検討していきます。

・・降灰除去体制の整備・・

- 「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、降灰処理のための資機材の確保に努めるとともに、市内土木建設協同組合等との協定により、降灰除去体制を確立します。
- 河川に堆積する降灰の除去に関しては、今後、その要領を含め、河川管理者である神奈川県と協議を進めるとともに、事前の河道掘削等により流下能力の確保を図ります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・降灰による家屋等の倒壊対策・・

- 小田原市域の富士山火山噴火に伴う降灰量は、ほぼ全域で10～30cmであり、一部では50cm以上と予測されており、降雨等を伴うと、木造家屋の倒壊等、甚大な影響を及ぼす可能性があります。
- これらの被害を防止するためには、定期的な屋根の降灰除去対策が必要になりますが、降灰除去に係る人員の確保と必要な資機材、及び灰捨て場の確保について、今後、課題解決をしていく必要があります。

・・降灰によるインフラ被害の拡大・市域の孤立化対策・・

- 降灰によるインフラ被害は電力、上下水道、通信、空調、家電製品・情報機器等の分野で広範囲に発生することが想定されており、市単独では解決しえない問題が数多く含まれています。このため、降灰に備えた平素からの関係機関や事業者とのネットワークの構築が極めて重要です。
- 降灰により交通網が遮断され、市域が孤立化する可能性も十分考えられます。このため、主要道路交通網の降灰除去対策について、あらかじめ優先順位や手順について取り決めておく必要があります。

・・広域避難対策・・

- 市域が孤立化するような大量の降灰が予測される場合は、交通網が遮断される以前に、市民を広域避難させなければならない事態も想定され、事前の広域避難に関する協定等を締結しておく必要があります。

・・火山災害に対する意識啓発・・

- 国の富士山火山防災対策協議会より溶岩流によるハザードが示され、市民の富士山火山噴火に対する関心が高まっている機を捉え、火山災害に対する意識の啓発を実施して行く必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・降灰による家屋等の倒壊対策・・

- 降灰による家屋等の倒壊対策に関しては、特に木造家屋においては、降灰量が30cmを超えると降灰の重さによる家屋の倒壊の危険性が高まるため、屋根の降灰の除去等に関する啓発を行っていきます。
- 富士山火山噴火による降灰の被害は広域で発生するため、降灰除去に従事可能な業者や資機材の確保に関し競合が発生する可能性があります。このため、市内業者を中心にあらかじめ協定を締結する等の事前対策を検討するとともに、灰捨て場の候補地について事前検討を進めていきます。

・・降灰によるインフラ被害の拡大・市域の孤立化対策・・

- 降灰によるインフラ被害として想定されるのは、様々な分野で広範多岐にわたり、その対策も単なる降灰の除去にとどまらず、定期的な設備・機器類の点検・整備や予備部品や予備手段の確保等様々です。このため、平素から関係インフラ事業者等とその対応策等について協議し、連携体制を確立していきます。
- 降灰による市域の孤立化が予測される場合は、特に緊急輸送道路、同補完道路及び避難に使う道路の降灰除去を優先的に実施し、輸送・物流体制の確保に努めます。

・・広域避難対策・・

- 市域に大量の降灰があり、かつそれが長期化する場合は、市域に通じる交通網が完全に遮断され、市域全体が孤立化する前に、計画的な広域避難を実施する必要があります。このため、今後、神奈川県等と検討・協議を重ね、広域避難にかかる避難場所や輸送手段の確保、避難誘導要領等について具体的に検討を進めていきます。

・・火山災害に対する意識啓発・・

- 富士山火山噴火による溶岩流が小田原市域に到達する可能性の公表に伴い、富士山火山噴火に関する市民の関心が高まっています。市ではこの機を捉え、火山災害に対する住民の意識啓発を推進していきますが、火山災害に関する情報・啓発資料等は風水害や地震災害の場合に比し、極めて限られています。このため、住民がやみくもに恐れ混乱するといった事態を避けるため、「正しく恐れる」ための啓発資料の作成や啓発要領等について研究し、防災教室や防災訓練等の場を活用して火山災害に対する意識啓発を推進していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5

避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 自然災害に対して、適切な避難行動をとることは、災害に対する人的被害を軽減する上で、災害の種類を問わず、極めて重要です。避難指示等の発令の段階、避難情報の伝達の段階、避難行動支援の段階、そして市民の避難意識の高揚と正しい避難判断の啓発のそれぞれにおいて、避難行動を混乱なく適切に実施するための必要な取り組みを行っています。
- 避難判断・行動の啓発については、市民に避難情報が適切に伝わり、市民自らが主体的に自らの命を守る行動に関する判断を行い、実際の避難行動を行えるようにするため、行政は全力でこれを支援するとともに、訓練や防災教室等の場を通じ、市民に継続的に普及・啓発していく必要があります。
- また、情報伝達については、市民に確実に避難情報等が伝達・徹底されるように各種情報伝達手段の整備を推進していますが、今後も、効率的・効果的な情報伝達手段について検討・整備していく必要があります。

・・避難指示等の判断・発令の遅れ防止対策・・

- 「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の判断を実施していますが、近年の気候変動の影響を鑑み、これを考慮した判断基準について適切に見直す必要があります。
- 酒匂川等の河川の避難行動に関するタイムラインを作成し、避難指示等の判断の参考にしていますが、今後、気象情報の警戒レベル相当情報の運用も踏まえ、適切に修正するとともに、市民に対しても周知・徹底していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、国の中央防災会議では、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組みの強化による防災意識の高い社会の構築を目指すこととされました。この社会構築に向けた取り組みの一つとして、防災情報の提供に関し、5段階の警戒レベルを導入し、避難指示等の住民に伝わりやすい言葉で住民の避難行動を促す取り組みが行われています。
- これに伴い、従来の防災気象情報にも警戒レベル相当情報が付記されることとなり、住民は自らの避難のタイミング等の判断を、より直感的に判断できる体制が整いつつあります。
- 本市では、これらの避難行動にかかる取り組みの変化に対応し、市民との避難判断に係る情報共有をより緊密にし、総合的に判断したうえで、適切な時期と要領で避難情報等を発出できるよう体制整備を進めていきます。
- また、避難場所の開設に関しては、配備職員の体制を強化し、適時に開設・運営できるよう準備を進めていきます。

…避難指示等の判断・発令の遅れ防止対策…

- 本市ではハザード別の避難指示等の発令基準を設定しており、通常、これと防災気象情報等を総合的に勘案し、避難指示等の判断・発令を行っています。しかしながら、近年の気候変動の影響による局地的な大雨等や河川の上流域における大量の降雨による急激な水位の上昇等、従来の発令基準での対応では逃げ遅れに繋がりがかねない事態が全国的にも多発しています。このことに鑑み、本市では避難判断・発令基準を適切に見直すとともに、市民に対する周知・徹底を図っていきます。
- 特に台風の接近に伴う大雨等に対しては、河川毎に避難行動に関するタイムラインを作成しており、これらに基づく避難情報等の発出を行うとともに、不断の見直しを行っています。
- また、住民が警戒レベル相当情報等の気象情報等を自ら収集・判断し、早期の避難行動に繋がるよう、マイマップやマイタイムラインを作成について、普及・啓発していきます。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

・・避難指示等の伝達の遅れ防止対策・・

- 市民に対する避難指示等の避難情報の伝達手段として、防災行政無線をはじめ、各種手段を用いて行っていますが、主要手段である防災行政無線が暴風雨時に屋内で聞こえにくい等の問題点が指摘されており、これらを改善するための総合的な見直し検討が必要です。
- 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達体制について、個別計画の作成に併せて、今後整備していく必要があります。

・・避難判断・避難行動に係る啓発・・

- 住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、防災意識の高い社会の構築に向けて、気象情報への警戒レベル相当情報の導入により、より住民主体の避難判断・避難行動について、今後、啓発していく必要があります。

・・風水害における避難所開設の遅れ防止対策・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報の導入に伴い、今後、市民の自発的な避難行動の広がりに伴い、行政の責務として、避難場所の開設（今後、自治会と一緒に）及び開設情報の住民への周知を確実に実施できる体制を確立していく必要があります。
- 避難場所の開設手順や役割分担について、今後、連合自治会との話し合い結果に基づき、これを具体化し、避難場所開設体制を確立していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

取り組みの方向性

・・避難指示等の伝達の遅れ防止対策・・

- 本市では防災行政無線の老朽化更新に伴い、市内全域での避難情報等の伝達手段の最適化に係る調査研究を実施し、これに基づく適切な情報伝達手段の整備を進めていきます。
- 要配慮者に対する避難情報等を多様な手段や主体により適切に伝達し、早期の避難に繋がる体制を確立していきます。

・・避難判断・避難行動に係る啓発・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発していきます。

・・風水害における避難場所開設の遅れ防止対策・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民自らの判断に基づく早期避難の考え方の定着が予測されるため、市としては適時・適切な避難情報を発出するとともに、適時に風水害避難場所を開設できる体制を確立し、開設時には、これを適確に市民に伝達・周知していきます。
- 避難場所の開設に関しては、市の配備職員による開設体制を事前に確立するとともに、これによることが困難な場合は、連合自治会長等により開設できる体制を確立し、これらの連絡・連携体制を確立します。

事前に備えるべき目標 2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態

脆弱性評価

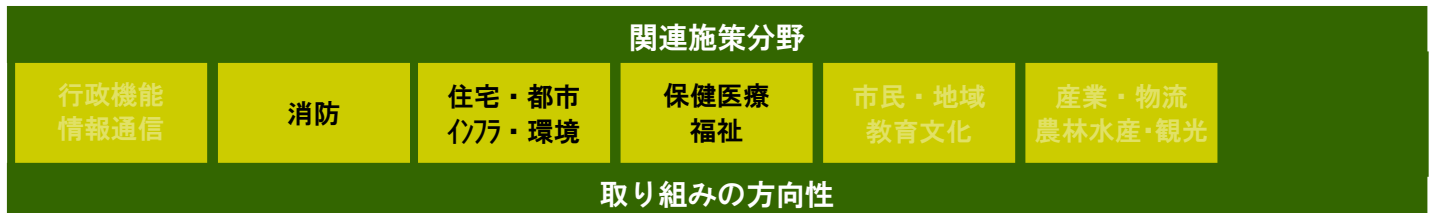
・・全体の現状評価・・

- 食料・飲料水等の物資の供給について、発災初期の物資確保及び物資輸送の困難性を勘案すると、備蓄による対応が必要になります。市では、大規模災害時の国によるプッシュ型支援が開始されるまでの3日分の備蓄を目標に、各広域避難所や集中備蓄用倉庫に必要な物資を計画的に備蓄していますが、ラストマイルの輸送問題等、解決すべき課題も多く、具体的な対応策の検討が必要です。
- 備蓄に関しては、その必要数を行政のみで確保していくことは極めて困難であり、住民の自助による食料・飲料水の備蓄が必要不可欠であり、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発していく必要があります。
- 地震災害時の飲料水の確保に関しては、本市では耐震性貯水槽による確保を進めていますが、これが使用できない場合等の補完策について、今後、検討していく必要があります。
- 物資の受入れ、管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との協定を軸に検討していますが、今後、その実効性について、訓練等を通じて検証するとともに、補完手段の確保についても検討していく必要があります。
- 物資供給ルートへの対策として、緊急輸送道路の整備や早期啓開等、必要な措置や体制は確立していますが、沿道建物の耐震化や無電柱化等について、引き続き推進していく必要があります。

・・物資の絶対量の確保対策・・

- 各広域避難所の備蓄倉庫や市内4カ所の集中備蓄用倉庫への備蓄や耐震性貯水槽により物資の絶対量の確保に努めています。今後も計画的な維持・管理・更新を進めるとともに、円滑な活用のための訓練を継続的に実施する必要があります。
- 市民自らの備蓄に関しては、広報おだわらや防災教室等、あらゆる機会を通じて啓発していますが、まだまだ十分に周知されている状態とは言えず、今後も引き続き啓発していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市では大規模災害時の国によるプッシュ型支援の開始以前の3日分の備蓄を目標に広域避難所である各小学校等及び集中備蓄用倉庫に必要な物資を備蓄しています。これらの備蓄物資については適切な維持・管理・追加・更新を行うとともに、民間事業者等との協定に基づく調達物資の円滑な供給等の実効性を高めていきます。また、発災初期の食料・飲料水等の生活必需品の確保を図るとともに、継続的に市民に届け続けることができる体制を確立していきます。
- 市民一人ひとりの災害時の食料・飲料水等として、最低限3日分、推奨1週間分の備蓄を行う必要性を啓発するとともに、このための方策としてのローリングストックに関しても普及・啓発していきます。
- 災害時の飲料水の確保に関しては、各広域避難所等の耐震性貯水槽を引き続き運用するとともに、併せて、受援による給水体制の確立に向けた取り組みを推進していきます。
- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との物資の配送・管理に関する協定を主軸として対応するとともに、市内複数か所に救援物資ターミナルを開設し、物資の受入れ・管理・配送ができる体制を確立していきます。
- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防止し、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、沿道建築物の耐震化や電線等の地下埋設化を行い、緊急輸送道路及び同補完道路等の基幹道路ネットワークの整備を推進していきます。

・・物資の絶対量の確保対策・・

- 各広域避難所の備蓄倉庫や市内4カ所の集中備蓄用倉庫の備蓄品に関しては、適切な維持管理や追加・入れ替え等を実施し、発災初期の市民への迅速な提供体制を確立していきます。
- また、継続的な物資確保体制に関しては、訓練等を通じ、各協定団体等との連携要領等を確認し、発災時に有効に機能し、必要な物資の絶対量が確保できる体制を確立していきます。

脆弱性評価

・・物資の受入れ・管理・配送等供給体制の確立・・

- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との協定により確保していますが、今後、訓練等を通じた実効性の検証を実施するとともに、体制の拡充に関しても検討していく必要があります。
- 物流事業者との協定の拡充に加え、これらが機能しなかった場合の補完手段としての市の救援物資ターミナルの開設体制や開設要領について、引き続き検討・確保するとともに、訓練等を通じた実効性の向上を目指していく必要があります。

・・物資供給ルートの確立・・

- 緊急輸送道路及び同補完道路の維持管理及び早期の啓開体制の確立を図っています。
- 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化や無電柱化を推進していますが、まだまだ十分な状況とは言えず、引き続き推進していく必要があります。
- 道路の寸断等により陸上輸送路網による物資供給が困難になった場合に備え、市内13カ所に臨時ヘリコプター離着陸場を整備しています。

取り組みの方向性

・・物資の受入れ・管理・配送等供給体制の確立・・

- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との物資の配送・管理に関する協定により、県の救援物資ターミナルから各広域避難所までの物資の配送管理体制を確立していきます。
- 上記が、事業者の被災等により、円滑に機能しなかった場合の補完手段として、市内複数か所に救援物資ターミナルを開設し、物資の受入れ・管理・配送ができる体制を確立していきます。また、このために必要な運営マニュアルの整備等、事前の対応策を確実に実施していきます。

・・物資供給ルート of 確立・・

- 緊急輸送道路沿線の耐震化の推進等に関し継続して働きかけていきます。
- 地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進していきます。
- 災害時の道路以外の外部とのアクセスを確保するため、市内13カ所にヘリコプター臨時離着陸所を整備し、緊急時の物資配給ルートとして確保していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2

消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者搜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態

脆弱性評価

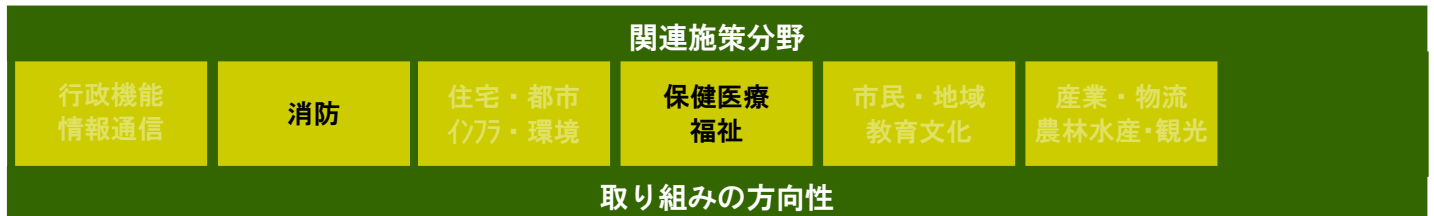
・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害発生時には、多数の死傷者の発生が予測され、救急・救助活動等の需要が同時多発的に発生するとともに、市内木造住宅地域に火災が発生した場合には、大規模な消火活動が必要になるおそれがあることから、本市のみではなく広域的な応援・連携体制による消防力の確保が必要になってきます。
- 地域防災力の中核を担う消防団員の充足率は概ね100%を維持していますが、活動環境の改善を図る等して消防団の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- 救急・救助及び消火活動の中核である消防本部及び消防署所は、24時間体制で常時継続的に利用されており、劣化の進行が他の施設と比較して早い状況です。また、救急需要の増加により、施設の使用頻度も増加しています。
- 他の施設と比較して劣化の進行が早い消防署所について、通常よりも短いサイクルで修繕を計画する必要があります。
- 消防団の今後のあり方も踏まえながら、消防団分団詰所の適正配置・維持管理に努める必要があります。

・・救助・救急にかかる拠点施設の整備・・

- 救急・救助・消火活動の中核となる消防本部の機能強化を計画的に実施していますが、災害時の災害対策本部との連携等に課題があり、今度、必要な措置等について検討していく必要があります。
- 消防署所の再配置等を計画的に実施していますが、消防力に対する時代のニーズを的確に反映した消防体制を構築していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 同時多発的な災害に対応できるよう、消火・救急・救助活動の中核である消防本部の機能の向上や消防庁舎の整備、消防団員の確保と災害対応能力向上や救急・救助用の資機材の整備、消防車両の計画的な更新・整備等を通じて、救急・救助活動能力の強化を図ります。
- 地域の災害拠点病院である市立病院に救急ワークステーションを設置し、災害時の救急体制の強化を図ります。
- 本市のみではなく、県西地域2市8町の広域的な応援・連携による、大規模災害等の長期化した災害に継続的に対応できる体制の構築を目指し、連携訓練の実施や協定等の実効性の確保、緊急消防援助隊の活動拠点の確保、現場指揮本部等の機能強化を実施していきます。
- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防止し、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、沿道建築物の耐震化や電線等の地下埋設化を行い、緊急輸送道路及び同補完道路等の基幹道路ネットワークの整備を推進していきます。
- 消防団の今後の在り方も踏まえながら、分団詰所の適正配置を検討するとともに、現施設の維持管理を適切に実施していきます。（1－1再掲）

・・救助・救急にかかる拠点施設の整備・・

- 救急・救助・消火活動の中核となる消防本部の機能強化を図るため、消防指令システムの更新等機能強化を実施し、時代のニーズを踏まえた計画的な保全・更新を着実に進め、活動体制の強化を図ります。
- 消防署所の再配置等により、消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率的・効果的な消防体制を構築していきます。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。

脆弱性評価

・・救助・救急体制の確立・・

- 消防力の確保に向け、消防団員の処遇を計画的に改善していますが、継続して活動環境を充実させるとともに、訓練や研修等による消防団員の災害対応能力の向上を図っていく必要があります。
- 消防隊等の救助資機材の更新・整備を計画的に実施していますが、併せて消防隊員の人材育成策についても計画的に推進していく必要があります。
- 災害時の自助・共助体制として、自主防災組織の救助・救命能力の向上に向けた取り組み等を強化していく必要があります。

・・広域連携・受援体制の確立・・

- 神奈川県西部広域行政協議会をはじめとする各種災害時応援協定に基づき広域連携・受援体制を構築していますが、協定締結以降、長期間が経過している協定も存在し、適切な協定内容の見直しが必要です。
- 各課のBCPに関し、継続的に見直す必要があります。

・・緊急輸送道路等の確保・・

- 市域内の緊急輸送道路を確保するため、沿道の建築物の耐震化や無電柱化を引き続き推進していく必要があります。
- 発災後の緊急予想道路等の啓開を迅速に実施するためには、平素から道路・橋梁の台帳管理を適切にするとともに、関連団体との連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

・・行方不明者把握体制の確立・・

- 大規模災害時の行方不明者の把握体制に関し、早急に関係機関と連携し、整備・確立していく必要があります。

取り組みの方向性

・・救助・救急体制の確立・・

- 消防団員の処遇を改善し、地域防災力の要となる消防団員の充足率100%を目指し、消防団が安全に活動できるように、必要な被服等や各種資機材を更新し、活動環境を充実させるとともに、訓練や研修の機会を通じた消防団員の災害対応力の向上を推進していきます。（1－1再掲）
- 消防隊等に対する救助資機材の更新・整備や救急隊の増隊等計画的な更新・整備等を進めるとともに、救急・救助技術に主眼を置いた教育・研修体制を確立していきます。
- 住民に対して救命講習等を行い、心肺停止の被災者の救命処置がなされるよう啓発するとともに、消防機関と医療機関の連携体制を継続的に見直し・強化していきます。
- 救急救命士の養成を行うとともに、救急救命処置に必要な病院実習等を実施し、救急救命士の技術及び医学的知識の維持向上を図ります。

・・広域連携・受援体制の確立・・

- 神奈川県西部広域行政協議会により災害時に広域的な連携する体制を強化していきます。
- 各種災害協定の締結先自治体・事業所との連絡体制を再確立し、災害時の連携に遺漏がないようにするとともに、必要に応じ、協定内容等の見直しを適切に行っていきます。
- 各課のBCPを見直すとともに、受援計画を策定し、訓練等での取り組み等を通じ、必要な見直し・修正を行い、実地的な計画やマニュアルの策定を実施していきます。

・・緊急輸送道路等の確保・・

- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に関しては、所有者等に対して耐震診断や耐震化工事の補助金制度等を適切に普及・啓発し、耐震化率の向上を目指します。
- 道路・橋梁の台帳管理を適切に実施するとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築し、災害時の道路施設の被害極限と迅速に復旧できる体制を構築します。

・・行方不明者把握体制の確立・・

- 市独自の行方不明者の把握体制は、現時点では構築されていません。今後は、行方不明者の捜索・把握に関する消防・警察・自衛隊との連携体制はもとより、避難所における安否確認・情報収集体制の確立やこれらを支援するアプリケーションの導入等、より实际的で迅速・的確に行方不明者を把握できる体制を確立していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3

救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 救急・救助活動、医療活動を発災直後から途切れることなく推進するためには、電力や燃料等のエネルギーの確保が重要です。各種エネルギーの確保については、発災初期の供給途絶に対応するための非常用発電機の整備と燃料の備蓄、優先的な燃料の確保に関する協定の締結等の対策を実施しており、一定量のエネルギー確保策は対応できていると考えられますが、これらの施策が確実に機能するよう、適切な管理や体制整備を継続的に実施して行く必要があります。

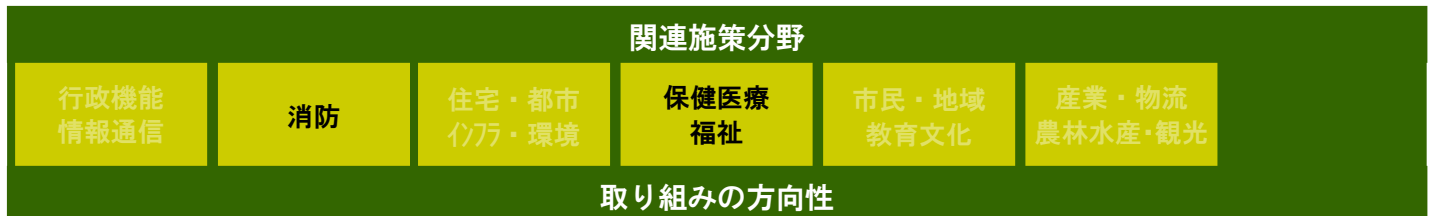
・・発災初期の代替エネルギーの確保・・

- 医療機関の代替エネルギーの確保に関しては、災害拠点病院である小田原市立病院をはじめ、透析や酸素吸入器を必要とする患者への対応が求められる病院等に関しては、非常用発電機等を整備するとともに、必要な燃料等を備蓄・確保し、発災初期の代替エネルギーの確保策を推進していく必要があります。

・・中長期的なエネルギー供給体制の確立・・

- 停電が長期化した場合、非常用発電機用の燃料の確保が必要です。このため、災害時の燃料の優先供給に関する協定等を締結していますが、これらによる応急的な対応策に加え、電力、ガス等の早期復旧に関し、関係事業者等との連携体制の強化を図っていく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 救命・救助活動の中核となる消防署のエネルギー確保に関しては、発災初期用の非常用発電機の整備及び燃料の確保は実施されており、引き続きこれらを維持管理するとともに、消防署所のエネルギー確保に関しても、今後、検討していきます。
- 県西部地域の医療活動の中核であり災害拠点病院に指定されている「小田原市立病院」においては、発災初期用の非常用発電機の整備及び燃料の確保は実施されていますが、市内、その他の病院及びクリニック等における発災初期のエネルギーの確保策は十分にはとられておらず、今後、関係者との協議を進めるとともに、対応策についてエネルギー事業者等との検討を進めていきます。

・・発災初期の代替エネルギーの確保・・

- 災害拠点病院である小田原市立病院においては、現在でも、非常用電源等の発災初期の代替エネルギーの確保がなされています。また、計画されている建て替え事業においては、更に効果的にあらゆる災害時にも機能発揮できるよう代替エネルギーの確保等がなされる予定です。
- 市内の病院や診療所・クリニックについては、非常用電源等の発災初期の代替エネルギーを確保している施設は少なく、今後、ハイブリッドカーを活用した給電システムの導入や協力体制の構築等、災害時の代替エネルギー確保策について検討していく必要があります。

・・中長期的なエネルギー供給体制の確立・・

- 発災初期から使用する非常用発電装置用の燃料等の供給体制については、現在、災害時における燃料の調達に関する協定書等により、優先的に供給を受けられるように定められていますが、非常用発電装置等による電力の供給は、あくまでも発災初期の緊急対応用であり、早期の復旧・復興のためには、電力、ガス等の本格復旧が必要であり、これらの早期復旧に向けた事業者との連携を今後とも強化していきます。

2-4

片浦地区・和留沢地区における孤立集落の同時発生

脆弱性評価

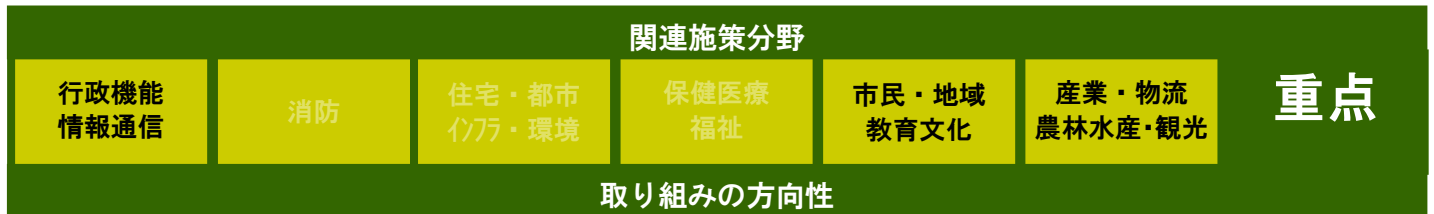
・・全体の現状評価・・

- 大規模地震発生時や台風等風水害時に斜面崩落や土砂災害による道路途絶が予想される片浦地区や和留沢地区においては、孤立化を想定した事前対策を行っておくとともに、万が一孤立化してしまった場合を想定した救出・救助や物資支援体制について、事前に検討・確立しておく必要があります。

・・孤立集落における救出・救助対策・・

- 道路が寸断され、陸路による救出・救助が困難となった孤立集落に対しては、空路または海路を利用した救出・救助を実施する必要があります。
- 片浦地区に関しては、地区内にヘリコプター臨時離着陸場が設定されているとともに、米神・江之浦漁港を活用した海路からのアプローチも可能であり、今後、具体的な救出・救助要領に関して検討を進めていく必要があります。
- 和留沢地区は、海に面していないため海路によるアプローチができないうえ、ヘリコプター臨時離着陸場に適した空地も存在しないため、今後、ヘリコプターを利用した具体的な救出・救助要領を含め、具体的なアプローチ方法について検討を進めていく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模地震発生時の斜面崩落や台風等風水害時の土砂災害による道路の寸断等が予測される片浦地区や和留沢地区においては、災害時の孤立化対策が求められます。孤立が予想される地区の対策は、主として備蓄等の事前対策と救出・救助や物資支援体制の確立等の発災後の対策が考えられます。
- 事前対策としては、これらの地区住民に対する平素からの水・食料等の備蓄の呼びかけのほか、発災初期の医療体制のあり方について検討していきます。
- 発災後の対策としては、傷病者発生時には、地域内のヘリコプター臨時離着陸場を活用した迅速な域外への救出・救助の実施のほか、これらを活用した物資支援体制の確立を実施していきます。

・・孤立集落における救出・救助対策・・

- 大規模地震発生時の斜面崩落や台風等風水害時の土砂災害による道路の寸断等により、片浦地区や和留沢地区が孤立化した場合、傷病者が発生したり、災害等の状況により地区住民の全部または一部が、市域の他の地区へ広域避難しなければならなくなった状況が生じた場合には、ヘリコプターによる空輸または船舶による海上輸送の確保が必要になります。
- 片浦地区でのヘリコプター及び船舶による救出・救助に関し、ヘリコプター臨時離着陸場を事前に設定するとともに、小田原市漁業協同組合との協定に基づく緊急輸送の実施やそれによることが困難な場合には海上自衛隊の艦艇の派遣について県に要請の要望を実施します。
- 和留沢地区でのヘリコプターによる救出・救助に関しては、臨時離着陸場について事前に協議し、地区住民に対して周知していきます。

脆弱性評価

・・孤立集落における物資支援対策・・

- 孤立集落において物資支援の必要性が生じた場合は、救出・救助の場合と同様に、空路または海路による支援物資の輸送に関して検討する必要があります。
- それぞれの地区の特性に応じた支援物資の輸送要領について、今後、具体化していく必要があります。

取り組みの方向性

・・孤立集落における物資支援対策・・

- 孤立集落において孤立が長期化し、備蓄品だけでは対応が困難となった場合は、ヘリコプターによる空輸や船舶による海上輸送により、救援物資を届ける必要があります。
- ヘリコプターによる救援物資の配送は、ヘリコプター臨時離着陸場による方法のほか、緊急時は空中投下により、直接物資を必要としている地点に届ける要領があります。
- 船舶による救援物資の配送は、漁港における荷揚げが基本となりますが、海象の状況や漁港の破損・漁港内の瓦礫等により、船舶の接岸が困難な場合は、海上自衛隊の艦艇からの艦載ヘリコプターによる

2-5

帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大

脆弱性評価

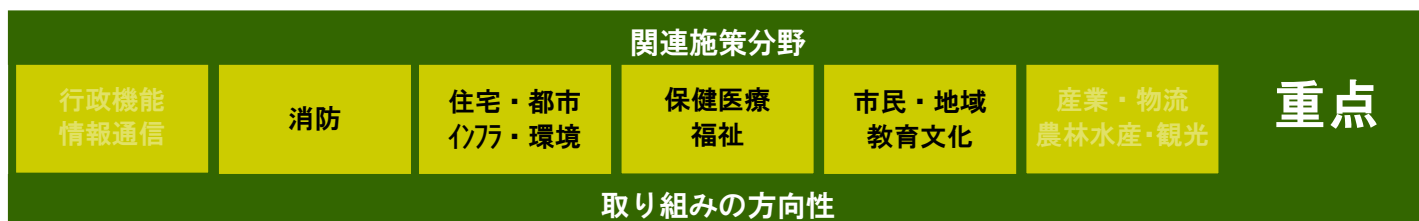
・・全体の現状評価・・

- 大規模災害が発生した場合、通勤・通学者や来訪者が帰宅困難者となる可能性があります。帰宅困難者対策として、帰宅困難者避難場所を開設し、必要な支援を実施する体制を確立していますが、本市は、近隣に全国有数の観光地である箱根町を有しており、同町からの観光客が市内に流入し、帰宅困難者となる可能性があるため、同町との連携体制の確立が必要です。
- 通勤・通学者を帰宅困難者にならないために、一斉帰宅の抑制に関して事業者等に協力を要請していますが、今後は、市外に勤務する市民が市外で帰宅困難者となった場合の、市内に残された子どもや児童の支援体制についても検討していく必要があります。

・・帰宅困難者発生の抑制対策・・

- 帰宅困難者が大量に発生し、駅等で滞留することを防止するためには、市内に通勤している人や通学している人が、一斉に帰宅するのを抑制することが効果的です。このため、引き続き市民や事業者災害時の一斉帰宅抑制への協力を働き掛けていく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 通勤・通学者や来訪者等が帰宅困難となった場合でも、情報提供等の支援の充実を図り、円滑に避難行動を実施できるよう、市民や事業者との協力体制の強化を図るとともに、公民連携による帰宅困難者対策を進めます。
- 帰宅困難者が発生した場合は、小田原駅周辺の帰宅困難者避難場所を開設し、水や食料、情報等の支援の取り組みを進めていきます。また、通勤者等を帰宅困難者にしないために、一斉帰宅の抑制に関し、事業者等に協力を要請するとともに、市外勤務者の帰宅困難により、ケアが必要となった子どもや児童に対する支援に関しても、今後、関係機関やNPO等の連携して推進していきます。
- 帰宅困難者となった通勤・通学者や来訪者等に対する帰宅支援のための情報提供等に関しては、国の検討状況と合わせ、箱根町をはじめ近隣自治体との連携も含めた対策を検討していきます。

・・帰宅困難者発生の抑制対策・・

- 小田原箱根商工会議所との連携や市内事業者に対する個別の働きかけ等を通じ、従業員の一斉帰宅を抑制することの重要性を啓発するとともに、その取り組みを強く推進し、自助・共助・公助により帰宅困難者の発生抑制を図ります。このため、社内や学校等での一時避難のための備蓄の推進についても啓発していきます。
- 防災会議の鉄道関係事業者との分科会において、風水害時の計画運休の周知要領や地震災害時の帰宅困難者を駅ホームや停車中の車両内に一時滞在させる等の処置について事業者との話し合いを推進していきます。

脆弱性評価

・・観光客・来訪者支援対策・・

- 観光客や来訪者に対する本市の災害に関する基礎情報の提供手段として、各種ハザードマップの提供等が考えられます。現在、市ではこれらを小田原駅東西自由連絡通路にあるアークロード市民窓口に配架していますが、引き続き、市の情報や施策が広く観光客等にも周知できる取り組みを実施していく必要があります。
- 箱根町からの流入者を含む小田原駅滞留者を適切に帰宅支援するための代替交通手段の確保等、国の検討状況を踏まえながら、今後、検討・推進していく必要があります。

・・帰宅困難者受け入れ場所の確保・・

- 帰宅困難者の受け入れ施設として、現在、本市では小田原駅周辺に7カ所の帰宅困難者避難場所（おだわら市民交流センターUMECO、城山中学校、小田原三の丸ホール、ミナカ小田原、県立小田原高校、小田原短期大学、国際医療福祉大学）を指定していますが、想定される帰宅困難者数に比べ、収容可能数が不足しているのが現状です。今後も、引き続き、帰宅困難者受入れ施設の確保について検討していく必要があります。
- 帰宅困難者を混乱なく帰宅困難者避難場所に誘導・収容するためには、今後、鉄道事業者等との連携について訓練等を通じて具体化する必要があります。

・・帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制の確立・・

- 九都県市で連携し、徒歩帰宅者のための支援体制を確立していますが、これらの市民や帰宅困難者になり得る人々への周知や実効性の確保に関し、引き続き取り組みを強化していく必要があります。

取り組みの方向性

・・観光客・来訪者支援対策・・

- 指定避難場所や帰宅困難者避難場所等が記載された市のハザードマップを小田原駅東西自由連絡通路にあるアークロード市民窓口に配架し、観光客や来訪者の避難行動等を支援していきます。
- 今後、国の検討状況を踏まえながら、代替輸送手段による帰宅支援の仕組みを整理するとともに、近隣自治体との連携についても強化していきます。

・・帰宅困難者受け入れ場所の確保・・

- 帰宅困難者の受入れ体制を確保するため、市保有施設のみならず民間事業者等の協力を得ながら、帰宅困難者避難施設の拡充を図ります。
- また、特に多くの帰宅困難者の発生が予測される小田原駅周辺においては、民間事業者や鉄道事業者等と連携した帰宅困難者の避難誘導・受け入れ訓練の実施等により、対策をより一層強化していきます。

・・帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制の確立・・

- 徒歩帰宅者に対して、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンド等がトイレ、水道水の利用、道路交通情報や一時的な休憩の場の提供等する仕組みについて、事業者や市民に対して周知するとともに、各事業者と連携し、その実効性を確保していきます。

2-6

車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 過去の災害の教訓からも災害時には様々な理由から一定数の車中泊避難者が発生することを前提とした対応が、今後、必要となります。
- 車中泊避難には、エコノミークラス症候群等の健康被害が発生するリスクが高く、車中泊避難者数を抑制し、発生した場合には、これを早期に解消するための施策を推進する必要がありますが、避難所環境の改善や健康被害に関する啓発等を除くと、実施できている対策は限られているのが現状です。

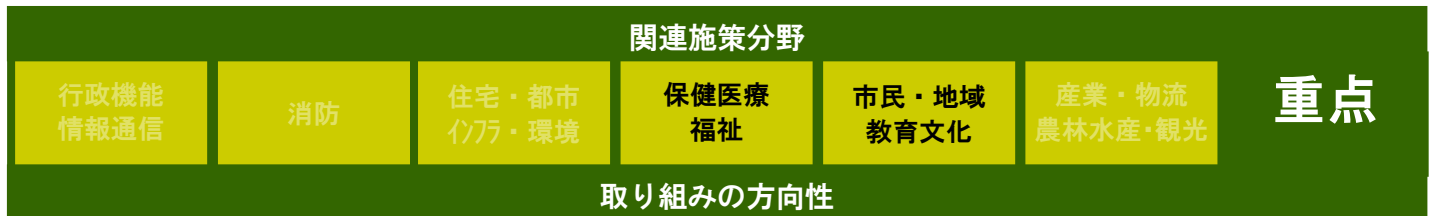
・・車中泊避難等の発生抑制対策・解消対策・・

- 車中泊避難者の発生を抑制するためには、健康被害リスク等について引き続き広報・啓発するとともに、車中泊避難の原因となっている広域避難所におけるプライバシー確保の問題やペット問題等の解決と連動して各種施策を検討・推進していく必要があります。
- この際、車避難における渋滞緩和策についても併せて検討していく必要があります。

・・車中泊避難等による健康被害対策・・

- 車中泊避難による健康被害を防ぐためには、推奨される運動等の予防策を含めたエコノミークラス症候群等の健康被害に関する情報を、平素から住民に広報・啓発するとともに、発災時には、車中泊避難者に対する保健師による健康指導体制等についても検討していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 車中泊避難等については、過去の災害の教訓から、余震に対する不安感、プライバシー確保やペット同伴避難等の理由から、一定数の車中泊避難者が発生することを前提とした避難者の把握等の対策や、市内事業者等と連携した車中泊避難場所の確保等の検討を進めていきます。
- 上記に関わらず、本市における災害発生時の避難は各広域避難所への避難が基本であり、その円滑な運営体制の強化を図るとともに、車中泊避難には健康被害発生リスクがあることについて周知を図り、可能な限り車中泊避難等の発生を抑制するとともに、やむを得ず車中泊となった場合でも、早期解消を図ります。

・・車中泊避難等の発生抑制対策・解消対策・・

- 本市における災害発生時の避難場所の基本は各広域避難所を基本とすること、車中泊避難によるエコノミークラス症候群等の健康被害リスクが伴う危険性があることを継続的に広報・啓発していくとともに、その発生原因となっているプライバシー対策やペット対策について解決に向けた取り組みを推進していきます。
- 車中泊避難の前提となる、車避難において、救出・救助部隊の通行の妨げになる等の渋滞対策について、今後、検討・推進していきます。

・・車中泊避難等による健康被害対策・・

- 車中泊避難者の健康管理対策に関しては、今後、保健師等の巡回により、エコノミークラス症候群防止のための簡単な体操や飲料水の適切な摂取等の保健師指導が実施できる体制について検討していきます。

2-7

医療施設及び関係者の絶対的不足、被災支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

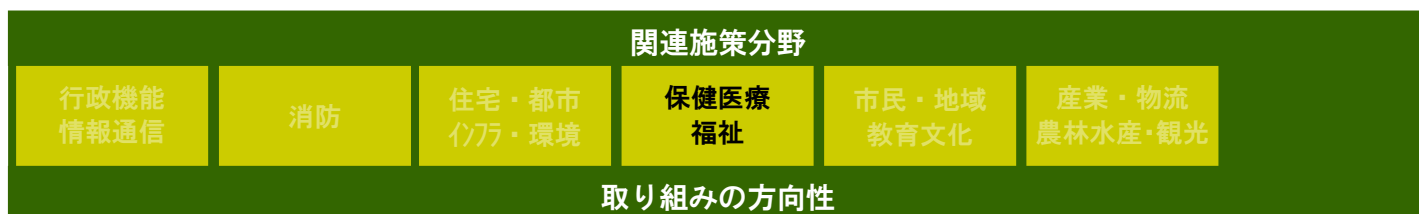
・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害の発生により、多数の負傷者等が発生するとともに、災害による心理的影響や避難生活の長期化等の影響により、疾病者の症状の悪化や新たな疾病の発生等の健康被害が発生します。このため、災害時の医療提供体制を整備し、市民の生命、身体、安全確保を図るとともに、保健活動の早期開始による健康被害の最小化を図る必要があります。
- 災害時の医療体制の中核である小田原市立病院では、BCPを策定し、これに基づく対応に関して訓練等により検証しています。しかしながら市内の多くの一般病院やクリニックに関してはBCPが未策定であり、この策定を推進していく必要があります。
- 災害時に市内4カ所の広域避難所に開設する仮設救護所について、小田原医師会等と協議し、具体的な手順や連携について計画やマニュアルを策定していく必要があります。

・・医療施設の防災・減災対策・・

- 災害時の医療体制の中核となる小田原市立病院に関しては、老朽化が進んでおり、現在、建て替えに関する検討が進んでいます。
- 市内の一般病院についても耐震化が不十分な病院も存在し、引き続き、耐震化について推進していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市では発生の切迫性が指摘されている神奈川県西部地震における適切な災害時医療体制を確立を目標に、多数の負傷者等の発生、災害による心理的影響や避難場所での生活等による病状の悪化や新たな健康被害の発生に対し、市民の生命・身体的安全確保を図る体制の構築を推進していきます。
- 災害発生時の総合的な医療体制の構築については、小田原医師会等との連携により、現在開設を想定している4カ所の仮設救護所を開設し、医師、歯科医師、薬剤師及び柔道整復師が確実に参集し、救護所として機能する体制を構築するとともに、市内の有床の一般病院が努めて早期に通常診療の再開が可能となるようBCPの策定等を推奨していきます。
- 上記による対応が困難な事態が発生した場合は、国・県に対してDMATやJMAT等の派遣を依頼し、災害時医療体制の強化を図ります。

・・医療施設の防災・減災対策・・

- 本市の災害医療の中心的な役割を担う、小田原市立病院の再整備を引き続き計画的に推進していきます。
- また、市域全体の医療機能の低下を防ぐため、医療機関の建物の耐震化について推進していきます。
- 医療施設の代替エネルギー対策として、非常用発電機の整備及び燃料等の確保のほか、電気自動車等の電力を災害時に活用できる仕組みの導入について、今後、検討していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

脆弱性評価

・・医療にかかる人材・体制の確立・・

- 小田原市立病院においてはBCPを策定し、災害時優先業務を確実に実施できる体制を目指していますが、発災時、病院関係者が死傷したり、参集困難等により、必要な人員が確保できなかった場合を想定し、他の病院や関係機関から応援を受けるための受援計画について、今後、計画していく必要があります。
- 県西地域の災害医療体制に関し、平素から神奈川県との連携体制を確立し、災害医療アドバイザーからの助言を受けれる体制を確立しています。また、必要な情報共有体制に関しても、システム・無線その他さまざまな手段を用いて、拡充していく必要があります。

・・医薬品・資器材の確保・・

- 市内4カ所の広域避難所に開設される仮設救護所に指定薬局から医薬品を拠出するため、小田原薬剤師会と協定を締結していますが、拠出する医薬品の選定を適宜行っていく必要があります。

・・医療にかかる広域連携体制の確立・・

- 広域医療連携体制については、ヘリコプター臨時離発着場の指定や災害派遣医療チーム（DMAT）の参集拠点の指定等を行っており、広域連携体制は確立されています。今後は、訓練等を通じ、その実効性を高める取り組みが必要です。

取り組みの方向性

・・医療にかかる人員・体制の確立・・

- 市立病院においてはBCPを策定し、必要な医療支援体制の確立するとともに、入院・外来患者及び職員の食料及び飲料水の備蓄等を推進しています。また、BCPの災害時優先業務を確実に実施できる体制を確立するために、受援計画を策定するとともに、関係機関や域内の一般病院との連携要領について、今後、検討していきます。
- 県西地域災害医療連絡会議による平素からの意見交換、情報共有等による関係の強化、衛星携帯電話やMCA無線機の配備の促進により、関係団体とも連携を推進します。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した訓練等を実施し、災害時に速やかに関係機関等との連携が図れるよう、災害時医療体制の整備・向上を図っていきます。
- 改正災害救助法に基づき、救助実施主体として、大規模自然災害時に被災者に対して円滑に医療を提供できるよう、神奈川県と連携して取り組みを推進していきます。

・・医薬品・資器材の確保・・

- 小田原薬剤師会と連携し、仮設救護所が設置された場合に供給する医薬品の管理等を行います。
- また、さらに医薬品が不足する事態に備え、市内卸会社との医薬品等の調達に関する協定に基づき、災害時に医薬品が円滑に提供できるよう体制や仕組みの強化を図っていきます。

・・医療にかかる広域連携体制の確立・・

- 災害拠点病院におけるヘリコプター臨時離着陸場の指定、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集・活動・広域医療班層に関する訓練を継続的に実施していきます。また、今後、広域搬送拠点臨時診療施設（SCU）の設置や搬送に係る訓練や、県保健医療救護計画と整合した実効的な運用マニュアルを作成する等、広域連携体制の充実を図っていきます。

2-8

被災地における疾病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 大規模災害により多数の避難者が発生した場合、避難所等の衛生環境によっては、疾病・感染症が大規模発生する危険性があります。そのため、疾病・感染症患者の住み分け、応急医療体制の整備、健康管理指導等の保険衛生体制の整備を実施していますが、今後も更なる整備を推進し、その充実を図っていく必要があります。
- 風水害時の内水氾濫等では、下水道の溢水等による衛生環境の悪化の可能性があります。このような内水氾濫における衛生環境の確保については、屋内への浸水を防ぐための土のう積みや、浸水時の衛生対策について、今後、広報・啓発していく必要があります。

・・避難所等における衛生環境の確保・・

- 避難所における衛生環境の確保において、最優先で解決しなければならないのはトイレの問題です。本市では、各広域避難所や集中備蓄庫で仮設トイレや簡易トイレ（便袋）を整備・備蓄していますが、今後も、更なる絶対量の確保に向け、備蓄を推進していく必要があります。
- 避難所で発生するごみ等により、避難所の衛生環境を悪化させないため、廃棄物の収集や運搬を計画的に実施できる体制を整備する必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模災害発生時の被災地の衛生環境を良好に維持し、疾病や感染症等の大規模発生を防止するためには、避難所の衛生対策が極めて重要になります。このため、健康管理指導等の保険衛生体制の整備等により、感染症予防の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時には県の指示により迅速に消毒業務等を行える態勢を整備していきます。
- 風水害時等の内水氾濫が発生した場合においても、被災地において適切な衛生環境が確保できるように、様々な機会における周知・啓発を進め、浸水時の適切な衛生対策・消毒方法および衛生環境の取り組みを促進します。

・・避難所等における衛生環境の確保・・

- 災害時のトイレの確保策として、各広域避難所に仮設トイレや簡易トイレ（便袋）の整備を進め、これらの使用方法や衛生的なトイレの管理要領等について、市いっせい総合防災訓練や防災リーダー研修等の機会を活用した普及・啓発を継続的に実施していきます。
- ごみ収集・運搬を計画的に実施できる体制を構築し、災害時に避難所において良好な衛生環境が確保できるようにします。
- 平素から各種害虫駆除対策を実施し、災害時においても良好な生活環境が確保できるようにします。

脆弱性評価

・・風水害での床上浸水等の発生時の衛生環境の確保・・

- 浸水時の衛生対策や消毒に関する、本市の取り組み状況を、継続的に広報・啓発していく必要があります。

・・疾病・感染症の拡大防止対策・・

- 避難所における要配慮者や感染症患者等に配慮した避難スペースの確保、避難所運営委員会内の医療救護班の編成等、避難所における疾病・感染症等の拡大防止のための各種取り組みを実施しています。また、コロナ禍にあってはワクチン接種やPCRセンターの適切な運営を行っています。今後とも、これらの取り組みを充実強化していく必要があります。

取り組みの方向性

・・風水害での床上浸水等の発生時の衛生環境の確保・・

- 浸水時の衛生対策や消毒方法、本市が実施している衛生環境確保に向けた取り組みや協定が市民に周知されるよう様々な機会を通じ、広報・啓発していきます。

・・疾病・感染症の拡大防止対策・・

- 大規模災害発生時の被災地の衛生環境を良好に維持し、疾病や感染症等の大規模発生を防止するためには、避難所の衛生対策が極めて重要になります。このため、健康管理指導等の保健衛生体制の整備等により、感染症予防の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時には県の指示により迅速に消毒業務等を行える態勢を整備していきます。
- 避難所等における災害のコロナ対策については現在の施策を引き続き推進していきます。

事前に備えるべき目標 3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 大規模な災害が発生した場合の、災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時であっても重要な通常業務を継続して実施しなければならない市役所の機能を確保することは、災害からの早期復興のためにも極めて重要です。このため、市庁舎の耐震性を確保するとともに、通信、電力等の必要な機能を確保するための対策を推進していく必要があります。
- 市庁舎の免震工事は平成28年度に完了しており、震度6強の地震に耐えられる構造になっているとともに、非常用電源等必要な機能も確保されています。しかしながら、山王川の最大浸水時には非常用電源等が使用できなくなる問題点が指摘されており、早急な対策が必要です。
- 本市の災害対策本部が非常用の手段等を用いても、確実に機能を発揮できるようにするため、平素から訓練を重ね、発生する問題点や課題を逐次解決し、発災時の災害対応体制の万全を期す必要があります。
- 災害時の情報収集、伝達・発信体制を既存の施設や設備を最大限に活用し、機能発揮できる体制を確立する必要があります。

・・市役所等の防災機能の確保・・

- 市の災害対策本部の現在の設置場所は、手狭であり、関係機関との連携を含めた有機的な活動を実施する場所としては不適です。現在、市の災害対策本部の設置場所や必要な機能整備に関する関係部署との検討・調整を進めており、努めて早期に十分なスペースと機能を有した災害対策本部室の整備が必要です。
- 災害時業務を効率的かつ的確に実施するための基幹業務システムを、災害時も安定的に稼働させる必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
計画・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 大規模な自然災害が発生した場合に災害対応の要となる市役所の機能を確保します。市庁舎の免振工事は平成28年度に完了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっています。山王川の最大浸水時には、市庁舎は浸水し、1階部分の施設や機器が使用できなくなる可能性があるため、今後、浸水対策や代替の機能確保要領について検討を進めていく必要があります。
- エネルギーの確保に関しては、発災後72時間の市災害対策本部の運営に必要な非常用電源の確保や、各広域避難所等において形態電話やスマートフォンの充電に必要な電源を確保するための非常用発電機、発電機の整備、備蓄を進めています。また、中長期的な燃料の供給については、優先度に応じて重要施設に円滑に供給できる体制の整備を行います。
- 電気自動車を災害時に活用する仕組みを、補助的なエネルギー確保策として、逐次導入・整備していきます。
- 地域防災計画に基づく発災時の体制や対策を基本とし、市いっせ総合防災訓練や災害対策本部訓練等を通じて災害対応力の強化を図ります。また、他市との災害時の協定等に基づく受援体制の確立等、更なる体制の強化を図っていきます。
- 災害時における被害状況の把握や応急対策を実施し、被災者への適時・適切な情報提供等を行うためには、防災行政無線をはじめ各種情報通信手段を適切に維持管理し、既存の施設を最大限に活用した災害情報の伝達・発信体制の強化、多様化について検討を進めていきます。

…市役所等の防災機能の確保…

- 発災時の災害対応の要となる市役所の耐震対策や浸水対策を進めるとともに、BCPの継続的な見直しを実施します。
- 本市の災害対策活動を円滑に実施するため必要な機能を有した災害対策本部室を庁舎7階に設置できるよう必要な施設や機能の充実を図っていきます。また、市役所の浸水時の電源確保に関して、電源車から直接、災害対策本部室等に電力を供給する方策を推進するとともに、災害対策本部を設置することが困難となった場合の代替施設として、県西地域県政総合センターを指定しています。
- 災害時業務を効率的かつ的確に実施するための基幹業務システムを、災害時も安定的に稼働できるよう、平素から適切に管理運用します。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

脆弱性評価

・・災害対応体制・受援体制の確立・・

- 発災後の災害対応体制に関しては、小田原市地域防災計画に規定された災害対策のチーム体制により、分担業務実施するとともに、チーム内の情報共有や関係チーム間の連携を行う体制になっていますが、今後、これらの活動に係わるマニュアルや業務実施要領に関し、更なる見直しや充実を図っていく必要があります。
- BCPに基づく受援計画の策定について、早急に整備・充実させていく必要があります。

・・行政情報通信機器の整備・・

- 本市における災害時の市民に対する情報伝達手段の要である防災行政無線に関しては、風水害時等に屋内では聞こえにくいといった問題点を有しており、導入から長期間経っていることも踏まえ、最新の情報通信技術を活用した機器の更新・最適化を図っていく必要があります。
- 災害対策業務やBCPの実施に必要な業務システムを、災害時にも安定的に使用できる環境の整備を、継続的に推進していく必要があります。
- 災害時優先電話を、引き続き整備・確保していく必要があります。

・・情報収集・発信体制の確立・・

- 災害時の初動対応の適否を左右する発災初期の情報収取能力を向上させるための収集・伝達体制や収集手段等を最新技術を導入しつつ、継続的に整備していく必要があります。
- 災害情報の発信体制についても防災行政無線等の既存の体制に加え、市民に分かりやすく確実に伝達できる手段を、継続的に整備していく必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

取り組みの方向性

・・災害対応体制・受援体制の確立・・

- 大規模災害発生後の災害対応体制については、小田原市地域防災計画に基づき市災害対策本部を中心に災害対応を実施します。
- 地域防災計画やBCP、受援計画及びこれらに基づく各種マニュアルについては、受援訓練を実施し、今後も継続的に見直しを実施し、実効性の確保に努めています。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、広域避難所の運営支援、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を推進するとともに、ICT活用による標準的な業務支援システムを導入し、受援が円滑に受けられる体制を整備していきます。

・・行政情報通信機器の整備・・

- 災害時、市民に対する情報の伝達・発信手段の要となる防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信機器を、災害時に使用可能な状態を確保するため、平素から適切に維持管理していきます。
- 災害時の電話回線の輻輳に備え、災害時優先電話を整備し、確実に通信回線を確保する体制を強化していきます。

・・情報収集・発信体制の確立・・

- 災害時の情報収集体制については、配備職員による情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム（DITS）やドローン等の新たなツールの活用等を推進していきます。
- 情報発信体制については、統合型地理情報システムに災害情報を地図上で視覚的に捉えやすくするように整備をするとともに、市民への情報提供体制として、ホームページ等の広報手段に加え、広域避難所等における情報発信・共有手段について検討・推進していきます。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2

市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

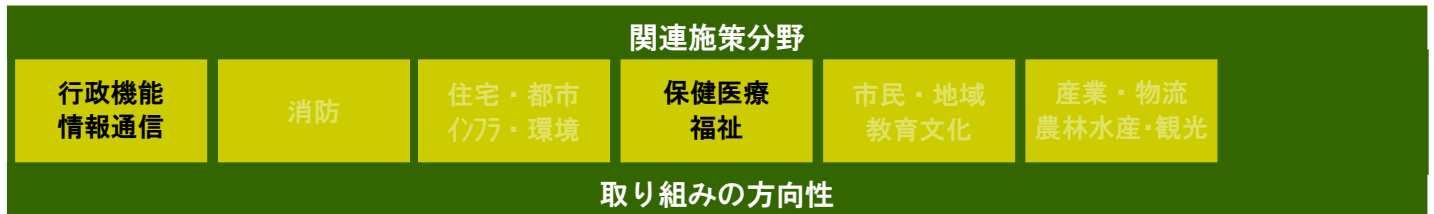
・・全体の現状評価・・

- 災害対応業務は、発災直後の対応から復旧・復興にわたり長期間の連続した業務になるため、過去の災害において、長期間の業務過多等による職員の心身の不調が問題となっており、職員へのケアの必要性が認識されています。
- 本市においても、臨床心理士や保健師によるケア体制の確立や特定の職員に業務が集中し業務過多に陥らないように、業務実施体制等の見直し検討を実施していますが、今後もこれらの体制を充実強化していく必要があります。

・・行政職員の被災防止策、災害対応体制・環境の確立・・

- 職員の安否確認や参集状況の確認に関し、効率的かつ確実に実施できる体制の整備を実施する必要があります。
- 職員用の備蓄に関し、これまで市民の備蓄の呼びかけと同様の対応を取ってきましたが、災害対応体制や環境を充実させるため、各自での備蓄をさらに推奨していく必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市の災害復旧・復興を迅速・確実に実施するためには、災害発生直後から職員の心身の健康の確保が必要不可欠です。このため、職員一人ひとりが業務過多による過重労働に陥らないように、適切な業務配分と休養体制の確立を推進していきます。
- 特に、災害発生直後から1週間程度は昼夜連続の災害対応が必要なことから、職員のローテーションによる勤務体制を導入し、長期間持続可能な災害対応体制を確立します。
- また、災害時の職員用の飲料水や食料等の備蓄・確保についても、事前準備に関し周知するとともに、集中備蓄の可能性について検討していきます。
- 災害時の職員の体調管理・心の健康管理のために、臨床心理士や保健師によるカウンセリングを実施する体制を整備していきます。

・・行政職員の被災防止策、災害対応体制・環境の確立・・

- 職員の安否確認・参集確認体制については、現在、電話、メール等により実施していますが、更に効率的かつ確実な安否・参集確認を行うため、スマートフォン等の専用アプリを活用した安否確認システムの導入についても、今後、検討・推進していきます。
- 職員の被災防止の観点から、発災時に身を守るための行動や机や書棚の固定等の事前の屋内防災に関し啓発を行っていきます。
- 他部局の応援職員でも災害対応業務に従事できるように災害時業務マニュアルの見直しを行うとともに、広域応援による受援体制の整備を推進していきます。
- 災害対応業務に従事する職員の体制の検討にあたっては、個々の職員の家庭状況等を考慮した従事体制を整備するとともに、会計年度任用職員の活用の可能性についても検討していきます。
- 災害時に迅速な災害対応業務に従事可能な市内居住職員を増加させる方策について検討していきます。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

脆弱性評価

・・職員へのケア体制の確立・・

- 市域において大規模災害が発生した場合、市職員は災害対応業務に従事することになりますが、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されます。本市においては、臨床心理士や保健師によるカウンセリング等によるケア体制を構築していますが、災害時の健康管理に関しては平素から職員に対する普及・啓発と更に有効な体制づくりに関して検討していく必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

取り組みの方向性

・・職員へのケア体制の確立・・

- 長期間連続した災害対応業務により体調不良等に陥った職員に対するケア体制として、臨床心理士や保健師によるカウンセリングの実施体制を整備していきます。
- 災害時の心身の健康管理の必要性に関し、今後、本市職員に対して普及・啓発していきます。
- 災害対応業務従事間、適宜、食事・休憩が出来る場の確保について検討していきます。

事前に備えるべき目標 4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価

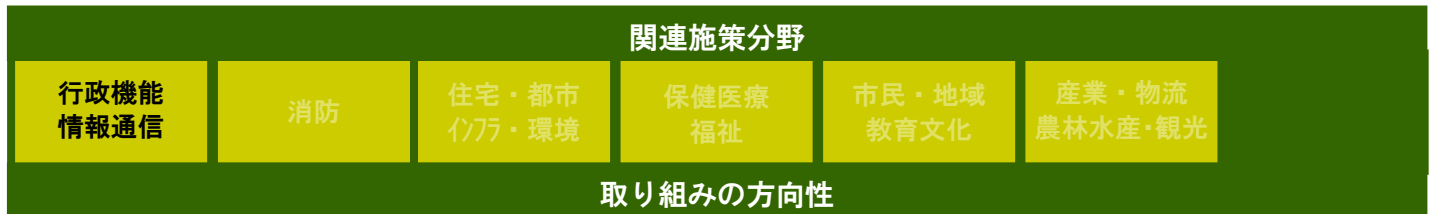
・・全体の現状評価・・

- 災害時において、被害状況の迅速かつ正確な把握や災害対応の的確な実施、安否の確認等被災者の連絡手段等として、情報通信の役割は非常に重要なものとなっています。本市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することを基本としているため、停電による情報通信の麻痺や長期停止等の脆弱性への対応は、これらの通信事業者と連携しつつ必要な対応を行う必要があります。

・・市民に必要な情報通信の確保策・・

- 各避難所に設置される災害時特設電話、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の利用方法等について、今後、更に周知・徹底していく必要があります。
- 災害に強い新たな情報通信手段の導入等に関して検討し、災害時の情報通信体制の強靱化・多重化を行っていく必要があります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 小田原市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することが基本となっており、これら事業者と相互に連携しつつ、行政として必要な対策を推進していきます。
- 市民に必要な情報通信に関しても、情報通信事業者の情報通信網の利用が基本となっていますが、情報通信機器・環境の進展に合わせて、災害に強い情報通信機能のさらなる確保・多重化を推進するとともに、その活用を推進していきます。

・・市民に必要な情報通信の確保策・・

- 各避難所に設置される特設公衆電話の設置、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の利用方法等に関し、防災教室や出前講座等の機会を活用して周知するとともに、いっせい総合防災訓練等の機会を通じ啓発に努めていきます。
- 災害時、市民に対する情報の伝達・発信手段の要となる防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 情報発信体制については、統合型地理情報システムに災害情報を地図上で視覚的に捉えやすくするように整備をするとともに、市民への情報提供体制として、ホームページ等の広報手段に加え、広域避難所等における情報発信・共有手段について検討・推進していきます。
- 避難所等における電力供給手段の確保策として、電気自動車等を活用した給電システムの導入や協力体制の構築等を推進していきます。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2

テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

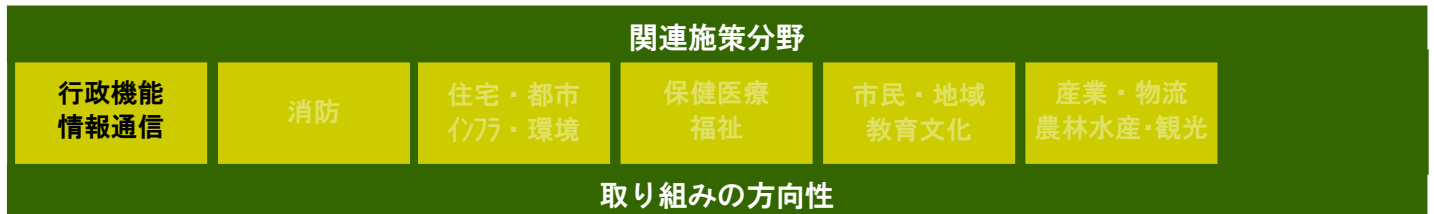
・・全体の現状評価・・

- 情報の重要性への認識の高まりとともに、各種メディアを通じた情報提供の役割が大きくなっています。放送施設の損傷対策や事業者の継続的な情報提供体制の構築といった対策は、基本的には放送事業者が実施することとなりますが、事業者が継続的に情報提供できる場合であっても、本市から適切な情報提供がなされない場合には、メディアから市民に対し、正しい情報が伝達されない可能性があるため、適切かつ公正な情報提供体制の確立や行政から市民への情報伝達手段の確保、情報伝達における要支援者への配慮等について、今後、検討・推進していく必要があります。
- 緊急情報を伝達する設備として、防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。

・・民間事業者に対する情報提供体制の確立・・

- 小田原記者クラブ等を通じた各種メディアへの公平かつ効率的な情報提供体制を構築していますが、今後、更に迅速かつ公正な情報提供体制や手段について検討する必要があります。
- 近年はSNSを用いた情報共有が、広く市民に浸透してきており、災害対策本部にもたらされる各種被害情報や支援要望等についても、これらの手段によるものが相当数あり、救命救助や応急対策に活用されることが想定されます。一方、これらSNSにより発信される情報に関しては、時に誤った情報やデマ等が含まれる場合があります。社会的な問題となっています。したがって、これらの情報の災害対策や市民への情報発信へ活用するにあたっては、誤情報やデマの拡散防止対策を十分考慮した上で行う必要があります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害時、報道関係者や情報提供事業者に対して適切かつ公正な情報提供体制を確立し、複数メディアにより必要な情報を発信できるよう連携を強化していきます。
- 防災行政無線に関しては、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 民間事業者を活用した情報提供体制としては、J：COM小田原やFMおだわらとの協定に基づくもののほか、ヤフー防災情報との連携、防災メールの自動配信機能の整備、緊急速報メール等の利用等各種手段を整備しています。

・・民間事業者に対する情報提供体制の確立・・

- 市民への災害関連情報の提供体制は、防災行政無線による体制のほかは、民間事業者の情報通信網を活用することが基本となっているため、民間事業者に対する情報提供体制の確立が極めて重要です。
- このため、平素から報道関係者や民間事業者とを連携体制を確立し、災害時には、これらに対して適切かつ公正な情報提供が実施できる体制を整備していきます。
- この際、SNS等によるデマ情報の拡散を防止するため、災害発生後は常にインターネット上の情報を確認し、デマ等が拡散しそうな兆候を察知した場合は、即座にそれを正しく修正し、正しい情報が市民に伝わるような体制の構築について検討していきます。
- また、誤情報等に関しては、避難所を中心とした正しい情報の発信について、市民に周知・徹底していきます。

事前に備えるべき目標 5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1

企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 被災した事業者の事業再開に係る支援策として、融資や国・県が行う事業の側面支援、関係団体との情報共有・情報発信により、事業継続・再開の支援を行っていくことが必要です。

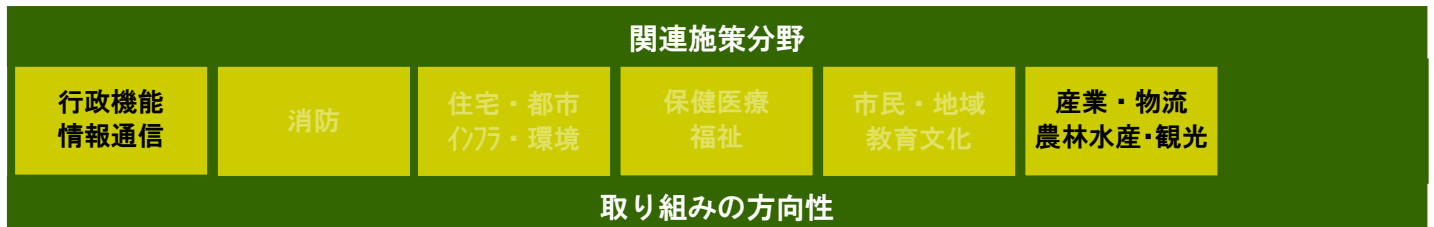
・・民間事業者の事業継続対策・・

- 中小企業が融資を受ける際の債務保証に対する支援や金融機関への預託による融資を実施していくことが必要です。

・・被災事業者への支援対策・・

- 被災事業者に対する緊急相談窓口に関しては、被災事業者が求める「情報提供」「相談」「手続き」を可能な限りワンストップで実施できる体制を整備する必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害により被災した企業が迅速に回復・復旧し、被災前と同様の企業活動が再開できるようにするためには、平素から企業毎のBCPを策定し、これに基づく事業継続訓練の実施と不断の見直しが重要です。このため、関係機関や専門家による支援等も含めて、これらの普及・啓発に努めていきます。
- また、災害時には、中小企業等への緊急相談窓口を設置します。

・・民間事業者の事業継続対策・・

- 小田原箱根商工会議所との防災に関する検討会を通じ、民間事業者におけるBCPの必要性や防災体制の必要性について啓発をしていますが、まだまだ十分な体制にあるとは言えない状況です。今後、引き続き、協議や啓発の必要があります。
- 小田原地下街管理運営事業によりハルネ小田原における災害時の事業者の事業継続・事業再開の早期化に寄与しています。

・・被災事業者への支援対策・・

- 被災した事業者の事業再開のための財政面からの支援策として、中小企業融資等支援による支援を実施するほか、国・県、関係機関と連携し、被災事業者が求める「情報提供」「相談」「手続き」を適確に提供できる体制を推進していきます。
- 社会情勢の変化や全国で発生する災害からの教訓等を反映し、被災事業者の事業再開に関する適切な支援が実施できるよう、関係部局のBCPや各種マニュアルを継続的に見直し・修正し、実効性の高い体制づくりを推進していきます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-2

漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害時における漁港機能、海上交通・輸送機能は緊急支援物資の輸送において大きな役割を果たします。このため、本市では神奈川県と連携して小田原漁港に耐震化岸壁の整備や施設の老朽化対策を実施していますが、津波対策を含め、今後、引き続き整備を推進していく必要があります。
- 津波や高波等による漂流物を発生させないための係留対策等を推進していく必要があります。

・・漁港施設の耐震機能等の確保・・

- 孤立化が予測される片浦地区への緊急支援物資の輸送のために、すでに耐震岸壁が整備されている小田原漁港以外の小田原市営漁港（石橋・米神・江之浦）についても、今後耐震岸壁の整備等について県と連携して推進していく必要があります。

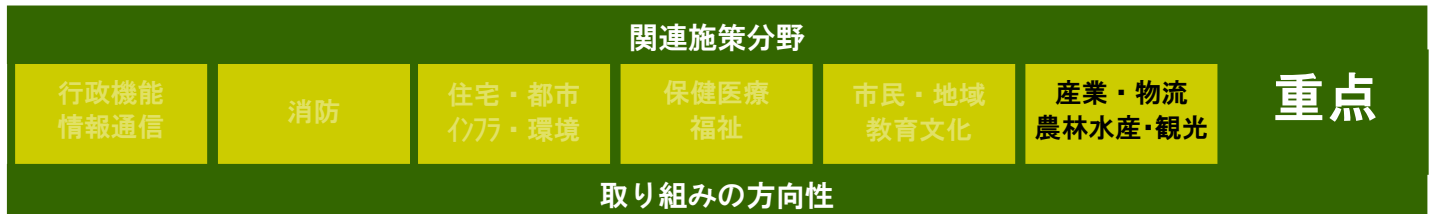
・・応急復旧・清掃体制の確立・・

- 小田原漁港の被災後の航路啓開構築等に関しては確立されていないため、今後、管理者である県と連携して構築していく必要があります。
- 復旧に必要な協力体制として、今後、関東地方整備局や水産庁等との連携について検討する必要があります。

・・海岸消防力の確保・・

- 海岸延長距離の長い本市では、地震時の対応のほか、大規模風水害において、沿岸地域における陸路からだけではなく海上からの消防・救助活動の必要性が見込まれます。このために、海難救助船の建造について、今後、推進していく必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害時における小田原漁港をはじめ江之浦漁港等の小田原市営漁港については、海路を活用した孤立地域への物資等の輸送や負傷者等の搬送等の災害応急対策における役割を果たすため、小田原市営漁港施設の老朽化対策を進めるとともに、神奈川県と連携して耐震岸壁を整備するほか、可能な限り建物の耐震化を推進する等、機能の維持・早期復旧を目指した取り組みを進めていきます。
- 津波や高波等によるコンテナ、自動車、船舶等の流出による甚大な被害を防ぐため、漂流物防止対策を推進していきます。

・・漁港施設の耐震機能等の確保・・

- 小田原漁港及び小田原市営漁港（石橋・米神・江之浦）の耐震岸壁の整備や老朽化対策を推進し、地震による揺れや津波、大型化する台風に伴う高潮・高波への対応を計画的に推進していきます。

・・応急復旧・清掃体制の確立・・

- 小田原漁港の被災後の経路啓開等、応急復旧・清掃に関しては、管理者である県と連携して、努めて早期に機能回復できるように連携・調整していきます。
- 江之浦漁港等の小田原市営漁港の応急復旧・清掃に関しては、関連事業者等と連携して、努めて早期に機能回復できるよう調整していきます。

・・漁港消防力の確保・・

- 神奈川県水難救済会の活動支援等を通じ、将来的に、海浜延長距離の長い本市における海難救助船の建造に繋がる活動を推進していきます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3

緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

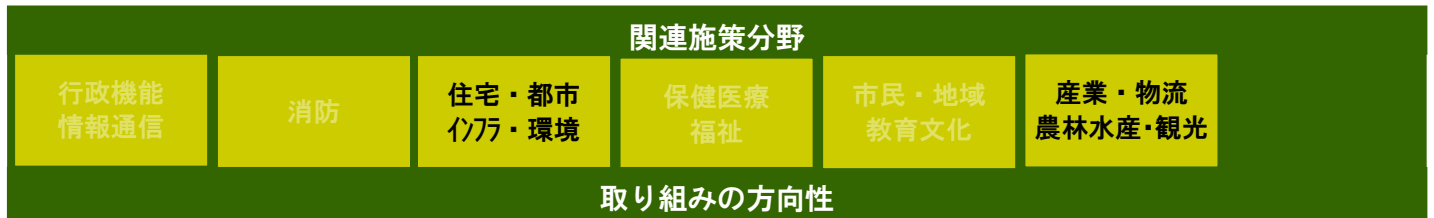
・・全体の現状評価・・

- 本市は大規模地震災害や大規模風水害により、基幹的陸上交通ネットワークが寸断し、市域全体が孤立化する可能性があります。特に、国道246号線の山北～御殿場間の山間隘路部、国道1号線の箱根の山間隘路部及び国道135号線の石橋以西の海岸沿いは脆弱であり、静岡県以西からの救助・救援部隊の交通路や物資等の輸送路の確保を考えると、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ災害に強い陸上交通路の新設が望まれます。
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化及び無電柱化を推進していますが、まだまだ整備率が低く、引き続き整備を推進していく必要があります。

・・幹線道路ネットワークの確保・・

- 県西部地震や酒匂川の氾濫等により、足柄平野が大規模に被災した場合、これに通ずる山間隘路部の道路も併せて被災し、幹線道路ネットワークが寸断する可能性があります。迅速な災害支援活動等に支障を来す恐れがあります。
- また、静岡県東部～神奈川県西部の山間隘路部は中日本・西日本から首都圏に通ずる陸上幹線道路ネットワークの最も脆弱な部分であると言え、首都直下地震等から迅速に首都機能を回復するためにも、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ災害に強い陸上交通路の新設は、国としても重要な位置づけにあると言えます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模地震災害や大規模風水害により、本市に通ずる基幹的な陸上交通ネットワークが寸断し、地域全体が孤立化するリスクを軽減するため、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路の建設計画を推進し、救助・救援部隊の交通路や物資等の輸送路を確保していきます。
- 市内の幹線道路の整備を推進し、災害時の円滑な交通処理、避難の安全確保等の防災機能の向上を図っていきます。
- 台風や高潮などに備え、片浦地域の幹線道路である国道135号の代替機能を有する広域農道を早期開通できるよう県に働きかけていきます。
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化を推進し、地震等災害時の交通路の確保を推進していくとともに、万が一、建物等の倒壊等により道路啓開が必要になった場合に備え、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づき、迅速に交通路を確保できる体制を整備していきます。

・・幹線道路ネットワークの確保・・

- 神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路としての伊豆湘南道路の建設計画を推進することは、静岡県東部（御殿場市駒門駐屯地）に所在する陸上自衛隊の部隊の本市への進入経路を、東名高速道路と国道246号線以外に確保する上で極めて重要な施策であり、上記構想が早期に具現化されるよう、国や県に働きかけていきます。
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に関しては、所有者等に対して耐震診断や耐震化工事の補助金制度等を適切に普及・啓発し、耐震化率の向上を目指します。あわせて、電柱の地中化や街路樹の適正管理、トンネルや橋梁の適正管理や維持補修を国や県への要望を含め継続的に推進していきます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-4

食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害時の食料等の供給は、域外からの物流による供給が中心になるため、基幹的陸上交通ネットワークや海上輸送路の確保が、食料等の安定供給の停滞に直結します。このため「5-2 漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、漁業への影響拡大」及び「5-3 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止」への対応を実施する必要があります。
- 一報、地産地消される農産物や水産物を安定的に供給できる体制を確保するためには、市内の農地の荒廃防止や水産施設の被災の最小化や早期復旧体制の確立が重要であり、これらに関する施策を、引き続き推進していく必要があります。

・・農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃対策・・

- 平素から地産・地消されている農産物や水産物の生産拠点の荒廃対策

・・物流体制の大規模被害による流通の停滞対策・・

- 域外からの食料等の安定供給を確保するためには、物流体制の被害を最小化し、流通を停滞させないようにしなければなりません。このためには、平素からの物流関係事業者との連携や訓練の実施が必要です。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 災害時における小田原漁港及び江之浦漁港等の小田原市営漁港については、海路を活用した孤立地域への物資等の輸送や負傷者等の搬送等の災害応急対策における役割を果たすため、小田原市営漁港の施設の老朽化対策を進めるとともに、神奈川県と連携して耐震化岸壁を整備するほか、可能な限り建物の耐震化を推進する等、機能の維持・早期復旧を目指した取り組みを進めていきます。（５－２再掲）
- 大規模地震災害や大規模風水害により、本市に通ずる基幹的な陸上交通ネットワークが寸断し、市域全体が孤立化するリスクを軽減するため、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路の建設計画を推進し、救助救援部隊の交通路や物資等の輸送路を確保していきます。（５－３再掲）
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化を推進し、地震等災害時の交通路の確保を推進していくとともに、万が一、建物等の倒壊等により道路啓開が必要になった場合に備え、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づき、迅速に交通路を確保できる体制を整備していきます。（５－３再掲）
- 平素から地域農業や水産業を振興し、地産地消の食料供給圏や「小田原の魚」の付加価値を高め、ブランディングしていくことは、安全・安心な食の供給体制を整備することは、災害時における食料の安定供給体制の一助になるとともに、万が一、農地や水産施設が被災した場合においても、これらを荒廃させることなく、早期に復旧させるための基盤確保の観点からも大変重要な施策であり、今後ともこれらを積極的に推進していきます。

・農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃対策・

- 平素から地域農業や水産業を振興し、農地対策や水産業施設の整備・改善を行うことにより、食料生産拠点の荒廃の未然防止を行うとともに、万が一被災した場合の早期の回復・復旧の基盤を確保していきます。

・物流体制の大規模被害による流通の停滞対策・

- 物流体制の被害を最小化し、流通を停滞させないようにするため、佐川急便やトラック協会等と協定を締結し、平素から連携を図るとともに代替手段等に関する検討・協議を実施することにより、その抗堪性を確保・向上させていきます。
- 小田原市いっせいで総合防災訓練の場等を通じ、物流関係事業者との連携訓練を実施し、不測事態の対応要領を含め、対策を深化させていきます。

事前に備えるべき目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力・ガス・上下水道等ライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化

脆弱性評価

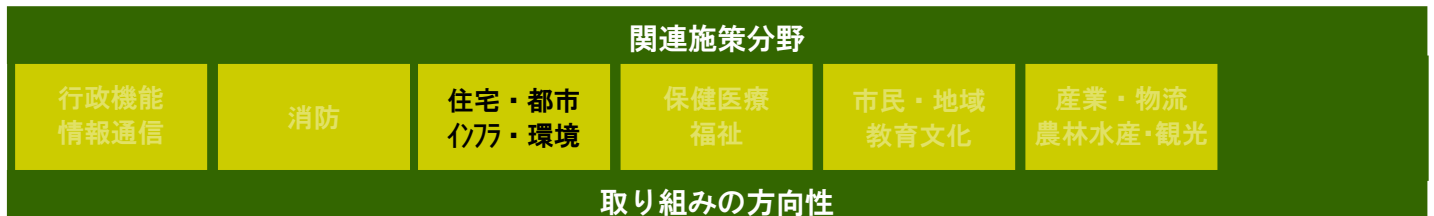
・・全体の現状評価・・

- 発災により電力・ガス・上下水道といったライフラインが停止すると、市民生活をはじめ、災害応急活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼします。また、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止・長期化は、感染症の拡大等公衆衛生の悪化等を引き起こすため、各種ライフラインの機能停止の防止や早期復旧体制を確立することは非常に重要です。
- 本市が管理する上下水道及び汚水処理・廃棄物処理施設等のライフラインの機能停止を防止するため、施設や管路の耐震化対策を推進していますが、今後も引き続き対策を推進していく必要があります。
- 電力やガス等のライフラインの早期復旧に関しては、事業者が一義的な責任を有し、施設や機材に対する耐震化対策や風水害対策を実施していますが、これらの長期間の機能停止は、市民生活に多大な影響を与えるため、早期復旧に対する官民連携した対応が必要になる場合があります。このためには、平素からこれらの事業者との連絡・連携体制を確立し、共同した対応が必要になった場合を想定した訓練等の実施が必要です。

・・上水道機能の確保策・・

- 上水道機能に関しては、「おだわら水道ビジョン」に基づく耐震化対策等を実施しており、引き続き水道水を安定供給するための施策を推進していく必要があります。
- 大規模災害により孤立化が予想される地域に対する応急給水に関し、給水車による給水が実施できないことを想定した対策についても検討しておく必要があります。
- 災害時の飲料水供給に必要な資機材の備蓄を計画的に実施していますが、継続的に実施するとともに、必要数の見直し等を実施していく必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 市民生活をはじめ、市の災害対策活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼす上下水道、汚水処理・廃棄物処理施設等の機能停止の長期化防止に向け、施設や管路の更新・耐震化を継続的に進め、災害に強いライフラインの構築を図るとともに、平素から関係機関や協定市等と必要な訓練を実施し、被災時の応急復旧体制を確立していきます。
- 電力やガス等のライフラインの迅速な復旧に向け、関連する事業者等と平素から緊密な連絡体制を確立し、訓練等によりその実効性を向上させ、発災初期にこれら事業者と緊密な連携を取り、1日も早いライフラインの復旧を図っていきます。

…上水道機能の確保策…

- 小田原市の水道事業の目指すべき方向性や方策を示した「おだわら水道ビジョン」に基づき、老朽化した送・配水管や取水・浄水施設を計画的に更新し、耐震化や浸水対策を進め、災害時に生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するための施策を推進していきます。
- 大規模災害が発生した場合、道路交通網が分断し、孤立化して給水車による応急給水が当面実施困難であると予想される片浦地区に対し、応急給水設備を整備していきます。
- 災害時における飲料水供給のための資機材を備蓄するとともに、災害時における配水池から給水車等への給水が容易にできる給水設備を整備していきます。
- 災害時の受援体制を確立し、応急給水が実施できる体制を整備していきます。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

脆弱性評価

・・下水道機能の確保策・・

- 下水道機能に関しては、雨水渠整備事業、污水管渠整備事業を進めるとともに、地震対策事業、長寿命化事業、不明水対策事業等により下水道施設の保全を行い、災害時にも下水道機能が維持できるよう各事業を計画的に推進する必要があります。
- 酒匂川が大規模氾濫した場合の、扇町クリーンセンターの浸水対策について、今後、検討していく必要があります。

・・電力・ガスの確保策・・

- 災害時に電力・ガスを安定して供給できるようにするため、ライフライン事業者の施設の耐震化対策や早期復旧対策について協議するほか、発災後に連携した対応が実施できるように、平素から連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

・・廃棄物処理機能の確保策・・

- 廃棄物処理機能の中核となる焼却施設やリサイクル施設を適切に維持管理していますが、老朽化が今後の課題です。
- 災害時に大量に発生することが予測される災害廃棄物や家庭ごみの分別収集できる体制を、今後整備していく必要があります。
- 災害時に避難所等に設置された仮設トイレのし尿及び一般家庭のし尿等を適切に収集する必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

取り組みの方向性

・・下水道機能の確保策・・

- 下水道機能に関しては、雨水渠整備事業、污水管渠整備事業を進めるとともに、地震対策事業、長寿命化事業、不明水対策事業等により下水道施設の保全を行い、災害時にも下水道機能が維持できるよう各事業を計画的に推進していきます。
- 酒匂川氾濫時の扇町クリーンセンターの浸水対策について、検討していきます。

・・電力・ガスの確保策・・

- 災害時に電力・ガスを安定して確保できるようにするため、平素からライフライン事業者との定期的な会合を実施し、連絡・連携体制の確立を図るとともに、それぞれの初動対応能力等に関する認識の共有を図っていきます。

・・廃棄物処理機能の確保策・・

- 廃棄物処理機能の中核となる焼却施設やリサイクル施設等を適切に維持管理するとともに、災害時に大量に発生することが予測される災害廃棄物や家庭ごみの分別回収・処理が実施できる体制の確立を図っていきます。
- このため、災害廃棄物等の発生現場付近におけるゴミ種別毎の集積場所の指定及び住民への周知・徹底を図り、迅速かつ効率的な廃棄物処理体制の確立を図っていきます。
- また、し尿収集事業や公衆便所管理事業も適切に実施し、災害時のし尿対策を図っていきます。
- 地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2

緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 道路被害や渋滞等による道路交通網の分断により、救急・救助活動や物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等が懸念されます。本市では、災害時に緊急輸送道路や同補完道路の通行機能を確保するため、沿道の建築物の耐震化や無電柱化を推進していますが、実施率は高くなく、取り組みを加速化していく必要があります。

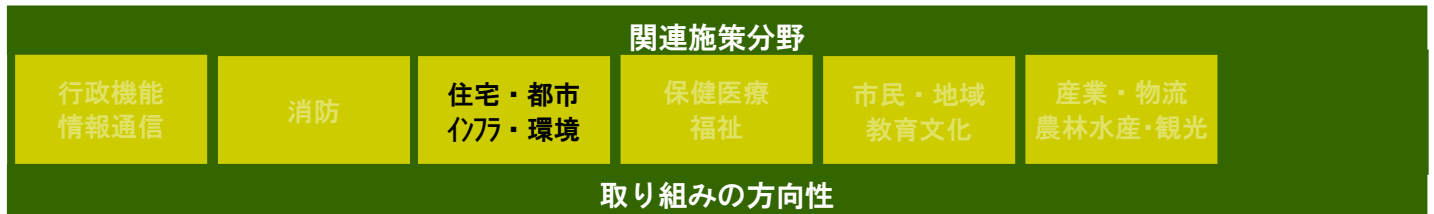
・・道路施設等の損傷防止策・・

- 道路被害や渋滞等による道路交通網の分断により、救急・救助活動や物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等を軽減するため、災害時においても緊急輸送道路等の通行機能を確保する必要があり、沿道建物の耐震化や無電柱化等を推進していく必要があります。

・・道路啓開体制の確立・・

- 発災後の道路啓開を迅速に実施するためには、平素から道路・橋梁の台帳管理を適切にするとともに、関連団体との連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防ぎ、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、沿道建築物の耐震化や無電柱化を促進し、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築を推進していきます。

…道路施設の損傷防止策…

- 骨格となる国道・県道の整備を促進するとともに、道路の定期的なパトロールや計画的な修繕を行い、災害時の道路施設の損傷を防止し、道路交通網の分断を回避します。
- 電柱の倒壊による道路交通網の寸断を防止するため、中心市街地における無電柱化を推進します。
- 小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空き家対策を推進し、道路交通網の分断回避を実施していきます。
- 「小田原市耐震改修促進計画」に基づき緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性向上を図っていきます。

…道路啓開体制の確立…

- 道路・橋梁の台帳を適切に管理するとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築し、災害時の道路施設の被害極限と迅速に復旧できる体制を構築していきます。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3

鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止

脆弱性評価

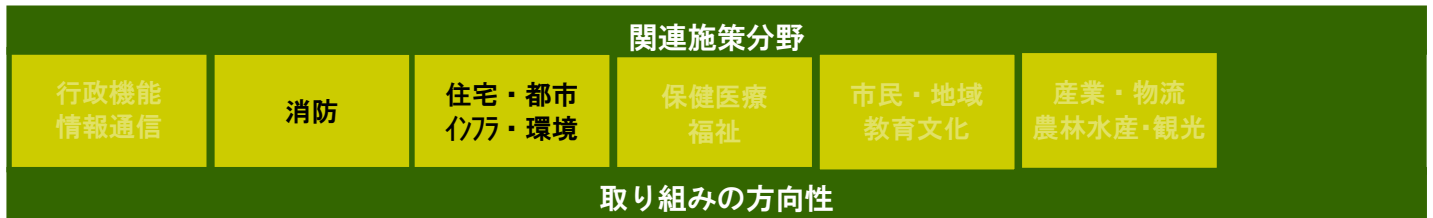
・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害で鉄道・バス交通網が分断されることにより、被災者の交通手段が喪失し、市民生活に多大な影響を及ぼすとともに、被災地の復旧・復興のための人・物の流れも大きく制限されます。このため、鉄道・バス事業者による災害対策とともに、本市としても、官民連携体制を構築し、必要な場合は協力体制を構築しておく必要があります。

・・鉄道・バス事業者との連携体制の確立・・

- 災害時の踏切問題等を解決するための、神奈川県による鉄道事業者との定期的な会合が実施されており、これを基礎として、市としても連携体制を確立していく必要があります。
- 市としての連携体制の中では、鉄道・バス交通網の分断防止や早期復旧に関する具体的な方策や連携要領について検討していく必要があります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 経済活動の長期間の停止を防止するため、鉄道事業者と協力し、早期運行再開に向けた対策や取り組みを継続的に検討・推進するとともに、鉄道施設の耐震化や鉄道ネットワークの強化を図っていきます。
- 被災者の生活支援の観点から、バス事業者と連携・協力し、避難所や応急仮設住宅等と生活関連施設間のバス路線の設定等について検討するとともに、想定されるバス路線網の早期啓開体制の確立を図っていきます。

・・鉄道事業者との連携体制の確立・・

- 本市として鉄道・バス事業者との定期的な会合を実施し、連絡体制の確立を図っていきます。
- 今後は、これらの枠組みの中で、鉄道・バス交通網の分断防止や早期復旧に関する具体的な方策等について検討・実施していきます。

事前に備えるべき目標 7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1

市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 市内の旧市街地には火災の発生しやすい木造住宅地域が点在しており、耐震化の不足も相まって、地震時に火災が発生し、大規模に延焼する危険性が高い状態が存在しています。
- 建築物の耐火性能の強化を推進するためには、感震ブレーカーの導入が有効です。今後、最も効果的で費用対効果の高い感震ブレーカーについて研究し、補助の必要性を含め、検討していく必要があります。
- 消火器や住宅用火災警報器の設置を推進していますが、今後も引き続き推進していく必要があります。

・・住宅延焼防止機能の確保策・・

- 初期消火のための家庭用消火器や住宅用火災警報器等の設置を推進し、火災の発生を抑制する取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- 感震ブレーカーの設置を推進する取り組みを継続的に実施して行く必要があります。
- 狭隘道路の拡張整備等の延焼防止策を推進する取り組みを継続的に実施して行く必要があります。
- 総合水利の確保策を継続的に推進していく必要があります。

7 制御不能な二次災害を発生させない

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
計画・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 災害に強い街づくりを推進し、大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅密集地域等を重点に耐火性の高い建築物への建て替えを促進するための啓発を行っていきます。
- これまで本市では住宅用感震ブレーカーの設置に関し、感震ブレーカーの高性能化・低廉化に伴い、今後積極的に導入を推進していく必要があります。
- 住宅用消火器の設置や寝室、階段等の住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅の火災の早期発見、初期消火の体制整備を図っていきます。

…住宅延焼防止機能の確保策…

- 住宅用火災警報器が未設置建物に対し、設置に関する啓発を推進していきます。
- 通電火災に関する市民への周知・啓発を図るとともに、感震ブレーカーの設置を推進していきます。
- 家庭用消火器の設置を推進し、自治会での防災訓練等により初期消火力の向上に努めます。
- 狭隘道路の拡張整備や踏切の拡幅整備を推進し、初期消火力の向上に努め、住宅地の大規模延焼対策を推進していきます。
- 消火栓や耐震性貯水槽を計画的に整備し、消防水利の確保に努め、消防力の維持向上を図ります。

7-2

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生

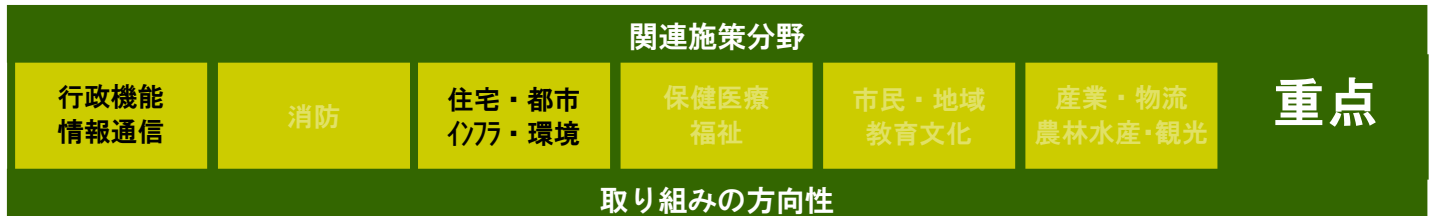
脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 大規模災害発生後に、損傷した施設・構造物、緩んだ地盤等があった際には、余震等の規模の小さい地震や降雨であっても、二次災害が発生する可能性があります。これを防止するためには、早期に被害状況を把握し、これに基づく二次被害軽減策を講じる必要があります。

・・被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応策・・

- 大規模地震等発生後、二次被害を発生させないために建物や住宅の被害状況を把握し、速やかに応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する必要があります、このための体制整備を推進していく必要があります。
- 広域避難所等において、二次被害を防止して、避難民を安全に避難所に収容するためには、早期の応急危険度判定や被災宅地危険度判定が必要です。



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 応急危険度判定、被災宅地危険度判定を行い、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生を防止を図っていきます。

…被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応策…

- 大規模地震等発生後、神奈川県に支援要請を行うことで、速やかに全国の自治体から応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣を得られる応援体制を確立していますが、更にその受援体制についても整備を進めていきます。
- 被災後、速やかに広域避難所等の応急危険度判定等を実施するため、災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定を締結している地元建築士関係団体等との連携強化を図り、判定士の養成や研修、訓練等を通じて協力体制を運用していきます。

7-3

地震、風水害時の三保ダムが決壊による二次被害の発生

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 三保ダムにおいては、三保ダム管理事務所がダムの役割である「治水」や「水の供給」、「発電」を行うため、刻一刻と変化する気象・河川状況やダム貯水状況をダム管理用制御処理装置（ダムコン）を用いて、365日24時間体制で監視して運用を行っています。また、大雨や台風等の接近に伴い、ゲートからの放流が予想される場合には、警戒体制を設置して、気象状況等の監視を強化してダム放流に備える体制を確立しています。
- 本市は、県水防支部（県西土木事務所小田原土木センター）を通じて、三保ダム管理事務所からの放流通報等を迅速に受けられる体制を確立していますが、定期的な連絡・連携訓練等により、実効性の向上を図る必要があります。

・・三保ダムの地震対策・・

- 三保ダムの地震対策について、三保ダム管理事務所と連携し、現在取られている対応策に関する情報共有や市民への周知を図っていく必要があります。

・・三保ダムの洪水対策・・

- 三保ダムの洪水対策について、三保ダム管理事務所と連携し、現在取られている対応策に関する情報共有や市民への周知を図っていく必要があります。

関連施策分野						重点
行政機能 情報通信	消防	住宅・都市 計画・環境	保健医療 福祉	市民・地域 教育文化	産業・物流 農林水産・観光	
取り組みの方向性						

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 三保ダム管理事務所の連絡・連携体制の確立に関しては、緊急放流時の迅速な連絡のためのホットラインの構築等、必要な体制を構築していきます。
- 大雨や地震による三保ダムの決壊に対する市民の不安を払拭するため、今後も継続的に市民に対する普及・啓発を行っていきます。

・・三保ダムの地震対策・・

- 三保ダムは、関東大震災クラスの地震の揺れに耐えられるように設計されていますが、大規模な地震が発生した場合は、緊急点検を実施することとなっています。
- 本市では、県西部地域で震度5以上の大規模地震が発生した場合は、速やかに三保ダム管理事務所と連絡を取り、状況確認を行います。

・・三保ダムの洪水対策・・

- 三保ダムの洪水調節業務は、神奈川県三保ダム管理事務所が行い、利水運用業務は、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所が行っています。洪水吐ゲートからの放流時には、放流警報車及び放流警報所（警報表示板）により警報を行うとともに、流域市町村に連絡する体制を整備しています。
- 三保ダムが決壊した場合の二次災害の防止策に関しては、現在、一部の公共施設の維持管理計画にうたわれているのみであり、今後、更に検討していく必要があります。

7-4

有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

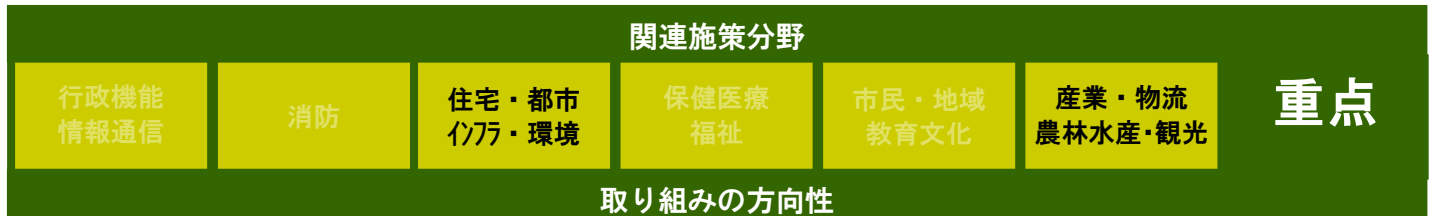
- 大規模災害発生時における、有害な化学物質の流出による周辺住民への健康被害、環境汚染等の二次被害を防止しなくてはなりません。災害発生時の有害物質流出を防ぐためには、事前対策として有害物質が流出しない適正な管理を事業者に指導・徹底していく必要があり、発生後の対策としては有害物質の流出の迅速に感知し、適切な対応が実施できるようにしておく必要があります。本市ではこのための事業者に対する立入調査と必要な対策の普及・啓発を実施していく必要があります。

・・有害物質取り扱い施設の損傷防止策、有害物質の流出防止策・・

- 有害物質の取り扱い施設について、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者の対策を指導・啓発していく必要があります。

・・有害物質流出における防災体制の確立・・

- 有害化学物質等の流出事故に対しては、「地域防災計画 特殊災害編 危険物等災害対策」に準じて、災害発生時の対応や除染等の活動を行うものとしていますが、今後、関係機関や近隣市町村との連携や訓練の実施に関して、検討・具体化していく必要があります。



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、公害発生源への立入調査・監視の実施、専用水道等の届け出に係る審査等を行い、事業者への継続的な指導・啓発を実施していきます。
- 発災後に有害物質が流失した場合には、有害物質の検知や影響範囲の指定、除染等を迅速に実施できる体制を関係機関と連携して確保・整備していきます。

・・有害物質取り扱い施設の損傷防止策、有害物質の流出防止策・・

- 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の環境法令等に基づき、指導・啓発を継続的に実施し、有害物質の流出の抑制を図ります。
- 有害物質を取り扱う施設の、地震時の損傷防止策については、建物の耐震化に関し補助を行う等の施策を実施しています。また、酒匂川等の河川氾濫時の浸水想定区域内の施設については、洪水ハザードマップ等を活用し、適切に普及・啓発していきます。

・・有害物質流出における防災体制の確立・・

- 有害物質の流出を想定した災害対応訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化、防除資機材の整備及び近隣市町村との連携体制の強化、現地指揮本部の機能強化等を行い、自然災害により有害物質が流失した場合に迅速に対応できる体制を確保していきます。
- 平時から有害物質を保有している事業所等と連携し、有害物質データの継続的な把握に努めていきます。

7-5

長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 酒匂川の大規模氾濫による農地の荒廃や風水害や地震による土砂災害による森林の荒廃は、農家や林業従事者の生計に大きく影響するにとどまらず、小田原の森里川海の豊かな自然のイメージダウンをもたらし、災害からの迅速な復旧・復興の障害となる可能性があります。これを回避するためには、これを管理する県や関係団体と連携した事前対策を実施するとともに、農業、林業それぞれの小田原ブランドのブランド力の強化を図り、災害発生後も全国からの需要が見込め、それに対する安定した供給力を保てるような復元力を保持する必要があります。

・・大規模河川氾濫による農地の荒廃防止策・・

- 大規模河川氾濫により畑等の農地が荒廃し、下中玉葱等に代表される小田原ブランドの農産物の生産が低下すると、農家の生計や復旧・復興に大きな影響を与えるとともに、市全体の復旧・復興の遅れに繋がる可能性があります。
- これらを直接的に防止する方策として、河川管理者である神奈川県と連携し、河道の浚渫や河川敷内の樹木の伐採等を実施していく必要があります。
- 間接的な荒廃防止策としては、小田原産農産物のブランド力を高め、迅速に全国レベルの需要供給体制を確立しておく必要があります。

・・大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃防止策・・

- 大規模土石流や崖崩れの発生は小田原産木材の植林地やその他の自然林を荒廃させるにとどまらず、特産の柑橘類や梅畑等も同時に荒廃させる恐れがあります。このため、森林や山間農地の荒廃を最小限にするための里地里山や林道の管理を適切にするとともに、神奈川県と連携して、治山のための施設整備等を推進していく必要があります。

重点

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
計画・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 酒匂川等の大規模氾濫による農地の荒廃及びその長期化を防止するための方策の一つとして、平素から小田原産農産物のブランド化を推進し、これによる集客力や購買需要を喚起することで、早期に営農環境の復旧への足掛かりを作っていきます。
- また、酒匂川等の氾濫そのものを防止するための、河道の浚渫や河川敷内の樹木の伐採等の施策について、神奈川県に継続的に要望していきます。
- 森林や里山、林道等を適切に整備、維持・管理し、大規模土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の早期復旧を図ります。

…大規模河川氾濫による農地の荒廃防止策…

- 神奈川県が実施する二級河川の河道の掘削を促進していきます。
- 農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業を推進し、河川の大規模氾濫時の農地荒廃の被害を最小限にするための施策を推進していきます。

…大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃防止策…

- 里地里山や林道等の維持管理を、平素から適切に行い、大規模土砂災害時の森林の荒廃を最小限にしていきます。
- 神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金を活用しながら、手入れが行き届いていない私有林の整備等を推進し、森林の荒廃に起因する土砂災害の発生を防止し、大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃を未然に防止していきます。

7-6

風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響

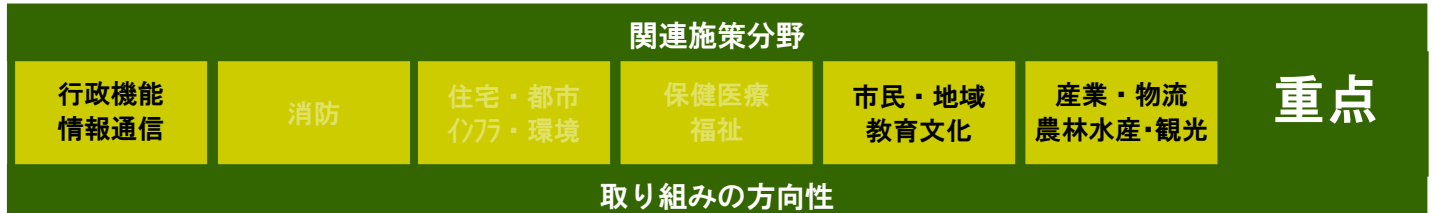
脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 東日本大震災における福島県の風評被害等、これまでの災害においても幾度となく風評被害が発生し、地域の復旧・復興が大きく阻害され、社会生活や地域経済等に甚大な影響を与えた例は枚挙のいとまがありません。このような事態を防止するためには、情報発信を適切に実施し、デマや風評が定着するのを防止するとともに、平素から本市のブランド力を高め、風評にも負けない全国からの応援力や市民の郷土愛の醸成を図っていく必要があります。
- 風評被害による社会生活や地域経済等への影響は、復旧・復興が遅れば遅れるほど、その影響が拡大していくため、これを防止する最大の方策は、発災後、迅速に復旧・復興に取り掛かり、風評が発生するいとまを与えないことです。このため、今後、事前復興に関する検討や計画策定を進めていく必要があります。

・・風評被害を抑止する対策・・

- 風評被害を抑止するためには、平素から適切な広報活動を実施し、本市が発信する情報に対する信頼感を醸成しておく必要があります。このためには、各種メディアとの信頼関係を平素から確立しておくとともに、ホームページの閲覧者やSNSのフォロワーの応援、市民の郷土愛を獲得するための施策が必要です。
- 災害時に風評被害が発生してしまった場合は、これを迅速に収束させるためにあらゆるメディアを活用して、正しい情報を発信していく必要があります。



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 復旧・復興が大幅に遅れ、災害被災地のイメージが長期化することによる風評被害の発生や社会生活や地域経済等へ甚大な影響が発生することを防止するため、迅速に復旧・復興するための取り組みとして、今後、事前復興計画の策定を推進していきます。
- 大規模災害時のデマ防止等の一環として、市ホームページの管理運営や広報誌の発刊を適時・適切に実施していきます。

…風評被害を抑止する対策…

- 風評被害を抑止する方策として、平素から市ホームページの管理運営を適切に実施するとともに、広報小田原を定期的に発刊し、風評被害発生未然防止に寄与します。
- 災害時に風評被害が発生した場合には、事実の説明を繰り返し丁寧に実施し、風評を収束させるためのあらゆるメディアを活用した広報を継続的に実施します。

事前に備えるべき目標 8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

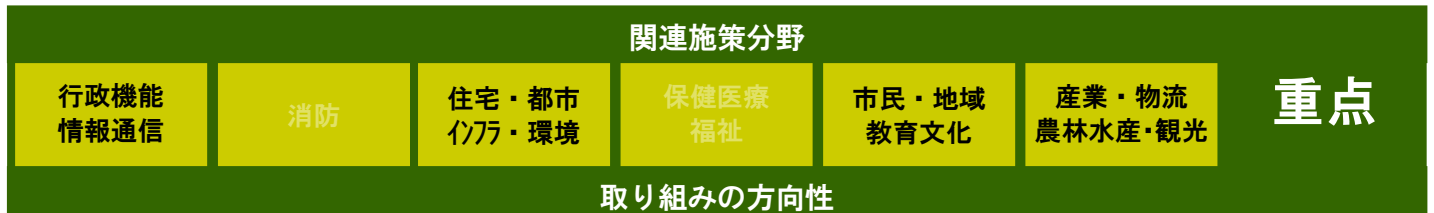
・・全体の現状評価・・

- 復旧・復興の遅れは風評被害の発生や市民の復興意欲の阻害を誘発し、さらに復旧・復興を遅らせるといった悪循環を発生させます。そのため、迅速な復興を果たすためには、発災後、速やかに復興のための組織体制や話し合いの枠組みを確立し、住民と一体となって復興計画を策定・推進していく必要があります。
- 迅速な復旧・復興を図るために策定する復興計画で計画する事項の中には、事前復興計画として発災以前に準備・策定しておくことが有利な事項もあります。事前復興計画策定の際も、発災後の復興計画策定の場合と同様に、地域の住民と話し合いを行い、一体となって策定していく必要があります。

・・復旧・復興体制の整備・・

- 大規模災害から迅速に復旧・復興していくためには、発災後直ちに復旧・復興体制を整備し、速やかに復旧・復興計画の策定に取り掛かる必要があります。迅速な復旧・復興体制の確立のためには、事前復興計画の中で、あらかじめ必要な体制の素案等を定めていることが有利です。市では、今後、他市の事例等を参考にこれらについて研究・策定していく必要があります。
- 発災後、災害復旧・復興の大きな障害の一つになると考えられる災害廃棄物の処理に関し、その保管場所を含め、平素から必要な体制を検討しておく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 発災後、早期に市災害復興本部を設置し、復旧作業を実施するとともに、復興に向けた課題を把握し、それを解決するための施策を整理して復興計画を策定します。この際、「仙台防災枠組」で示された「より良い復興（Build Back Better）」の考え方を踏まえ、復興について平素から検討を進める等、復興事業を円滑に実施できる取り組みを推進していきます。また、発災以前に地域住民と十分に話し合い決定しておくことが有利な事項については、事前復興計画として事前に整理していきます。
- 復興計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランに基づき、地域住民との合意形成による、秩序ある街づくりを推進していきます。

・・復旧・復興体制の整備・・

- 都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害の事前復興計画の策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要があります。
- 災害復旧・復興の大きな障害となる可能性がある災害廃棄物の処理に関し、被災地近傍のゴミの仮置場や一時保管場所等を含み、平素から検討・指定等を行い、必要な体制を確立・維持していきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2

復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害からの「より良い復興」のためには、地域の住民の意見を適確に反映して実施していく必要があります。地域の復旧・復興に必要な人材の確保については、地域をよく知る地域住民によって実施されることが重要であるため、迅速な復旧・復興に向けて平素から復興まちづくりを担う人材育成をしておく必要があります。平素からの復興まちづくりの人材確保に繋がる取り組みとして、まちづくり委員会の開催、災害ボランティア体制の整備、市内中小企業の活性化に向けた取り組み等、災害時の人材確保に繋がる各種施策や事業を推進しています。今後とも、復興まちづくりのための人材確保や中小企業の活性化に繋がる施策や事業を推進していく必要があります。
- 災害対策に必要な資機材の確保対策として、応急復旧時の資機材確保に関しては、各種備蓄や協定等を締結し、緊急調達できる体制を整備していますが、復旧・復興期における資機材に関しては、入札不調による事業の停滞や復旧・復興の遅れを防止するため、各種関係団体や事業者との平素からの連携体制を確立するとともに、国や神奈川県と連携し、広域応援体制を構築しておく必要があります。

・・復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の確保策・・

- 復興まちづくりを担う人材は、平素から地域のまちづくりや地域コミュニティの活動に参画していることが望まれます。このため本市としてそのような活動に係わりを持ち、復興まちづくりの中核となる人材を発掘していく必要があります。
- 災害の復旧・復興期における災害ボランティアの役割はますます増大してきており、災害ボランティアとの連携体制を平素から確立しておくことは、災害からの早期普及・復興のためには必要不可欠です。このため、平素から市社会福祉協議会や西湘災害ボランティアネットワーク、小田原市青年会議所等との連携を図っていく必要があります。
- 円滑な復興まちづくりを推進していくためには、保育に係る人材を確保することが重要であり、それが市民の参画を促す結果にも繋がります。このため、災害時の保育の強化に繋がる取り組みを推進していく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 災害からの「より良い復興」のためには、地域の住民の意見を適確に反映した復興計画の策定が必要不可欠になります。このために、復興まちづくりの中核となる地域のリーダーやこれを支える人材の確保を平素から地域と連携して図っていきます。
- 市民が一丸となって復興まちづくりに邁進していく体制を確立するためには、学校や保育所の早期再開等、支援体制の確立も重要です。このため、各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育に係る人材を確保し、保育所の早期復旧を図っていきます。
- 復旧・復興に必要な資機材については、発災初期の対応のように備蓄により確保することは困難です。このため、復旧・復興に関連する各団体や事業者との連携強化をさらに推進するとともに、広域的な災害の発生にあたり、応急期から引き続き資機材が本市に適切に配分されるよう、国、県と必要な連携・調整を実施していきます。

…復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の確保策…

- 復興まちづくりを担う人材を確保するためには、平素から地域住民が自らの地域のまちづくりに参画していることが重要です。このため、平素から小田原市民学校や青少年指導者等養成事業等を通じ、地域の指導者の育成を行うとともに、自主防災組織や広域避難所運営委員会等の話し合いを通じ、復興まちづくりの中核となる人材の育成・確保を図っていきます。
- 災害ボランティアの重要性は今後もますます増大していくことが予想されます。このため、災害ボランティアセンターの開設・運営の主体となる小田原市社会福祉協議会や西湘災害ボランティアネットワーク、小田原市青年会議所等との連携を平素から維持・向上させるとともに、必要な訓練等を実施し、災害時の実効性の確保を図っていきます。
- 被災宅地危険度判定士の養成を計画的に実施し、発災時の人員確保に寄与します。
- 各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育に係る人材を確保し、保育所の早期復旧を図っていきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

脆弱性評価

・・復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の確保策・・

- 大規模自然災害発生後、建設資機材の不足や需要の拡大による価格の高騰等が懸念されます。このため、発災時の応急措置工事や緊急物資の調達に関して、各種団体や事業者と協定を締結しているほか、迅速な復旧・復興にかかる緊急契約（随意契約）の手続きを進める必要があります。
- 広域的な災害発生時には、復興まちづくりに必要な資機材の確保に関しては、被災地内における競合が発生するため、その確保や配分に関し、国や神奈川県と連携していく必要があります。
- 復旧・復興に係る事業が入札不調に陥らないように、適切な不調対策を実施する必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

取り組みの方向性

・・復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の確保策・・

- 各種団体や事業者との協定については、発災初期の応急対策や緊急物資の調達に関して、連携体制をさらに強化していきます。
- 災害復旧・復興が長期化した場合に想定される入札不調による事業の停滞を防止するため、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（国土交通省）等を参考に、状況に応じた不調対策を実施していきます。
- 広域的な災害発生時の継続的な資機材の確保・配分について、国や県と必要な連携・調整を行います。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3

被害認定調査、罹災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害時に被害認定調査や罹災証明発行に期間を要し、市民生活の復旧や復興の大きな妨げになることは、近年の災害の事例からも枚挙のいとまがありません。市では、被害認定調査及び罹災証明の発行等を円滑に行うために、「被災者支援システム」の導入を検討していますが、今後、操作要員の研修等を行い、運用の実効性を高めるための取り組みを実施していく必要があります。
- 本市では応急仮設住宅建設候補地を市内13カ所に予定していますが、ハザード内にある候補地もあり、災害の種類によっては応急仮設住宅の建設ができない場合も考えられます。このため、官有地に限らず、民有地も含めた応急仮設住宅建設候補地の選定についても検討する必要があるとともに、賃貸型応急仮設住宅の確保策や活用体制についても検討を進めていく必要があります。
- 被災者の生活再建支援として、災害弔慰金や災害見舞金等の支給、災害援護資金の貸付等の資金面の支援のほか、各種相談窓口の開設等が予定されていますが、今後、これらの実効性を確保するための訓練や検証等を実施していく必要があります。

・・被害認定調査の推進策・・

- 被害認定調査の体制整備に関しては、「被災者支援システム」を導入して業務を実施することとしていますが、迅速かつ確実に業務を実施するため、担当職員の研修を実施したり、具体的な操作マニュアルの整備等を実施していく必要があります。

・・罹災証明発行の推進策・・

- 罹災証明発行の体制整備に関しては、「被災者支援システム」を活用して業務を実施することとしていますが、迅速かつ確実に業務を実施するため、担当職員の研修を実施したり、具体的な操作マニュアルの整備等を実施していく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
計画・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 「被災者支援システム」の導入により、被害認定調査業務や罹災証明書発行業務を実施する予定ですが、これらの業務が発災後、迅速かつ的確に開始できるよう、操作研修等を行っていきます。
- 応急仮設住宅建設予定地を適切に維持管理し、大規模災害発生時に備えるとともに、市営住宅を適切に維持管理し、空き室を被災者に速やかに提供できるようにしていきます。また、賃貸型応急住宅については、県と連携し不動産業者等の関係事業者との事前の取り決めや事務手順等を検討し、活用体制の整備を推進していきます。
- 生活再建支援体制の整備に関しては、平素から開設・運営されている各種相談窓口の機能を拡充し、各種被災者生活再建メニューを迅速に運用できるように復興体制の取り組みを推進します。
- 平素から官民境界等先行調査等の地籍調査を継続的に実施し、災害時の境界情報の喪失や確定作業の遅れを防止していきます。

・・被害認定調査の推進策・・

- 「被災者支援システム」を整備・運用することにより、大規模災害時の被害状況等を一元的に管理し、被害認定調査の遅れを防止していきます。

・・罹災証明発行の推進策・・

- 「被災者支援システム」を整備・運用することにより、大規模災害時の罹災証明の発行の遅れを防止していきます。
- 罹災証明発行に関する職員研修を実施し、大規模災害時の迅速な罹災証明発行体制の構築を図ります。この際、担当課のOB職員の活用を図るとともに、他自治体から応援職員が派遣された場合を想定し、受援体制を構築し、市職員と他自治体からの応援職員の混成による現地調査班の編成等についても事前に検討しておき、準備に万全を期します。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

脆弱性評価

・・応急仮設住宅の建設・提供の推進策・・

- 応急仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのかが示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できません。
- 官有地に限らず、民有地も含めた応急仮設住宅建設候補地の選定についても検討する必要があるとともに、賃貸型応急住宅の確保策や活用体制についても検討を進めていく必要があります。
- また、応急仮設住宅の建設関係事業者との平素からの連携できる体制の整備が必要です。

・・生活再建支援の推進策・・

- 被災者の生活再建支援として、各種資金面の支援や相談窓口の開設等に関して、これらの実効性を確保するための訓練や検証等を実施していく必要があります。
- また、これらのサービスがワンストップで受けられる体制の整備についても検討していく必要があります。

・・境界情報の喪失、確定作業の推進策・・

- 土砂災害や津波等により、境界情報が喪失した場合、境界確定が遅れて市民の生活再建やまちの復旧・復興が遅れる事態が想定されます。このため、これを防止するための平素からの取り組みの推進が必要になります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

取り組みの方向性

・・応急仮設住宅の建設・提供の推進策・・

- 応急仮設住宅建設予定地として指定している公園等の市有地を、平素から適切に維持管理し、大規模災害発生後、20日以内に応急仮設住宅の建設に着手できる体制を整備していきます。
- 市営住宅の空き室を活用し、大規模災害発生後、被災者へ速やかに提供できる体制を整備していきます。
- 応急仮設住宅の建設や賃貸型応急住宅の供給に必要な関係事業者との平素からの連携について検討し、必要な体制を整備していきます。

・・生活再建支援の推進策・・

- 生活再建支援体制の整備に関しては、被災者への各種給付金等の支援策のほか、平素からの各種相談窓口を拡充し、生活再建や健康等の相談をワンストップで受けられるよう、必要な体制を検討・整備していきます。
- 雇用促進・生活再建支援の充実を図るため、地域に密着した求人情報及び就労に関する情報をホームページ等で提供できるよう、必要な体制を検討・整備していきます。
- 被災後の自宅再建の一助となるように、平時における地震保険等への加入を啓発していきます。
- 災害時要支援者が応急仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の活動を実施するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施していきます。

・・境界情報の喪失、確定作業の推進策・・

- 土砂災害や津波等により、境界情報が喪失した被災地においては、平素からの地籍調査の成果を活用して、迅速に境界を確定し、復旧・復興を推進していけるよう、効果的・効率的な地籍調査を推進していきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 地域の要配慮者への継続的なサポート、パトロール等による治安維持、まちづくりに係る意思決定等、復旧・復興期における地域コミュニティが果たす役割は広範多岐にわたるため、大規模災害発生後においても地域コミュニティが維持されるよう取り組みを推進していく必要があります。
- 地域コミュニティの崩壊を防止するためには、平素から地域コミュニティにおけるつながりが強固で顔の見える関係が構築できていることが必要です。
- 地域コミュニティの治安の悪化を防止するためには、平素からの地域のパトロールや見回り体制の確立が必要です。

・・地域コミュニティの崩壊防止策・・

- 復旧・復興期であっても地域コミュニティが維持できるよう、平素から地域の見守り活動を通じた顔の見える関係作り等地域コミュニティ施策を推進していく必要があります。
- 大規模災害発生後の避難生活において発症する可能性があるPTSDやエコノミークラス症候群を防止するための体制を、過去の災害時の事例等を研究し、確立しておく必要があります。

・・地域の治安維持策・・

- 災害発生後に広域避難所や地域へのパトロール活動を警察力等行政のみで実施することは困難であるため、避難者や地域の住民の手による防犯パトロールの実施が必要です。このため、平素からの見守り体制等を強化していく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 災害による地域コミュニティの崩壊を防止するためには、平素からの地域コミュニティにおける住民同士の強い関係性の形成が必要不可欠です。このため、本市では地域コミュニティ組織の話し合い等を通じ、それぞれの地域が思い描く理想のコミュニティの実現に向けて、様々な取り組みを継続的に実施していきます。
- 災害時の地域における治安悪化を防ぐためには、平時の防犯パトロールや青少年の見守り活動等が災害時にも実施されるよう、引き続き平時のパトロールの実施について地域に働きかけていきます。

…地域コミュニティの崩壊防止策…

- 災害時においても子どもたちを介在した避難所や応急仮設住宅での地域コミュニティが継続できるよう、平素から子どもの居場所づくり事業や青少年関係団体支援事業等により、地域において子どもたちを見守っていく取り組みを推進していくとともに、子どもたち自身も地域の一員として主体的に関わることができるように、どのような状況でも自ら考え、行動できる人材を育成していきます。
- プロダクティブ・エイジング推進事業により地域のシニアが元気に活動するための支援事業を行います。
- 災害を契機としたPTSDやエコノミークラス症候群の発症による健康被害や災害関連死、孤独死の発生を防ぐため、避難所や応急仮設住宅において保健師による巡回指導や心のケアチームやボランティア等の活用についても留意し、被災者の状況に応じた支援を実施していきます。
- 小田原市いっせいで総合防災訓練等において、遺体の取り扱いについて再確認するとともに、必要な資機材の整備を引き続き実施していきます。

…地域の治安維持策…

- 災害発生時の被災地域や避難所の治安の悪化を防止するため、平素からの地域の見守り体制を強化したパトロール体制が災害時も継続的に維持されるよう、地域に働きかけていきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5

大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害廃棄物に関しては、発災直後からの仮置場の設置、災害廃棄物の受入れ体制の構築、円滑な処理の実施等、着実な処理を停滞させることなく実施する必要があります。このため、本市では地域防災計画の中で、主として地震時の災害廃棄物処理体制について定めていますが、今後は、全国各地で毎年のように発生している大規模洪水災害時の災害廃棄物処理体制についても検討していく必要があります。また、災害廃棄物の分別に関しては、集積時点からの分別の成否が、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞防止に大きく関わることから、適切な分別体制をあらかじめ構築しておく必要があります。
- 被災した建築物の解体及び瓦礫の撤去等、本市だけでは対応できない事態を想定し、民間事業者等と各種協定を締結していますが、災害時には、これらの協定を有効に機能させる必要があります。

・・災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の確立・・

- 災害廃棄物の処理が停滞した場合、復旧・復興体制への移行が遅れることが懸念されます。災害廃棄物の処理体制の整備に関しては、地域防災計画の中で、主として地震時の体制や要領について定めていますが、今後は、大規模水害時の体制等についても整備していく必要があります。
- 近年の災害では、片付けごみの路上等堆積により災害廃棄物の収集・処理やまちの復旧復興が大幅に遅れるといった事態が発生しています。今後は、このような問題に対する解決方策についても検討していく必要があります。
- 大量の災害廃棄物の発生や市内廃棄物処理施設の被災等により災害廃棄物の処理が円滑に行われなかったり、2次仮置場や最終処分場を市域内に確保することが困難な場合が想定されます。また、災害廃棄物の分別が徹底されず、混合廃棄物が大量に発生した場合、これを処理・処分できる業者は全国に数社しかなく遠隔地において処理・処分せざるを得ない事態も想定されます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 市では、現在保持している地震災害時の災害廃棄物処理体制を拡充し、水害時の災害廃棄物処理体制を整備していきます。この際、災害発生直後から、仮置場の設置、災害瓦礫等の災害廃棄物の搬入、円滑な処理等を着実に実施できるようにするため、地域防災計画の中で、仮置場の選定手順や搬入・分別要領等の基本的な考え方を整理していきます。
- 上記の考え方や計画を策定するにあたっては、近年の災害の他自治体の取り組みの状況や教訓事項を体系的に整理して反映させるとともに、国の指針に沿った災害廃棄物処理計画の策定を進めていきます。
- この際、災害廃棄物の分別に関しては、発災当初の段階から分別して集積することが重要なため、地域ごとの住民仮置場の候補地をあらかじめ選定し、発災後速やかに必要な住民仮置場を選定し、開設・運営できるようにし、災害廃棄物の集積・収集・処理が効率的・経済的に実施できるよう計画していきます。
- 被災した建築物の解体や瓦礫の撤去等、本市だけでは対応できない事態を想定し、民間事業者等と各種協定を締結し、発災時には、これらの協定を有効に機能させていきます。

…災害廃棄物（災害がれき、片付けごみ等）の処理体制の確立…

- 災害廃棄物の処理体制の整備については、近年の災害の教訓やノウハウを取り入れつつ、国の指針に従って体系的な災害廃棄物処理計画を策定していきます。災害発生時には、計画に基づき迅速かつ円滑に実行計画が策定できるよう、処理体制の構築、仮置場の候補地の調整等について、事前対策をより一層推進していきます。
- 災害時にも、平時の生活ごみの分別が市民によってなされるのと同様に、災害廃棄物等の分別が市民によって確実に実施され、円滑な収集・処理が実施されるよう、継続的に広報・啓発活動を粘り強く着実に推進していきます。
- 災害廃棄物を市域外で処理・処分しなければならない事態に備え、県西地域・県内における広域連携の仕組み及び協定業者との協定内容の更なる具体化を図るとともに、混合廃棄物の大量発生に備えた処理業者との連携体制の確立について検討・調整していきます。
- 仮置場内のレイアウトについても検討し、効率的なごみの収集・集積を行っていきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

脆弱性評価

・・住居解体の促進・・

- 災害時において建築物の解体が遅れることにより、復旧・復興が遅れることが懸念されます。本市においては、民間事業者等と各種協定を締結しており、建築物の解体及び瓦礫の撤去等の協力体制を構築していますが、災害時には、これらの協定を有効に機能させる必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

取り組みの方向性

・・住居解体の促進・・

- 被災した建築物の解体及びがれきの撤去等、本市だけでは対応が困難な事態が想定されるため、平素から関係する民間事業者団体や国・県等と連携を図り、必要に応じた協定の締結等、事前の準備を推進していきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-6

新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、平素から鉄道事業者との連携体制を確立し、協力して解決できる体制を構築しておく必要があります。
- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、早期の道路啓開体制の確立に向け、事前の協定や連携体制について確立しておく必要があります。

・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための新幹線等鉄道交通網の確保・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、平素から鉄道事業者との連携体制を確立し、協力して解決できる体制を構築しておく必要があります。

・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための道路交通網の確保・・

- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、早期の道路啓開体制の確立に向け、事前の協定や連携体制について確立しておく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、市では、これらの事業者を防災会議のメンバーとして平素から必要な連携体制を確立するとともに、災害時の対応等に関わる様々な課題等を認識共有し、協力して解決策を案出できるよう、定期的に作業部会を開催し、帰宅困難者対策等に関する意見交換や情報共有を図っていきます。
- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。この際、市は、国や県、関係事業団体等と連携し、早期の道路啓開を推進していきます。

…復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための新幹線等鉄道交通網の確保…

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、市では、これらの事業者を防災会議のメンバーとして平素から必要な連携体制を確立するとともに、災害時の対応等に関わる様々な課題等を認識共有し、協力して解決策を案出できるよう、定期的に作業部会を開催し、意見交換や情報共有を図っていきます。

…復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための道路交通網の確保…

- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。この際、市は、国や県、関係団体等と連携し、早期の道路啓開を推進していきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-7

文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 小田原市には小田原城をはじめとする多種多様な文化財や観光施設を保有しており、これらによる来訪者を確保・増進させていくことは、SDGsを推進し、持続可能な地域社会を実現するためにも重要な施策です。災害時であっても、小田原のブランド力を維持し、来訪者が大幅に減少する事態が起こらないように、文化財や観光資源の保護・保全やシティセールス等、平素からブランド力を向上させておく必要があります。

・・観光資源の耐震化対策・・

- 小田原城天守閣の耐震化は完了していますが、市が保有する歴史的建造物の中では、耐震化が未実施の建造物も多く、計画的な耐震化の推進が必要です。
- また、耐震化改修未実施の建築物等に関する平素からの維持管理を適切にし、被害を極小化していく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 小田原城をはじめとする多種多様な文化財や観光施設を活用し、来訪者を確保・増進するための施策を幅広く展開し、持続可能な地域社会を実現していきます。小田原城天守閣の耐震化改修は、平成28年度に完了し、耐震性は確保されていますが、熊本地震の熊本城のように大規模地震の発生により、小田原城が被害を受けることは十分に想定される事態です。このため、引き続き文化財や観光資源の耐震化等の減災対策を実施するとともに、早期復旧体制の整備を推進します。
- また、小田原城の石垣の復興のように文化財や観光施設の大規模な復興のためには、莫大な財源の確保が必要であり、復興基金を全国や海外から募る等の積極的なシティセールスが必要であり、平素からこれらの体制を目指し、マスメディア等と協力・連携体制を推進していきます。
- 平素からシティプロモーションによる小田原市のブランド力の向上に資する施策を積極的に推進していきます。

・・観光資源の耐震化対策・・

- 小田原城の耐震化改修以降、公有の歴史的建造物の耐震化改修を計画的に推進していきます。
- また、耐震化改修未実施の建築物等に関しては、平素から施設の維持管理を適切にし、地震時の被害発生を極小化を図っていきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

脆弱性評価

・・文化財・観光資源の早期復旧体制の確立・・

- 小田原城のような歴史的建造物の復旧には、莫大な資金や長期間を要するほか、専門的技術者や職人、特殊な資機材の確保が必要となり、全国規模で支援を受ける体制の構築が必要です。このため、早期に復旧体制を確立するためには、いち早く被災状況を内外に発信するとともに、平素からの関係者による連携体制の構築が必要になります。
- また、そのほかの文化財や観光資源についても、早期復旧体制を構築するためには、迅速な被害状況の収集と平素からの関係者との連携体制の構築が必要になります。

・・被災地としてのイメージの長期化防止策・・

- 復旧・復興が長期化し、被災地としてのイメージが定着してしまうと、そこからの脱却が困難となる上、思わぬ風評被害が発生し、観光や小田原産物品の販売に大きな痛手を与えるとともに、復旧・復興が更に遅れるといった負のスパイラルに陥る可能性があります。このため、被災地としてのイメージの長期化や風評被害の防止のため、先手を打った広報戦略の策定が必要になります。

・・小田原市のブランド力の向上施策・・

- 災害からの早期復旧のためには、平素からの小田原に対する市民の愛着が必要です。このため、平素から市民の小田原に対する郷土愛を醸成し、小田原市のブランド力の向上を図っていく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

取り組みの方向性

・・文化財・観光資源の早期復旧体制の確立・・

- 地震発生後、努めて速やかに文化財や観光資源の被災状況を調査し、迅速に保護・復旧できるよう、関係団体等との協力・連携体制を平素から構築していきます。
- このため、平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施し、被災時の迅速な復旧に資します。

・・被災地としてのイメージの長期化防止策・・

- このため、市の復旧・復興のリアルタイムの状況を適切に内外に発信する等の広報戦略を確立し、被災地としてのイメージの長期化や風評被害の防止を図っていきます。

・・小田原市のブランド力の向上施策・・

- 災害からの早期復旧のためには、平素からの小田原に対する市民の愛着が必要です。このため、平素から市民の小田原に対する郷土愛の醸成を図り、これを原動力とした効果的なシティプロモーションを継続的に展開することで、小田原市のブランド力を向上させていきます。
- 農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに、各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み、市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開していきます。

事前に備えるべき目標 9

災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-1

市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

脆弱性評価

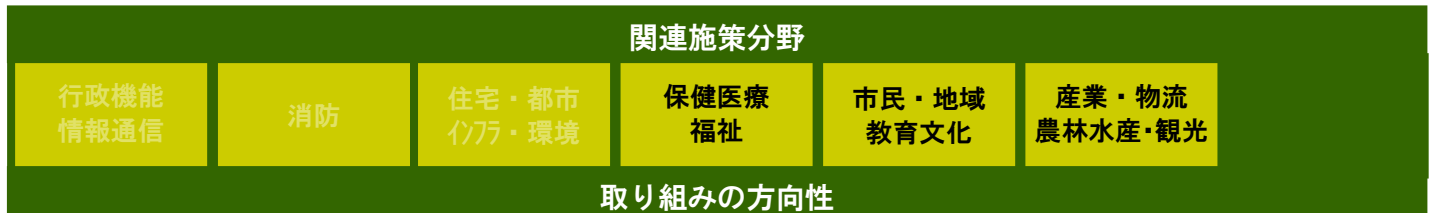
・・全体の現状評価・・

- 災害時に近隣や地域住民、事業者が助け合い、支え合うことができるいわゆる「共助」が機能するためには、市民一人ひとりに対する防災意識・共助意識の啓発が必要です。そのため、防災教室や出前講座の場を通じた普及・啓発のほか、あらゆる機会を活用した市民の防災意識を向上させるための取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- 災害時の共助の力の発揮にも寄与する平素からの地域コミュニティの形成について様々な取り組みを推進していますが、今後、これを更に活性化していく必要があります。
- 市民・地域・事業者の共助体制を確立するために、訓練等の場を通じて連携していく必要があります。

・・市民防災意識・共助に対する啓発活動・・

- 防災教室や出前講座等の場で、防災・減災に関する知識や災害を「我が事」として捉える事の重要性について継続的に啓発していく必要があります。
- 子どもたちの防災・減災に関する興味や知識を高め、自助能力の向上を図るとともに、助け合いの精神に基づく共助の必要性について啓発していく必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民や地域の事業者が共助力を発揮し、発災直後からの救助活動や避難所開設・運営が迅速・適切に行われるためには、平素からその関係性を構築し、連携のために必要な訓練等を継続的に実施していく必要があります。
- このため、市いっせい総合防災訓練等の場を通じ、市民の防災意識の高揚を図っていくとともに、地域の事業者が地域の訓練に参画できる環境を醸成していきます。
- 平素からまちづくり委員会や地域で行われるコミュニティ活動における地域コミュニティづくりを推進するとともに、小田原市民学校等による活動の担い手の育成を継続的に実施し、様々な活動主体や団体が自発的に協力・連携できる体制を構築していきます。

・・市民防災意識・共助に対する啓発活動・・

- 防災教室や出前講座の場において、我が家の避難行動マニュアルや各種ハザードマップを活用して、防災・減災についての知識や災害を「我が事」として捉え、自ら行動することの重要性や、共助が近年の災害における復旧・復興の鍵となっていることを啓発していきます。
- 引き続き、学校の授業等を活用した防災教育の充実を図り、児童・生徒の自助能力の向上を図るとともに、助け合いの精神に基づく共助の大切さを共有する人づくりを推進していきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

脆弱性評価

・・共助に関する事業所・企業における防災体制の構築・・

- 地域の高齢化が進む中、共助に関する事業所・企業と地域が連携できる体制を構築することは極めて重要です。このためにはまず、事業所や企業としての防災体制を確立するとともに、訓練等の場を通じ、地域との連携体制を構築していく必要があります。

・・平時の地域コミュニティの形成・・

- 平素から地域コミュニティ強化に資する様々な施策に重要的に取り組んでいますが、地域における担い手不足等の課題を解決するため、様々な主体が実施する市民活動を支援し、地域コミュニティの形成を助長していく必要があります。
- 身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めるための方策を、地域と連携して推進していく必要があります。

・・災害に備える地域コミュニティの形成・・

- 本市においては、すべての単位自治会に自主防災組織が組織されており、リーダーである自治会長をサポートする防災リーダーも各1名を市から委嘱しています。今後は、防災リーダーの知識や技能を高めるための研修会の開催等、その活性化を図っていく必要がある。
- 地域で防災活動をするために必要な資機材の購入費用を補助する事業を実施しています。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

取り組みの方向性

・・共助に関する事業所・企業における防災体制の構築・・

- 市内の事業所や企業における防災体制の構築と、地域との関係構築による地域防災力の向上に資する共助体制づくり等に関し、小田原箱根商工会議所との連携や検討を深め、これらを推進していきます。

・・平時の地域コミュニティの形成・・

- 持続可能な地域コミュニティの形成に向け、様々な主体が実施する地域における市民活動を継続的に支援するとともに、市有施設のを適切に維持管理して使用者に提供していきます。
- 災害時には平素からの地域のつながりに基づく身近なささえあいが共助の大きな原動力となるため、災害時に支援が必要な人々に対する平素からの見守りや声かけが積極的・日常的に行われるよう、自治会や民生委員・児童委員等から見守り活動をしている住民との連携を図りつつ、これを推進していきます。併せて、年々加入率が低下してきている自治会の加入率を向上させる施策についても検討・推進していきます。

・・災害に備える地域コミュニティの形成・・

- すべての自治会に組織されている自主防災組織の活動の要となる防災リーダーに対し、防災や減災に関する様々な知識や技能を習得させるための研修会や防災教室等を定期的に開催し、地域防災力の担い手の人材の育成を推進していきます。
- 地域防災力の向上を物的側面からも継続的に支援するため自主防災組織等活動支援事業等により、地域における自助・共助に必要な資機材の整備や管理運用を継続的に支援していきます。
- 市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っています。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-2

要配慮者（支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 災害発生時に、支援を要する高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な方（要支援者）の安否確認や避難支援等が迅速に行われるためには、日頃からの声かけ・見守り等、地域と要支援者との顔の見える関係づくりが重要です。本市では、現在、要支援者名簿の各自主防災組織等への配布を実施中の段階であり、今後、個別避難計画の作成について、地域との話し合いや連携を加速化していく必要があります。
- 大規模災害発生後、要支援者の避難生活を支援するため、市内の社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結していますが、体制づくりや運営方法の検討などが必要です。

・・避難行動要支援者への救急・救助活動・・

- 避難行動要支援者の名簿を活用した個別避難計画の作成に向けた取り組みが必要です。
- 今後、避難行動要支援者の個別避難計画に基づいた避難行動について、市いっせい総合防災訓練の場等を通じ、実際に確認し、課題等を早期に把握し、解決しておく必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

関連施策分野

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 要配慮者に対する支援の取り組みは、避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けを進めており、今後、要配慮者一人ひとりに対する個別避難計画の作成や支援者のマッチング・顔の見える関係づくりを推進するとともに、最終的には市いっせい総合防災訓練等の場において、実際の避難行動の支援訓練等を実施し、地域全体での意識啓発と支援の体制づくりができるよう段階的に施策を推進していきます。
- 福祉避難所の充実のため、引き続き社会福祉法人等との協定締結を推進し、災害時に円滑に開設・運営できるよう平素からこれらの施設等との連携を推進していきます。

…要配慮者への救急・救助活動…

- 災害時に自力避難が困難な要支援者の安否の確認や避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を推進していきます。
- 要配慮者を安全・確実に避難させるためには、平素から本人及びその支援者が避難経路や避難場所を事前に確認しておき、いざといった場合に備え、実際に避難行動を訓練しておくことが重要です。今後、これらの実現に向け、地域や要支援者との連携を継続的に実施していきます。
- 高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めていきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

脆弱性評価

・・要配慮者への避難生活支援策・・

- 要配慮者の避難生活を支援するための福祉避難所の受け入れ体制づくりや円滑な運営についての調整が必要です。
- 風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所の指定と必要な資機材の確保が必要です。
- 在宅の要支援者を避難場所や福祉避難場所に移送するための輸送手段の確保が必要です。

・・外国人に対する支援体制の確立・・

- 東京2020オリンピック・パラリンピックでの外国人観光客等の増加に対応して災害時の避難誘導や情報提供の際に障害となる多言語への対応については、まだまだ十分であるとは言えず、今後、引き続き対応策の検討・推進が必要です。
- 外国人が119番通報をした場合の多言語対応について、現在、三者通話サービスにより対応しているが、迅速な対応ができるよう、新たなサービスやアプリケーションの導入を検討していく必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

取り組みの方向性

・・要配慮者への避難生活支援策・・

- 福祉避難所の受入体制づくりと円滑な開設・運営ができるよう、協定締結施設の拡充に取り組むとともに、福祉避難所間での相互支援の枠組みについて検討していきます。
- 風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所における、避難者や介助者の負担を軽減するために、段ボールベッド等の資機材の整備を推進し、受入れ環境の充実を図ります。
- 在宅の要支援者を風水害時に避難場所に移送する手段について検討を進めていきます。

・・外国人に対する支援対策の確立・・

- 東京2020オリンピック・パラリンピック等での外国人来訪者の増加を契機とし、発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進等、外国人への支援の強化を図ります。また、災害時でも適切に避難行動がとれるよう、様々な機会を通じて、積極的な広報・啓発を実施していきます。
- 緊急時の119番通報時の多言語サービス等により、外国人の緊急通報に対しても適切に対応できるようにしていきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-3

避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 要配慮者が発災初期に指定避難場所で避難生活を送る場合や、その後も福祉避難所への移動が出来ず引き続き広域避難所において避難生活を送らなければならなくなった場合において、要支援者に対する一般の避難者の配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態が、他の地域のこれまでの災害の事例を見ても散見され問題となっています。このような事態を避けるためには、地域の方々の要支援者に対する理解とマナーの徹底が必要であり、平素からの防災教室や出前講座、我が家の避難行動マニュアル等を活用した継続的な啓発が必要です。
- 多くの避難所では、施設のバリアフリー化が進んでおらず、車いす利用者等にとっては、自力での移動が困難でストレスの大きい場所となっており、また介助者にとっても負担が大きいものとなっています。このため、施設の段差解消やみんなのトイレの設置等、施設の改修が必要です。

・・要配慮者の健康被害の発生防止策・・

- 要配慮者の健康被害を軽減するためには、福祉的配慮が必要であり、福祉避難所の充実が必要です。
- 要配慮者の避難生活を支援する看護師や福祉関係者の人材の確保が必要です。
- 広域避難所や風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所への必要な資機材の整備が必要です。
- 地域住民に対し要支援者への配慮に関するあらゆる機会を捉えた継続的な啓発が必要です。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 要配慮者が避難生活において健康被害や精神的苦痛を味わうような事態を回避するためには、これらの人々がそれぞれに必要な介助や支援が実施可能な福祉避難所に避難できることが必要ですが、避難者数に対し福祉避難所の受入れ体制が整っていないのが現状です。今後も、市内における社会福祉法人等との協定の締結を推進するとともに、域外においてこれらを確保する方策についても検討していきます。あわせて障がい者支援団体との連携の強化についても推進していきます。
- 要配慮者が、一時的に広域避難所で避難生活を送らなければならない発災初期に、健康被害や精神的苦痛を軽減できるよう、平素から避難所の環境整備に努めるとともに、避難者に対する避難所マナーの徹底や意識啓発に努めていきます。
- 外国籍住民や外国人観光客等への対応や意思疎通の円滑化を図るため、携帯型翻訳機の導入等についても検討していきます。

…要配慮者の健康被害の発生防止策…

- 福祉避難所の充実を図るため、社会福祉法人等との協定の締結を継続的に推進していきます。
- 看護師や福祉関係者の不足を解消するため、市内福祉事業所の協力について検討していきます。
- 段ボールベッドやマットレス等要支援者の介助に必要な資機材の整備を逐次進めていきます。
- 防災教室や訓練等の機会を捉え、避難所生活における避難行動要支援者と同一避難所で避難生活を送る際の配慮すべき事項や支援の留意点等を、普及啓発していきます。
- 要配慮者に対しては、お薬手帳や救急要請カード等を常日頃から携帯する習慣を付け、避難時には必ず携帯して避難するように周知・徹底していきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

脆弱性評価

・・要配慮者の精神的苦痛の防止策・・

- 大勢が避難生活を送る広域避難所において、要配慮者が、様々な人々の配慮の足りない言動により、精神的苦痛を味わう事態が想定されます。要配慮者を傷つける言動は、意識しない何気ない言動による場合も考えられるので、これらに関する住民への事前の普及啓発が必要です。
- 要配慮者のペット同伴避難等について、今後、検討していく必要があります。
- 避難所設備のバリアフリー化について、順次実施していく必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

取り組みの方向性

・・要配慮者の精神的苦痛の防止策・・

- 要配慮者が、広域避難所で避難生活を送らなければならない発災初期に、避難所内における一般の避難者の差別的言動のみならず、意図しない何気ない言動が要配慮者に対し精神的苦痛を与えてしまう場合も想定されます。このため、防災訓練や広域避難所運営委員会等の様々な機会を捉え、これらの人々に対して配慮すべき留意点等について意識啓発するとともに、人権啓発の観点からも平素から住民に対して意識の向上を図っていきます。
- 要配慮者が避難生活で受ける精神的苦痛の緩和やその未然防止のために臨床心理士等専門家団体等との事前の協定の締結について検討していきます。
- ペットが精神的支柱になっている要配慮者に対する支援の在り方について、今後検討していきます。
- 車いす利用車が一人で安心して自由に移動できるようにするため、広域避難所のバリアフリー化を推進します。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-4

避難所運営における住民自主運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点の不足等により、避難所の生活環境が悪化する事態

脆弱性評価

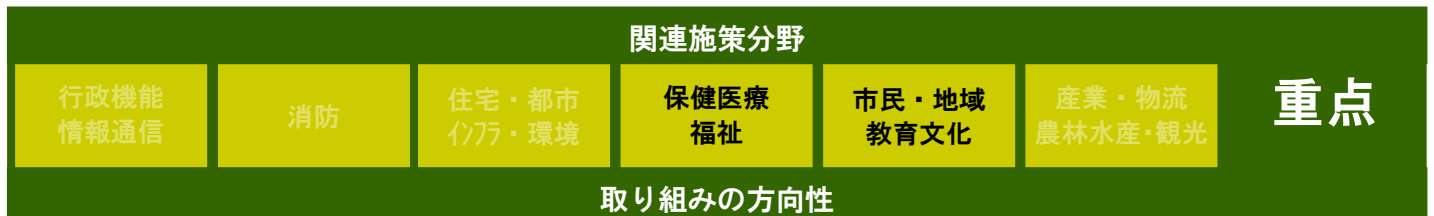
・・全体の現状評価・・

- 住民主体の避難所運営体制については各広域避難所運営委員会により十分に整備されていますが、運営委員会における女性委員の比率が低いことが課題となっています。今後は、女性委員の比率を高め、より女性の視点を取り入れた避難所運営について取り組みを強化していく必要があります。
- 女性の視点のみならず、今後、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等への配慮の視点を取り入れた取り組みが必要です。

・・住民主体の避難所運営体制の確立・・

- 住民主体の避難所運営体制は既に確立されていますが、今後、この実効性を高めるためのマニュアルの見直し整備や継続的な訓練の実施が必要です。
- 地域住民への配慮を要する人々に対する知識やマナーの普及啓発を継続的に行っていく必要があります。
- ペット同行避難に関するルールの周知徹底を図っていく必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する



…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 避難所の運営は各連合自治会単位で運営される広域避難所運営委員会によりその運営要領が決定され、住民主体の自主運営が定着しています。今後は、更に快適で秩序立った避難所運営が実施されるよう、訓練等の場を通じて適宜、運営要領の見直しを継続的に実施するとともに、当事者意見の反映を図っていきます。
- この際、避難所の運営要領や避難所のルールに女性の視点を導入することは大変重要であり、広域避難所運営委員会の委員に女性委員を加える等の方策により、積極的に女性の意見を反映できる女性参画の環境を整備していきます。
- また、避難所は女性のみならず、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等様々な配慮を要する人々が共同生活を行う場であるため、これらの人々に対する配慮や支援についても、防災教室や訓練の場を通じて普及啓発するとともに、人権啓発の観点からも共生社会の実現等について平素から住民に対し意識啓発していきます。

…住民主体の避難所運営体制の確立…

- 広域避難所の開設・運営に関連する訓練を、市いっせ総合防災訓練の中に継続的に取り入れ、継続的に運営マニュアルの見直し等を実施し、住民主体の自主運営体制の実効性を更に向上させていきます。
- この際、妊産婦や子育て世代、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等が避難所生活を送りやすくなるようプライバシーの確保や犯罪等の発生の未然防止が図られるよう、避難者が避難生活を送る上で必要な配慮や知識の習得について、普及啓発を進めていきます。
- 防災教室等の場において、避難所運営ゲーム（HUG）の実施等、住民主体の自主運営体制の構築に向けた支援を実施していきます。
- ペット同行避難に関し、地域での話し合いを進め、受入体制を整備し、トラブル等の未然防止を図っていきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

脆弱性評価

・・避難所運営における女性の視点の導入・・

- 広域避難所の運営に女性の視点が入り入れられるように、運営委員に女性が参画することを更に推進するとともに、女性をはじめとした配慮を要する方に対する理解や具体的な対応方法を学ぶ等、運営側の意識醸成が必要です。
- 災害時にも、妊産婦や子育て世代を支援する各種施策が継続的に実施される体制の整備が必要です。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

取り組みの方向性

…避難所運営における女性の視点の導入…

- 女性の視点を取り入れた避難所運営がなされるよう、運営委員に女性の参画を促すとともに、女性をはじめとした配慮を要する人々に対する理解や具体的な対応方法を学ぶ等、運営側の意識改革や意識情勢を図っていきます。
- 妊産婦や子育て支援の母子が安心して避難できる環境を整備するため、平素から地域の子育て支援の場や機会の充実を図るとともに、プライバシー確保に必要な資機材を整備する等、避難所の環境整備を推進していきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-5

避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が阻止される事態

脆弱性評価

・・全体の現状評価・・

- 避難生活において、子どもたちが積極的に避難所運営や避難所内でのイベントに参画することにより、避難所内の雰囲気が明るくなり、市民の災害からの復旧・復興のはずみになることが考えられます。このような避難所運営の雰囲気づくりを大人が率先して行うことにより、子どもたちの積極的な避難所運営等への参画を助長していく必要があります。
- 子どもたちの惨事ストレスを防止するためのケア体制の整備を進めていく必要があります。

・・子どもにおける心の障がいの発生防止策・・

- 東日本大震災をはじめ、過去の多くの災害において、多くの子どもたちが肉親や親しい友人等を失い、惨事ストレスの影響を長い期間受け、心の障がいを惹起する等の問題が発生しています。このような事態を防止するため、災害発生初期の段階から、子どもたちの心のケア体制を整備していく必要があります。
- 子どもたちの災害時トラウマを防止するため、平素からの取り組みが必要です。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

関連施策分野

重点

行政機能
情報通信

消防

住宅・都市
インフラ・環境保健医療
福祉市民・地域
教育文化産業・物流
農林水産・観光

取り組みの方向性

…リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 避難所生活の健全度のバロメーターの一つとして、「いかに子どもたちがはつらつとして生き生きと生活しているか」ということが挙げられます。大規模災害の事例としても、熊本地震の益城町の避難所では、先生と子どもたちが一緒になって、積極的に避難所運営に関わることによって、避難所内の雰囲気明るくなり、大人たちや高齢者にとっても生活しやすい避難所運営が行われた事例があります。
- このような明るく健全な避難所運営を目指すためには、子どもたちが積極的に避難所運営に関われるような雰囲気を大人達により醸成することが必要であり、体験談や専門家の意見等も踏まえ、広域避難所運営委員会や防災教室等の機会を通じて、子どもたちの避難所運営への参画を普及啓発していきます。
- 子どもたちは惨事ストレスの影響を受けやすくその後の成長にも大きな影響を与えるため、早期に惨事ストレスから回復するためのケア体制の確立は重要です。本市では、平素からの教育相談体制の拡充を図るとともに、外部の専門家によるケア体制も積極的に受入れ、早期から子どもたちの心のケアを実施できる体制を整備していきます。

…子どもにおける心の障がいの発生防止策…

- 災害時の子どもの心の障がいの発生原因の大部分は、両親や兄弟、親しい友達等の喪失に起因していると言われています。このためには子どもたちが両親等の喪失の事実を認識した直後から、専門家による心のケアが必要不可欠であり、市では教育相談体制の拡充のほか、カウンセラーの資格を持つ避難者の活用等、多角的な対策を推進していきます。
- 災害時トラウマを予防するためには、平素から災害時の心的障がいに関する子どもたちへの教育・理解の促進が必要です。市では、学校の授業等の機会を捉え、これらについての普及啓発を図っていきます。
- 心の障がいを負った子どもが避難生活を送るためには、地域による見守りや支えが必要不可欠です。このため、平素から地域で子どもを見守り育てる体制を構築していきます。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

脆弱性評価

・・避難所運営における子どもたちの参画策・・

- 避難所運営における子どもたちの自主的な参画を促すためには、大人たちによるきっかけ作りが重要です。学校の先生やNPO・ボランティア等の介在による子どもたちの参画のきっかけ作りについて検討・推進していく必要があります。
- 避難所運営に子どもたちが参画することに対する大人たちの理解を得るための普及啓発を行う必要があります。

9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

取り組みの方向性

・・避難所における子どもたちの参画推進策・・

- 避難所運営への子どもたちの自由な発想による参画が基本ですが、大人たちの中でなかなか言い出すきっかけを見出すことが難しいことが想定されるため、学校の先生やNPO・ボランティアの介在により、子どもたちが避難所運営に参画しやすい体制づくりを推進していきます。
- 子どもたちの避難所運営への参画の中には、遊び感覚で子どもたちが取り組める分野の参画もあり、これらに関するアイデアや専門的知見を有するNPOやボランティアとの連携を平素から推進していきます。
- 子どもたちの避難所運営への参画は、大人たちのこれらに対する理解が必要不可欠です。本市では、防災教室や広域避難所運営委員会の場を通じ、このことについての普及啓発を図っていきます。

4. 3 複数のリスクシナリオにまたがる横断的事項の脆弱性評価・取り組みの方向性

横断的事項 1	老朽化対策の推進
脆弱性評価	

・・・公共施設の老朽化の加速・・・

- 市民生活や経済活動の基盤となる公共施設は、学校施設や市営住宅、市民利用施設等の公共建築物と上下水道や公園等の都市インフラ等広範多岐の施設があり、その量も膨大です。これらの公共施設の多くは昭和40年代から平成の初めにかけて集中的に整備を進めてきたため、老朽化が一斉に進んでいます。今後、これらの施設は、更に老朽化が加速し、整備後50年以上経過する施設が急速に増加していきます。
- 上記の状況に鑑み、本市では、点検から維持修繕に係る施設保全のサイクルを確立することで、施設の管理水準の向上、適切な維持管理体制の確立、施設の長寿命化及びトータルコストの削減が図られます。
- また、公共施設の総量縮減及び機能・配置の適正化のため、公共施設再編基本計画を策定し、これに位置付けられた短期的に取り組む事業を、公民連携の手法を積極的に取り入れて、着実に推進していく必要があります。¥

横断的事項 1

老朽化対策の推進

取り組みの方向性

…公共施設の長寿命化・効率的な建替え…

- 各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、これに基づく計画的かつ効果的な保全・更新を、着実に推進していきます。
- 今後一斉に建替え時期を迎える学校施設等の大型公共施設については、事業費の平準化やコストの縮減、統廃合や複合化等の再編整備の検討等、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な事業推進を行い、時代のニーズに対応した公共施設への再生を図っていきます。

関連する主なリスクシナリオ

1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2	大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生
1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生
1-4	箱根山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生
2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
2-2	消防吏員・施設等の被災等による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない状態
5-2	漁港施設、船舶の被災等による機能の停止、海上輸送機能の低下
5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化
7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生
8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少

横断的事項2

公民連携の推進

脆弱性評価

・・公民連携の必要性・・

- 災害に対して強くてしなやかな都市を実現させるためには、行政の力のみならず、市民や民間事業者、大学等の研究機関が力を合わせて、一体となった施策の推進を行っていく必要があります。特に、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用して、公民連携による防災・減災に係る取り組みを検討・推進することは大変重要なことです。
- 本市では、公共施設の管理・運営に関し、指定管理者制度を幅広く導入して、管理・運営の効率化・適正化を図っていますが、今後は、災害時の各施設の運営等も視野に入れたガイドラインや施設ごとの防災マニュアルの見直しが必要です。
- 災害時を見据えた各種協定の締結は、行政の不得意分野を民間事業者等の得意分野で補う上で、極めて有効ですが、近年の気象の変化や災害の状況を踏まえて、その内容を継続して、見直し・改定していく必要があります。

横断的事項2

公民連携の推進

取り組みの方向性

…公民連携の取り組み強化…

- 公民連携の仕組みやノウハウを、今後、広く各種行政施策に取り入れていき、強靱化に関する施策についても、公民連携による新たな価値の創造に繋がる施策を推進していきます。
- 急速に進む技術革新、特にＩＣＴ技術を効果的に活用し、防災・減災に繋がる施策を推進していきます。
- 公民連携を促進するためには、これを担う人材の育成が必要です。今後、このための研修や情報共有を進めていきます。

関連する主なリスクシナリオ

2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・ＦＭおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化
7-4	有害物質の大規模拡散・流出
8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少
9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

5. 脆弱性評価の概要

5. 1 リスクシナリオごとの評価一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生	B
	1-2	大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生	C
	1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生	B
	1-4	箱根山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生	C
	1-5	避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	B
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートへの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態	B
	2-2	消防吏員・施設等の被災による消火・救助・救急活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態	B
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	B
	2-4	片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生	C
	2-5	帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大	C
	2-6	車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生	C
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	B
	2-8	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	B

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態	B
	3-2	市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下	B
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	B
	4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態	B
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化	B
	5-2	漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下	C
	5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	B
	5-4	食料等の安定供給の停滞	B
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理、廃棄物処理等の機能停止の長期化	B
	6-2	緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断	B
	6-3	鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止	B

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
7 制御不能な二次災害 を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	B
	7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生	C
	7-3	地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次災害の発生	C
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	C
	7-5	長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大	C
	7-6	風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響	C
8 大規模自然災害発生 後であっても、地域 社会・経済が迅速に 再建・回復できる条 件を整備する	8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	B
	8-3	被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ	B
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	B
	8-5	大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少	B

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後も、女性や子どもを含む市民・地域が力を発揮できる環境を整備する	9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態	B
	9-2	要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態	B
	9-3	避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態	C
	9-4	避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態	C
	9-5	避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が出ない事態	C

5. 2 評価結果の集計

評価結果	説 明	個 数
A	効果的な施策であり、十分な成果が出ている。	0個
B	対応する施策であり、計画通りの成果が見込めることから、引き続き推進していく。	25個
C	対応する施策であるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある。	17個
D	対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある。	0個

小田原市強靱化地域計画
令和 年(年) 月
小田原市防災部防災対策課